

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」

平成21年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成19年6月11日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月12日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、20年11月7日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成21年9月
会計検査院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成17年度決算審査措置要求決議の内容	1
3	20年次の会計検査の実施状況	2
4	21年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法	10
第2	検査の結果	13
1	独立行政法人の契約制度の状況	14
(1)	競争契約	16
ア	契約相手方の決定方法	16
イ	公告の方法	18
ウ	指名競争契約の基準の設定状況	20
(2)	随意契約	21
ア	随意契約の基準の設定状況	21
イ	随意契約における競争性及び透明性の確保	23
(3)	予定価格の作成	29
ア	予定価格の作成に関する規定の設定状況	30
イ	予定価格の作成の省略に関する取扱い	30
(4)	複数年契約	31
2	落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況	33
(1)	独立行政法人における契約全体の状況とその変化	33
ア	契約種類別の契約状況とその変化	34
イ	契約相手方別の契約状況とその変化	34
ウ	法人別の契約状況	37
(2)	契約方式の状況とその変化	37
ア	契約種類別の契約方式の状況とその変化	39
イ	契約相手方別の契約方式の状況とその変化	42

ウ	法人別の契約方式の状況	44
エ	競争契約の実施状況	46
(3)	落札率等の状況とその変化	51
ア	契約方式別の落札率の状況	51
イ	競争契約における応札者数別の落札率と落札率100%契約の状況	53
(4)	一般競争契約の入札に係る手続の実施状況	57
ア	公告期間の設定に関して検討すべきであったもの	59
イ	入札参加要件の設定に関して検討すべきであったもの	61
ウ	入札説明書等の作成に関して検討すべきであったもの	66
3	随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性	69
(1)	随意契約の実施状況とその変化	69
ア	契約種類別の随意契約の状況とその変化	70
イ	契約相手方別の随意契約の状況とその変化	71
ウ	法人別の随意契約の状況	72
エ	随意契約における予定価格の作成状況	72
(2)	企画競争の実施状況	74
ア	企画随契の実施状況とその変化	74
イ	応募者数の状況とその変化	76
ウ	審査に当たっての評価項目の設定状況とその変化	77
エ	企画競争の実施に係る手続の実施状況	77
(3)	公募の実施状況	82
ア	公募を経た随意契約等の状況	82
イ	公募の実施に係る手続の実施状況	83
(4)	随意契約とした適用理由の状況とその変化	87
(5)	随意契約見直し計画に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況	90
ア	点検対象随意契約の見直し状況	90
イ	点検対象随意契約の見直し後における競争性等の状況	91
(6)	20年報告に掲記した個別の事態の見直し状況等	95
ア	個別の事態の見直し状況	95

イ	個別の事態の見直し後における競争性等の状況	96
4	公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況	100
(1)	公益法人等を契約相手方とする契約の実施状況とその変化	100
ア	公益法人等を契約相手方とする契約の競争性の状況とその変化	100
イ	公益法人等を契約相手方とする随意契約の実施状況とその変化	103
(2)	公益法人等を契約相手方とする随意契約において随意契約とした適用理由の状況とその変化	105
(3)	随意契約見直し計画に基づいて適正化を進めることとされている公益法人等を契約相手方とする契約の見直し状況	106
ア	公益法人等を契約相手方とする点検対象随意契約の見直し状況	106
イ	公益法人等を契約相手方とする点検対象随意契約の見直し後における競争性等の状況	107
(4)	20年報告に掲記した公益法人等を契約相手方とする個別の事態の見直し状況等	111
ア	個別の事態の見直し状況	111
イ	個別の事態の見直し後における競争性等の状況	112
(5)	契約相手方とした公益法人等による再委託の状況	114
ア	再委託調査対象契約の状況	114
イ	再委託に関する契約条項の状況	114
ウ	再委託の実施状況	115
5	契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況	118
(1)	契約事務の体制に係る取組	118
(2)	契約の適正化に向けた審査、監視体制の状況	119
ア	随意契約とした理由の妥当性の審査体制の状況	119
イ	内部監査における随意契約の妥当性の検証の状況	120
ウ	監事及び会計監査人による入札及び契約の適正な実施に関する監査の実施状況	121
(3)	契約に係る情報の公表状況	122
6	主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数	125
(1)	随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況	125
(2)	随契先公益法人等への再就職者と当該公益法人等との随意契約等の状況	131

(3) 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況	135
(4) 随契先公益法人等の再委託先への発注元独立行政法人及び当該公益法人等それぞれの退職者の再就職者数	137
ア 再委託先への発注元独立行政法人退職者の再就職者数	137
イ 再委託先への随契先公益法人等退職者の再就職者数	138
第3 検査の結果に対する所見	140
別表	147

事 例 一 覧

[公告期間を運用上延長しているもの] 参考	19
[調達情報の閲覧に係る利便性を高めるための取組を行っているもの] 参考	20
[審査結果の開示方法に関して透明性を高める手続を定めているもの] 参考	27
[十分な周知期間が確保されていないもの] 、	59
[十分な見積期間が確保されていないもの]	61
[競争参加資格等級を限定して指定しているもの]	61
[入札参加者の事務所等の所在地を限定しているもの] 、	62
[事業者が保有する資格を限定して指定しているもの]	63
[業務実績の要件について施設や受注形態を限定しているもの]	63
[業務実績の要件について地域や施設を限定しているもの]	63
[業務実績の要件について、施設を限定していたり、必要以上の規模の要件を 求めたりしているもの]	64
[業務実績の要件について地域、納品実績等を限定しているもの]	64
[業務実績の要件について発注者を限定しているもの]	65
[業務を実施するために必要な要件が具体的に示されていないもの]	65
[特定のメーカーの製品名を限定して表示しているもの]	66
[長期間の引継期間を求めているもの]	66
[精算項目等が明確に示されていないもの]	67
[業務量等が明確に示されていないもの] 、	67
[具体的な業務内容が明確に示されていないもの]	68
[随意契約の締結に当たり、予定価格の作成を省略しているもの]	74
[業務実績の要件について施設を限定しているもの] ²¹	79
[具体的な業務内容等が明確に示されていないもの] ²²	80
[評価方法について検討の余地があったもの] ²³	80
[審査委員に利害関係者が含まれているもの] ²⁴	81
[必要となる人員等が明確に示されていないもの] ²⁵	84
[契約予定相手方名を表示しているもの] ²⁶ 、 ²⁷	85
[契約相手方の選定方法が具体的に示されていないもの] ²⁸	86
[受益者に対する影響に配慮する必要があるとして引き続き随意契約を行って いるもの] ²⁹	96
[業務に支障が生じるおそれがあるとして引き続き随意契約を行っているもの] ³⁰	111
[いったんは競争契約に移行したものの、再び随意契約を行っているもの] ³¹	112
[発注者の承認を得ないまま再委託が行われているもの] ³²	116
[公表期限までに契約情報が公表されていないもの] ³³ 、 ³⁴	124

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成19年6月11日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月12日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

全独立行政法人

(二)検査の内容

独立行政法人についての次の各事項

業務及び財務の状況

各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況

2 平成17年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、19年6月11日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成17年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について

特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。

政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を

講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡された政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

2 独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100%で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

3 20年次の会計検査の実施状況

前記の要請により、20年3月末現在の全独立行政法人102法人を対象として、20年次に実施した会計検査の結果は、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめ、20年11月7日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「20年報告」という。）。

20年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりであり、会計検査院としては、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、横断的に調査・分析するとともに、業務の実施状況や財務の状況はどのようになっているか、契約事務は適切に行われて、公正性、競争性

及び透明性は確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 業務及び財務の状況

ア 業務について

(ア) 中期目標の期間の終了時における主務大臣の見直しに基づいて、20年3月末までに統廃合の対象とされた23法人が9法人に整理されて、この結果14法人が削減されているが、統廃合された法人が行っていた業務の状況をみると、22法人は統合先法人に承継されており、1法人は国に再度移管されている。また、これ以外にも、業務の追加又は廃止により、新たな勘定の設置又は勘定の廃止が行われており、この結果13勘定が廃止されて、8勘定が新たに設置されている。

(イ) 中期目標の設定と評価の状況についてみると、繰越欠損金が多額となっている11法人12勘定の中には、繰越欠損金の解消に向けての目標を設定しているものもあるが、当該勘定の収益等の改善を目標として設定したにとどまっていたり、繰越欠損金の解消や収支改善についての目標を設定していなかったりなどして、必ずしも、定量的かつ高水準の目標設定とはなっていないものがある。そして、上記について、18年度の年度評価の状況をみると、繰越欠損金が前年度に比べて増加している法人・勘定においても、中期目標又は中期計画を達成しているなどとしている状況である。

イ 財務について

(ア) 独立行政法人化に伴う政府出資金の増減の状況をみると、政府出資金が減少している法人は27法人であり、その減少額は、国が承継したことによるものなどを控除すると計11兆4017億円となっている。また、18年度末における独立行政法人に対する政府出資金に係る台帳価格（純資産額をもって評価された価格）は、97法人159勘定で計19兆5328億円となっていて、18年度末までに行った出資額の累計17兆6605億円と比べると計1兆8723億円増加している。しかし、このうち、台帳価格が出資額の累計に比べて減少している法人・勘定が59法人85勘定あり、その減少額は計1兆1981億円となっている。また、負債が資産を超過していることから、台帳価格が0円となっている法人・勘定が7法人7勘定あり、これらの法人・勘定における負債超過額は計5885

億円となっている。

(イ) 18年度末までに中期目標期間の最終年度が到来した法人のうち、運営費交付金債務の収益化基準に費用進行基準のみを採用している57法人は、精算収益化額を計434億円計上している。しかし、当該基準を採用していても運営費交付金を全額使用しているため、精算収益化額が0円となっているものも4法人4勘定ある。また、精算収益化額を上回る前期からの繰越欠損金があることなどから、精算対象積立金を計上できないため、中期目標期間中に交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額が国庫に納付されず、法人内部に現金・預金等として留保されることとなっているものが2法人2勘定、計3億円ある。

(ウ) 18年度末に繰越欠損金を計上しているものが30法人46勘定ある。この中には、独立行政法人化に伴い、旧法人が計上していた繰越欠損金を政府出資金等で処理したものの、再び10億円以上の繰越欠損金を計上しているものが2法人2勘定ある。

(I) 政府出資又は政府出資見合いの資産を売却して得た資金については、相應の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、法人内部に留保されているものが14法人、計290億円ある。また、売却以外の資産の処分（敷金・保証金の返戻14法人、計27億円、関係会社の清算処理等4法人、計26億円）により得た資金や旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産（1法人25億円）についても、同様の事態となっていて、法人内部に留保されているものが15法人、計79億円ある。

(2) 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度について

(ア) 一般競争契約における公告については、公告期間、公告の方法等を明確に会計規程等で定めていない法人が4法人あり、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人が45法人ある。また、指名競争契約限度額について、国の金額基準を上回る基準を設定している法人が11法人ある。

(イ) 随意契約の基準については、少額随契に係る随契限度額はすべての法人が国の金額基準と同額か又はこれを下回っているが、随意契約によることができる範囲が明確かつ具体的でない包括的随契条項又は契約相手方が公益法人

の場合は随意契約ができるとする公益法人随契条項を設定している法人がそれぞれ54法人、11法人ある。

(ウ) 企画競争又は公募については、それぞれ93法人、71法人が制度を導入しているが、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人はそれぞれ37法人、27法人にとどまる。

(I) 契約の発注に際して、予定価格を作成しなければならない旨が会計規程等に明確に定められていない法人が3法人ある。また、予定価格の作成の省略に関する取扱いについても、省略する理由や対象範囲が明確でなく、その妥当性に疑義のあるものがある。さらに、国の場合、予定価格が100万円を超えないものに限って作成を省略できるとしているが、これよりも高額に設定している法人も36法人ある。

イ 入札及び契約全般の状況について

(ア) 契約方式の状況をみると、随意契約の割合は、件数では18年度75.5%、19年度（12月まで）74.4%、支払金額では18年度71.5%、19年度（12月まで）75.1%となっていて、競争契約の割合よりも高い。そして、平均落札率も競争契約が18年度88.8%、19年度（12月まで）89.0%となっているのに対して、随意契約はそれぞれ96.5%、96.4%となっていて、競争契約より7.7ポイント、7.4ポイント高く、競争性及び経済性の面で十分ではない状況となっている。また、契約相手方別にみると、競争契約の割合は、「民間企業」が件数では18年度30.0%、19年度（12月まで）32.8%、支払金額では18年度36.9%、19年度（12月まで）34.1%と最も高く、「公益法人等」はそれに比べて件数では18年度23.9ポイント、19年度（12月まで）23.6ポイント、支払金額では18年度35.1ポイント、19年度（12月まで）26.9ポイントも低い状況となっている。

(イ) 競争契約における応札者数の状況をみると、応札者が5者以上のものは、18年度39.3%、19年度（12月まで）29.1%である一方、1者応札のものが18年度25.7%、19年度（12月まで）35.3%ある。競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、1者応札の場合は、平均落札率が18年度95.3%、19年度（12月まで）95.1%となっているのに対して、複数応札の場合はこれをそれぞれ8.9ポイント、9.7ポイント下回っており、競争契約であっても1

者応札については実質的に競争性を確保しにくい状況となっている。

ウ 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性について

(ア) 随意契約とした適用理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとする契約が半数以上を占めているが、「法人独自の規定による少額随契」や「法人独自の理由による随意契約」を適用理由とするものも相当数あり、これらも含めると9割を超えている。

そして、契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性を実際に検証したところ、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」等を理由として契約相手方を選定している随意契約の中には、その理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約が955件見受けられた。

(イ) 随意契約に当たり企画競争を実施している場合があるが、企画競争を導入している93法人のうち、3法人は参加者の募集を公示していなかったり、10法人は企画書等の審査に当たり評価項目等をすべて参加者に開示していなかったりなど、公正性及び透明性の確保が十分でないものがある。

エ 公益法人等に対する随意契約について

(ア) 公益法人等を契約相手方とする契約については、随意契約の割合が件数では18年度93.8%、19年度（12月まで）90.7%、支払金額では18年度98.1%、19年度（12月まで）92.7%となっていて、対象契約全体でみた場合よりも件数では18年度18.3ポイント、19年度（12月まで）16.3ポイント、支払金額では18年度26.6ポイント、19年度（12月まで）17.6ポイント高い状況となっている。また、随意契約としている適用理由については、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約の割合が半数を超えている。

(イ) 契約相手方が公益法人等である随意契約における再委託については、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが18年度14.9%、19年度17.2%ある。また、再委託が行われている契約の再委託率をみると、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で46.0%、支払金額で44.8%を占めており、再委託率が90%を超えているものも、それぞれ4.4%、1.7%ある。

オ 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

各独立行政法人は、競争入札の増加等に伴う事務量の増加に対処するため、複数年契約の活用等による契約の合理化、仕様書等の様式の統一や契約事務の電子化等による事務処理の効率化・省力化等の取組を講じている。また、随意契約の理由の妥当性については、70法人が契約担当部門の審査を含む複数の部門等による事前の審査を実施している。また、契約に係る情報については、ほとんどの法人は、おおむね適切に公表している。

カ 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者は、19年4月1日現在で、随契先公益法人等のうち129法人に827人（うち国家公務員出身者は114人）、主な随契先民間企業等のうち92法人に395人（同59人）がそれぞれ在籍している。そして、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している公益法人等は、在籍していない公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争又は公募を経ない随意契約の支払金額の割合も高い状況となっている。

2 所見

独立行政法人制度は、導入以来7年が経過している。この間、人件費や財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保について一定の成果があったとされている一方、業務運営の在り方や契約の状況等について、様々な問題点が指摘されている。

政府は、前記のとおり整理合理化計画を策定して、これを着実に実行するとともに、独立行政法人制度の原点に立ち返った見直しなどを行うため、独立行政法人の評価機能の一元化、保有資産の見直しのための法整備等を内容とする通則法の改正案を第169回国会に提出している。

したがって、以上の検査結果を踏まえて、各独立行政法人等は、整理合理化計画において講ずることとされている措置を着実に実施するとともに、次の点に留意することが必要である。

(1) 業務及び財務の状況

ア 業務について

(ア) 中期目標期間の終了時における業務の見直しに当たって、主務大臣は、独立行政法人制度の原点に立ち返り、各法人が行っている事務・事業が国民にとって真に不可欠であるかの検討を一層厳格に行うとともに、引き続き当該

法人が事務・事業を行う場合であっても、その適正化・効率化等を推進する。

- (イ) 中期目標の設定に当たって、主務大臣は、業務運営等の評価をより厳正に行うことができるよう、できる限り定量的かつ高水準な目標を的確に設定する。

イ 財務について

- (ア) 精算収益化額に相当する額が国庫に納付されず、法人内部に留保されることとなる法人について、政府は、精算収益化額に相当する額を精算対象積立金に計上して国庫に納付している他の法人との均衡を失しないよう適切な取扱いを検討する。

- (イ) 繰越欠損金を計上している法人・勘定については、その解消等に向けて計画的に取り組む。特に、独立行政法人化後に再び繰越欠損金を計上している法人や政府出資金の台帳価格が減少している、あるいは0円となっている法人・勘定にあっては、より効率的な業務運営等に努める。

- (ウ) 政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金や旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産で、引き続き法人内部に留保されることとなる資金について、政府は、国庫に納付することが可能となるよう、減資に関する立法措置を速やかに講ずる。

(2) 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度について

- (ア) 一般競争契約における公告期間、公告の方法等や予定価格の作成に関する定めなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続については、会計規程等において明確に定める。

- (イ) 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、省略する理由や対象範囲が明確でない場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。

- (ウ) 公告期間の下限が国の基準を下回る場合や、指名競争契約限度額や予定価格の作成の省略に関する取扱いを国の金額基準を上回って設定している場合は、業務運営上真にやむを得ないものを除き見直しを行う。

(I) 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行う。

イ 入札及び契約全般における競争性の確保について

(ア) 国や他の独立行政法人等の契約実例を調査して参考にするとともに、発注する業務の内容に係る仕様書等を工夫したり、事業者の審査を適切に行ったりするほか、少額購入等を予定している調達についてもこれを計画的に集約することにより一括契約を可能とするなどして競争契約を拡大して、契約の透明性の向上を図る。併せて、競争契約を実施する場合には、業務運営の安定的かつ確実な実施等に十分配慮した上で、実質的な競争性の確保を図る。

(イ) やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他に履行可能な者がいないかの把握等を、公募を適切に実施するなどして厳格に行う。

(ウ) 仕様書等の内容を具体的に提示できる場合は、総合評価方式を含む競争契約に移行することに努める。そして、仕様書等の内容の具体的な提示が困難で随意契約によらざるを得ない場合でも、可能な限り企画競争を実施することに努める。そして、企画競争の実施に当たっては、参加者の募集は公示により行うとともに、審査の方法、評価項目等の設定を適切に行い、これらの状況や審査結果等を適時適切に開示するなどして契約の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

ウ 公益法人等に対する随意契約について

(ア) 従来公益法人等を契約相手方としてきた随意契約について、契約の具体的な業務内容を精査して、他に履行可能な者がおらず、真に随意契約によらざるを得ない場合に該当するもの以外は、速やかに競争契約に移行する。

(イ) 再委託については、契約の適正な履行を確保するため、契約の内容に応じて、再委託を禁止したり、再委託に当たっては発注者の承認を要することとしたりなどする旨の契約条項を設けるとともに、再委託率が高率となっている契約については、随意契約とした理由との整合性に留意する。

エ 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、契約の適正化に向けた審査体制の一層の充実に努める。また、契約の透明性の向上を図るため、契約に係る情報を引き続き適切に公表するとともに公表方法の一層の充実に努める。

オ 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について十分に説明責任を果たせるようにする。

また、会計検査院としては、政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金、旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産で、法人内部に留保されている資金の管理はどのようになされるか、また、保有資産の見直しのための法整備の状況を踏まえて、各独立行政法人に留保されている資金は適切に国庫納付がなされることになるかについて、今後とも注視していくこととする。

会計検査院としては、本報告の取りまとめに際して、19年12月に策定された随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることなどから、これを中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

4 21年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、21年次において、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、20年報告の検査の結果に対する所見において引き続き検査を実施するとした、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。上記の検査に当たっては、20年報告において入札及び契約の状況について記述した以下の各項目について、その改善又は変化の状況を踏まえつつ実施する必要があることから、これらの各項目のフォローアップ検査も併せて実施した。

独立行政法人の契約制度の状況

落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況

随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

検査は、21年3月末現在における全独立行政法人100法人（図表1参照）を対象とした。

そして、検査の実施に当たっては、入札、契約の状況について会計検査院が作成及び提出を求めた調書等を在庁して分析するとともに、238.1人日を要して、全独立行政法人に対する会計実地検査を行った。

図表1 検査の対象とした独立行政法人（平成21年3月末現在）

主務府省	検査対象法人	主務府省	検査対象法人
内閣府	独立行政法人国立公文書館	厚生労働省	独立行政法人医薬基盤研究所
	独立行政法人国民生活センター		独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
	独立行政法人北方領土問題対策協会		年金積立金管理運用独立行政法人
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	農林水産省	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
総務省	独立行政法人情報通信研究機構		独立行政法人種苗管理センター
	独立行政法人統計センター		独立行政法人家畜改良センター
	独立行政法人平和祈念事業特別基金		独立行政法人水産大学校
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
外務省	独立行政法人国際協力機構		独立行政法人農業生物資源研究所
	独立行政法人国際交流基金		独立行政法人農業環境技術研究所
財務省	独立行政法人酒類総合研究所		独立行政法人国際農林水産業研究センター
	独立行政法人造幣局		独立行政法人森林総合研究所
	独立行政法人国立印刷局		独立行政法人水産総合研究センター
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構		独立行政法人農畜産業振興機構
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人農業者年金基金	
	独立行政法人大学入試センター	独立行政法人農林漁業信用基金	
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	経済産業省	独立行政法人経済産業研究所
	独立行政法人国立女性教育会館		独立行政法人工業所有権情報・研修館
	独立行政法人国立国語研究所		独立行政法人日本貿易保険
	独立行政法人国立科学博物館		独立行政法人産業技術総合研究所
	独立行政法人物質・材料研究機構		独立行政法人製品評価技術基盤機構
	独立行政法人防災科学技術研究所		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	独立行政法人放射線医学総合研究所		独立行政法人日本貿易振興機構
	独立行政法人国立美術館		独立行政法人原子力安全基盤機構
	独立行政法人国立文化財機構		独立行政法人情報処理推進機構
	独立行政法人教員研修センター		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
	独立行政法人科学技術振興機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構
	独立行政法人日本学術振興会	国土交通省	独立行政法人土木研究所
	独立行政法人理化学研究所		独立行政法人建築研究所
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構		独立行政法人交通安全環境研究所
	独立行政法人日本スポーツ振興センター		独立行政法人海上技術安全研究所
	独立行政法人日本芸術文化振興会		独立行政法人港湾空港技術研究所
	独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人電子航法研究所
	独立行政法人海洋研究開発機構		独立行政法人航海訓練所
	独立行政法人国立高等専門学校機構		独立行政法人海技教育機構
	独立行政法人大学評価・学位授与機構		独立行政法人航空大学校
	独立行政法人国立大学財務・経営センター		自動車検査独立行政法人
	独立行政法人メディア教育開発センター		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国際観光振興機構	
	厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人水資源機構
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人自動車事故対策機構
		独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人空港周辺整備機構
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	独立行政法人海上災害防止センター
		独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人都市再生機構
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人奄美群島振興開発基金
		独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人雇用・能力開発機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
独立行政法人労働者健康福祉機構		環境省	独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人国立病院機構			独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人医薬品医療機器総合機構		防衛省	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
	計	100法人	

注(1) 独立行政法人農林漁業信用基金の主務府省は財務省及び農林水産省、独立行政法人奄美群島振興開発基金の主務府省は財務省及び国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構の主務府省は財務省及び国土交通省であるが、便宜上、本図表のように記載している。

注(2) 20年報告において検査対象としていた独立行政法人緑資源機構は平成20年4月1日に解散して、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターが事業の一部を承継している。

注(3) 20年報告において検査対象としていた独立行政法人通関情報処理センターは平成20年10月1日に解散して、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設立された。

注(4) 独立行政法人メディア教育開発センターは平成21年4月1日に解散して、必要な業務については放送大学学園において実施されることとなった。

注(5) 独立行政法人国立国語研究所は平成21年10月1日に解散することとされており、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する研究機関に移管することとされている。

注(6) 独立行政法人平和祈念事業特別基金は平成22年9月30日までに解散することとされている。

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

第2 検査の結果

政府は、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものになっているかなどについて、原点に立ち返って見直すこととし、101独立行政法人^(注1)について民営化や民間委託の是非を検討して、19年8月に、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定。以下「基本方針」という。)を定めている。そして、独立行政法人制度の導入後、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっているなどとして、政府は、基本方針等に基づき独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)を策定し、これを着実に実行することとしている。

随意契約の見直しに関して、基本方針は、独立行政法人の契約について一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、「競争性のない随意契約」は含まない。以下同じ。)の導入、範囲拡大等を図るための見直しを行い、独立行政法人ごとに随意契約見直し計画を策定することとしている。

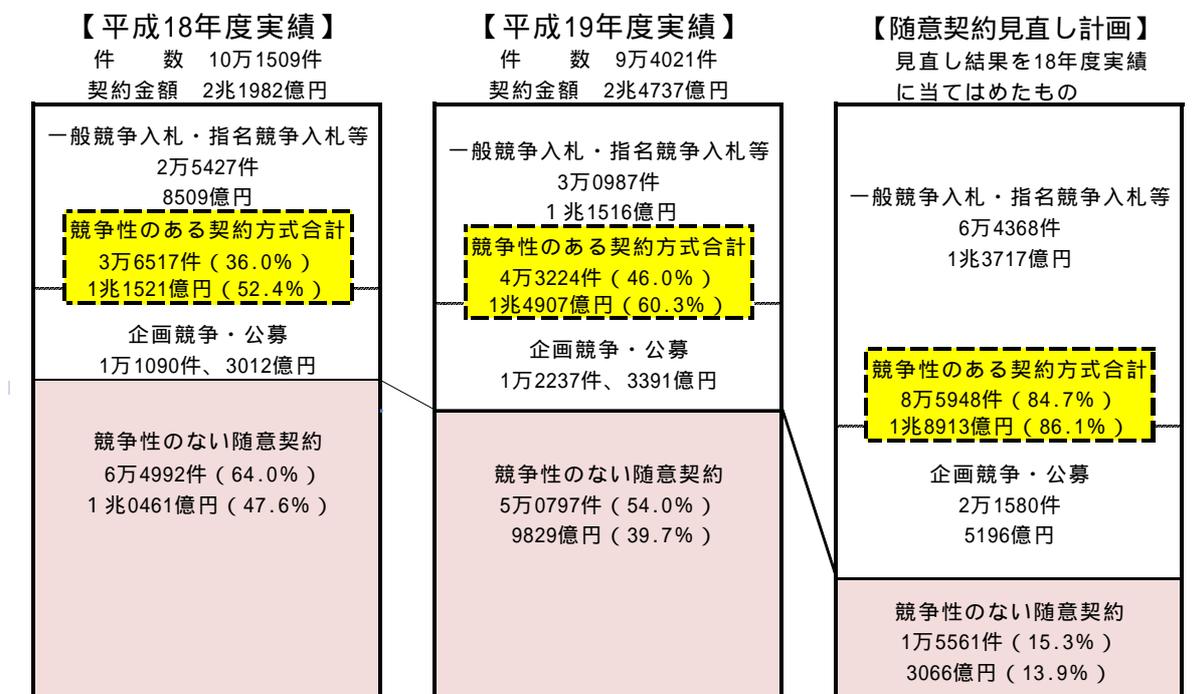
また、整理合理化計画では、独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置として、随意契約の見直しに関する事項が定められており、各独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとして、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画を着実に実施することにより、「競争性のない随意契約」の比率を国並みに引き下げること、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争又は公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施すること、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において厳正にチェックすることなどが定められている。

各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画によると、101独立行政法人全体では、18年度に締結した「競争性のない随意契約」6.4万件、契約金額1.0兆円のうち、7割強に当たる4.9万件、0.7兆円を一般競争入札等に計画的に移行することとしている。そして、20年7月には、19年度における独立行政法人の契約状況が公表されており、これによると、^(注2) ^(注2) 図表2のとおり、19年度実績で、「競争性のない随意契約」は5.0万件、契約金額0.9兆円となっている。なお、これを契約全体に占める割合で見ると、件数では54.0%、契約金額では39.7%となっていて、18年度の64.0%及び47.6%に比べて、それぞれ10.0ポイント

ト及び7.9ポイント低下している。

上記の政府における取組を踏まえて、前記第1の4で示した項目別に検査の結果を示すと次のとおりである。

図表2 随意契約見直し計画と平成19年度に締結した契約の状況



(注) 図表中の件数及び契約金額は、各年度に締結した支出原因契約（国において予定価格が少額であることにより随意契約によることが認められる予定価格以下の随意契約は除く。）に係るものである。

(注1) その後、郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立される一方、通関情報処理センター及び緑資源機構が解散しており、平成21年3月末現在では100法人となっている。

(注2) 以下の会計検査院の検査結果とは集計方法等が異なるため単純には比較できない。

1 独立行政法人の契約制度の状況

国の契約事務は、会計法（昭和22年法律第35号）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他の会計法令等の規定に基づき行われている。そして、国の契約方式は、図表3のとおり、一般競争契約及び指名競争契約（以下、両者を合わせて「競争契約」という。）並びに随意契約の三つがあり、このうち、機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から、一般競争契約が原則とされている。

図表3 国の契約方式

区分	要件	根拠条項
一般競争契約	(原則) 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、以下の場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。	会計法第29条の3第1項
指名競争契約	指名競争に付するものとされている場合	会計法第29条の3第3項
	指名競争に付することができる場合	予決令第94条第1項等
随意契約	随意契約によるものとされている場合	会計法第29条の3第4項
	随意契約によることができる場合	予決令第99条等

これに対して、独立行政法人の契約事務は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）等において、競争入札等の契約に関する基本的な事項を業務方法書に定めて主務大臣の認可を受けること及び会計に関する事項について規程（以下「会計規程」という。）を定めて主務大臣に届け出ることが規定されている。そして、独立行政法人の中には、このほか、会計規程に基づくなどして、契約事務に関する細則、要領等を独自に定めているものもある。また、独立行政法人の会計は、国の会計制度とは異なり予算の単年度主義の制約はなく、複数年にわたる契約（以下「複数年契約」という。）を締結することが可能であるなど、独立行政法人の契約制度は、国の制度と相違するだけでなく、法人間でも一律な制度とはなっていない。

20年報告では、上記を踏まえて、公告の方法、随意契約の基準、予定価格の作成等に

関して留意することが必要な事項等を報告したことから、その改善状況等を見るため、検査対象法人100法人について、21年4月1日現在の契約制度の状況を調査、分析した。

(以下、数値の記述は、表示単位未満を切り捨てている。)

(1) 競争契約

ア 契約相手方の決定方法

国の競争契約における契約相手方の決定は、支出原因契約にあつては、原則として予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする事とされている(以下、この落札方式を「自動落札方式」という。)。ただし、契約の性質又は目的から価格のみの競争により難しい場合、価格だけでなく、技術的要素等も併せて総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)が認められている。

独立行政法人においても、21年4月1日現在で、100法人のうち98法人は、競争契約では原則として自動落札方式によることを会計規程等において規定しており、20年4月1日現在の96法人と比べて2法人増加している。これは、20年4月1日現在で、会計規程等において契約相手方の決定方法に関する定めを置いていなかった3法人のうち2法人(日本貿易保険及び奄美群島振興開発基金)が規定の整備を行ったことによるものである。なお、残る1法人(国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)は、21年8月に規定の整備を行っている。また、このほか自動落札方式によることとしていない法人が1法人(国立病院機構)あるが、これは、20年報告でも記述したとおり、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を第一交渉権者として交渉を行い、契約価格が決定した場合はその者を契約相手方とするなどの方式を会計規程等において定めているものである。

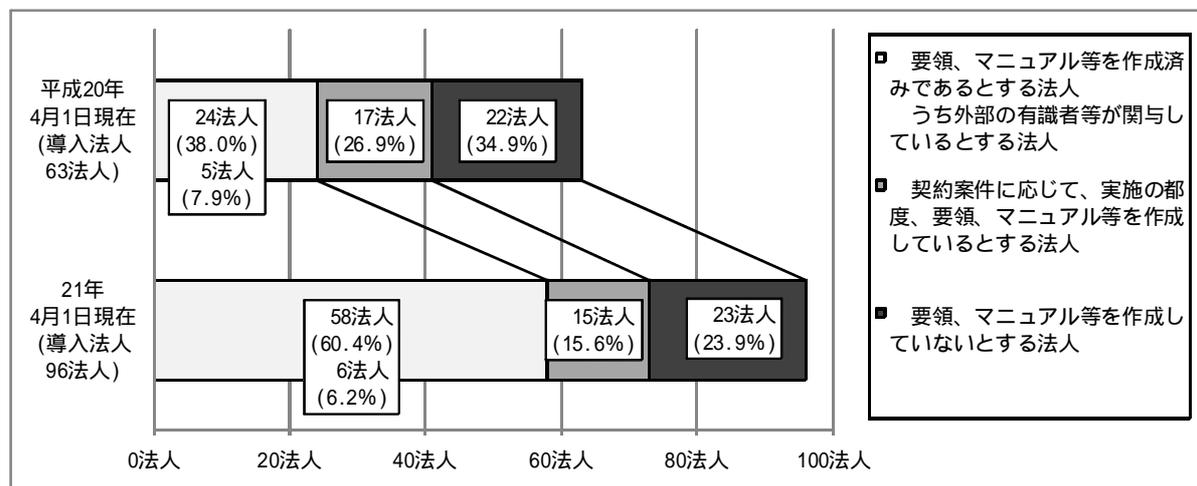
また、総合評価方式については、21年4月1日現在で、96法人が導入(未実施の法人を含む。以下同じ。)しており、20年4月1日現在の63法人から大幅に増加している。一方、会計規程等でその根拠を明確に定めている法人は、20年4月1日現在の62法人から27法人増加しているものの、89法人にとどまっている(法人別内訳は別表1(147、148ページ)参照)。

20年報告では、総合評価方式による競争契約の実施に当たっては、契約の公正性及び透明性を担保し、客観的及び合理的に技術的要素等の評価を行う必要があることなどから、要領、マニュアル等の整備を行うとともに、審査の公正性及び透明性

を向上させるため、評価方法の作成及び審査の過程において、必要に応じて学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講じたり、審査結果を開示したりすることが重要であるとしている。

そこで、総合評価方式を導入している前記の96法人について、21年4月1日現在における総合評価方式の取扱いに関する要領、マニュアル等の整備状況をみると、図表4のとおり、「要領、マニュアル等を作成済みであるとする法人」は、20年4月1日現在の24法人から58法人に増加しており、その占める割合は、38.0%から60.4%に上昇している。また、「要領、マニュアル等を作成していないとする法人」は、23法人あるが、これらの法人では、総合評価方式を導入可能な案件が少ないなどのため、国等の要領、マニュアル等を準用して実施するなどとしている。

図表4 総合評価方式の取扱いに関する要領、マニュアル等の整備状況



(注) 及び は、一部の契約種類等に適用している法人を含む。

また、評価に係る手続の透明性等の状況をみると、図表5のとおり、技術、提案内容の審査体制について、「審査委員会等による審査を行っているとする法人」が73法人、「外部の有識者等が審査に関与しているとする法人」が37法人あり、「

のいずれにも該当するとする法人」が36法人ある。そして、「技術、提案内容の審査結果を応募者に開示しているとする法人」は60法人となっていて、いずれも20年4月1日現在より増加している状況である。

図表5 総合評価方式の評価に係る手続等の実施状況

実施状況	平成20年4月1日現在	21年4月1日現在
審査委員会等による審査を行っているとする法人	58法人	73法人
外部の有識者等が審査に関与しているとする法人	21法人	37法人
のいずれにも該当するとする法人	21法人	36法人
技術、提案内容の審査結果を応募者に開示しているとする法人	45法人	60法人

イ 公告の方法

一般競争契約は、公告により競争を行う旨を不特定多数の者に知らせ、なるべく多数の競争参加者を得ることが契約の公正性を確保し、競争の実効性を高めることから、周知の効果が十分発現するよう、周知の期間を十分確保するとともに、周知の方法も適切に選択する必要がある。国の場合は、予決令第74条において、「その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない」と規定されているが、緊急の場合には「その期間を五日までに短縮することができる」とされている。

20年報告では、公告の実施に当たり、し意的な判断を排除して、その効果を十分に発現させるためにも、公告期間、公告の周知方法等を会計規程等において明確に定めて適正に運用するとともに、公告期間の下限を国の基準より短く設定している場合には、入札のための準備期間を考慮した十分な期間となっているか検討する必要があるとしている。

21年4月1日現在における公告の方法に関する規定状況をみると、図表6のとおり、20年4月1日現在では、公告の方法に関して明確に会計規程等に規定していない法人が4法人、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人が45法人あったが、これらすべての法人が国の基準に準じて規定の整備、見直しを行っている（法人別内訳は別表1（149、150ページ）参照）。

図表6 公告の方法に関する規定がなかったり、公告期間の下限が国の基準を下回ったりしている法人の状況

事 項		平成20年4月1日 現在	21年4月1日現在
公告の方法に関して会計規程等に規定していない法人		4	0
公告期間 の下限が 国の基準 を下回っ ている法 人 (注)	予定価格等に応じて10日より短く設定しているものがある法人	45	0
	緊急の場合以外にも公告期間を10日より短縮できるとしている法人	5	0
	緊急の場合等において公告期間を必要に応じて短縮できるとしている法人	31	0
	公告期間の下限を入札期日から起算して7日前としている法人	7	0
	公告期間の下限を入札期日から起算して7日前としている法人	1	0
	公告期間を入札期日の前日ではなく入札期日から起算して10日前としている法人	6	0

(注) 「公告期間の下限が国の基準を下回っている法人」の「平成20年4月1日現在」欄の法人数については、複数の区分に重複して該当する法人があるため、内訳の法人数の合計と一致しない。

一方、上記に関して、公告期間を適切に確保するために、別途通知を発することにより、運用上、公告期間を延長するなどしている法人もある。

上記について、運用上、公告期間を延長している参考事例を示すと次のとおりである。

< 参考事例 >

[公告期間を運用上延長しているもの]

参考 農業者年金基金は、農業者年金基金会計規程実施細則において、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示等の方法により公告することを規定している。

そして、同基金は、契約の公正性、透明性を高めるため、調達要求部門に通知を発するなどして、平成20年4月30日以降は公告期間をやむを得ない場合を除き運用上30日にすることとしている。

また、公告の周知方法としては、できる限り多くの事業者に対して等しく周知できるような手段により行うことが重要であり、このため、複数の媒体等により周知することや、特に近年ではインターネットが広く普及してきたことから、ホームページを活用して周知することが効果的である。

上記に関して、ホームページに掲載する調達情報の閲覧に係る利便性を高めるための取組を行っている参考事例を示すと、次のとおりである。

< 参考事例 >

[調達情報の閲覧に係る利便性を高めるための取組を行っているもの]

参考 文部科学省の所管する24の独立行政法人は、文部科学省のホームページにおいて、各法人の調達情報のホームページへのリンクを一括して設定することにより、調達情報へのアクセスの利便性を高めるなどの取組を行っている。

そこで、掲示、ホームページ等の主な手段別に、21年4月1日現在における各法人の入札公告の周知方法を調査したところ、図表7のとおり、すべての法人でホームページを活用しており、これと併せて掲示を行っている法人が90法人となっている。

図表7 公告の手段別の実施状況

	掲示板に掲示しているとする法人	ホームページに掲載しているとする法人
平成21年4月1日現在	90	100

(注) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に基づく契約を除く。

ウ 指名競争契約の基準の設定状況

指名競争契約は、特定多数の者を指名して競争させる方式であり、信頼できる契約相手方の選定、入札等の事務の簡素化等の利点を有する一方、競争参加者が限定され、指名がし意的に行われた場合の弊害も大きいことなどから、限定的に運用することとして、できる限り一般競争契約の拡大を図ることが望ましい。国の場合、指名競争契約については、図表3のとおりその基準が定められており、少額指名競争契約によることができる予定価格の限度額（以下「指名競争契約限度額」という。）が設定されている。

20年報告では、指名競争契約は、公正性及び透明性を確保するという点から、限定的に活用することとして、できる限り一般競争契約を拡大することが重要であり、その運用に当たっては基準を明確に定める必要があることから、少額指名競争契約によることができる旨の規定があるのに指名競争契約限度額を具体的に定めていな

い法人や、指名競争契約限度額を国の金額基準より高額に設定している法人について、業務運営上真にやむを得ないものを除いて、適切に見直しを行う必要があるとしている。

そこで、21年4月1日現在における指名競争契約限度額の設定状況をみると、図表8のとおり、20年4月1日現在で指名競争契約限度額を具体的に定めていなかった法人（1法人）は指名競争契約限度額を具体的に定めている。また、指名競争契約限度額を国の金額基準より高額に設定していた法人（11法人）のうち、10法人は国の金額基準に準じて見直しており、残る1法人（水資源機構）は国の金額基準に準じて見直すこととして会計規程等を改正予定であるとしている（法人別内訳は別表1（151～154ページ）参照）。

図表8 指名競争契約限度額が国の金額基準を上回っている法人等の状況

時点 [対象法人数]	指名競争 契約を導入して いない法人	少額指名 競争契約 に係る条 項のない 法人	国の金額 基準と同 額か下回 る基準と なってい る法人	契約種類別で国の金額基準をいずれか一つでも上 回っている法人					指名競争 契約限度 額を具体 的に定め ていない 法人
				契約種類別の内訳					
				工事・ 製造	財産の 買入れ	物件の 賃借	その他 役務等		
平成20年4月1 日現在 [100法人]	7	14	67	11	6 (2)	7 (4)	9 (6)	9 (5)	1
21年4月1日現 在 [100法人]	8	6	85	1	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

(注) ()書きは、国の金額基準の2倍を超えている法人数で内書きである。

また、指名競争契約を導入していない法人が20年4月1日現在の7法人から8法人に増加しているが、これは、郵便貯金・簡易生命保険管理機構において、一般競争契約を原則とすることとして、指名競争契約を廃止したことによるものである。

(2) 随意契約

ア 随意契約の基準の設定状況

随意契約は、競争によることなく特定の者を選定してその者と契約を締結する方式であり、相手方を特定することにより資産、信用、能力の確実な者を選定することができるほか、競争契約の場合のように、通常、公告や入札といった手続が必要とされないことから、契約事務の負担軽減を図る最も簡便な契約方式でもある。そ

の反面、契約相手方が特定されることにより価格の競争性が働かないこと、契約相手方の選定過程における透明性が競争契約に比べて低いことなどから、これが安易に適用された場合、契約相手方が固定され公正性が確保されなくなり、ひいては不利な価格で契約を締結するおそれもあるため、適正に運用する必要がある。

国においては、随意契約によることができる場合を、図表3のとおり、予決令等に具体的に掲げるとともに、随意契約によるときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することとして契約価格の適正を図るなどとしている。

一方、独立行政法人においては、国と同様の具体的な要件のほか、次のような事由を随意契約によることができる要件（以下「随意契約要件」という。）として定めている法人が見受けられる。

すなわち、独立行政法人の中には、法人により規定上の文言は異なるものの、「業務運営上必要がある場合」、「事業運営上の特別の事由に基づく契約をするとき」などのように、随意契約要件が具体的に定められていない条項（以下「包括的随契条項」という。）や、「国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約するとき」などのように、契約の内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみをもって随意契約を行うことができるとする条項（以下「公益法人随契条項」という。）を設定しているものがある。

20年報告では、これらの条項は、随意契約とする理由（以下「随契理由」という。）が具体的に明らかにはされておらず、安易に適用された場合の弊害が大きいことなどから、会計規程等において随意契約の基準に係る条項を定めるに当たっては、可能な限り要件を明確かつ具体的に定めることが必要であり、各法人の業務の特性等を踏まえて、あらかじめ想定されるケースについてはできる限り具体的に規定する必要があるとしている。

そこで、21年4月1日現在における包括的随契条項及び公益法人随契条項の設定状況をみると、図表9のとおり、両条項を設定していた法人の多くは、会計規程等の改正を行って、これらの規定を廃止するなどしており、包括的随契条項を設定している法人は20年4月1日現在の53法人から7法人に、公益法人随契条項を設定している法人は11法人から2法人にそれぞれ減少しており、いずれの条項も設定している法人は、なくなっている（法人別内訳は別表1（159、160ページ）参照）。

図表9 包括的随契条項及び公益法人随契条項の設定状況

	包括的随契条項を設定している法人	公益法人随契条項を設定している法人	いずれの条項も設定している法人
平成20年4月1日現在	53法人	11法人	4法人
21年4月1日現在	7法人	2法人	0法人

(注3)
 なお、20年報告では、見積競争方式について、真に競争性、公正性及び透明性を確保するためには、あくまでも一般競争契約によることを原則とすべきであり、少額随契によることができる予定価格の限度額(以下「随契限度額」という。)を超える金額基準を前提とする見積競争方式は、事実上、随契限度額を引き上げる運用にもなりかねず、適切な取扱いとは認められないとしているが、20年4月1日現在で見積競争方式を導入していた国立環境研究所は、20年10月に会計規程等を改正して、これを廃止した。そのため、21年4月1日現在では、見積競争方式を導入している法人はなくなっている。

(注3) 見積競争方式 少額随契に係る基準とは別に、随契限度額を超える金額基準を設定して、当該金額基準以下であることを要件として、これに該当する契約について、公示を行うなどして複数の者から見積書を徴し、このうち最低の見積価格を提出した者と契約する契約方式

イ 随意契約における競争性及び透明性の確保

近年、業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組として、随意契約等を締結する場合の契約手続の前段階において、企画競争又は公募が行われている。

国の場合、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)において、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとされている。また、独立行政法人についても、当該独立行政法人を所管する府省を通じて、「公共調達の適正化について」に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むことが要請されている。

企画競争は、契約の内容によっては価格による競争を実施することが困難な場合において、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、その内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、選定した者を契約相手方として随意契約

(以下、このような随意契約を「企画随契」という。)が締結されることになる。なお、提案内容の審査は総合評価方式においても行われるが、企画競争が提案内容の審査により随意契約の相手方を選定する手続であるのに対し、総合評価方式は入札を行い、提案内容と価格を総合的に評価して、落札者を決定する点で異なっている。

また、公募は、特殊な技術又は設備等が不可欠な契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で参加者を募る手続であり、ほかに履行可能な者がいないか確認するために行われるものである。そして、要件を満たす応募者が複数の場合は一般競争入札又は企画競争が行われて、1者の場合は当該1者と随意契約が締結されることになる。

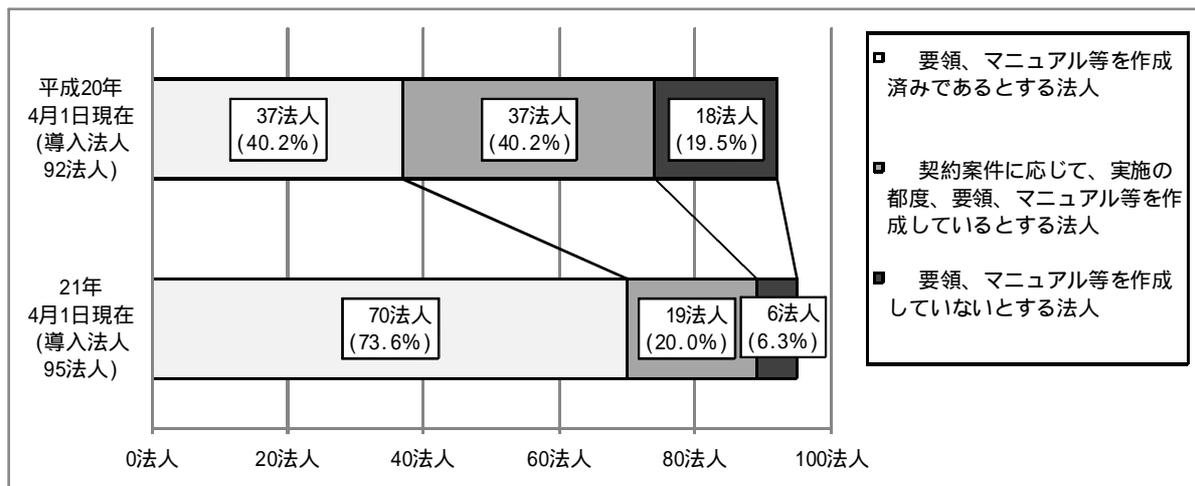
20年報告では、企画競争又は公募は、契約手続の前段階において不特定多数の者を参加させることから、契約の競争性、公正性及び透明性を一定程度向上させることが期待できるため、独立行政法人において競争契約により難しい場合には、こうした取組を一層推進するとともに、これらの実施に当たり、し意的な運用を排除して、その効果を十分発現させるためには、実施方法に係る要領、マニュアル等の整備を行うことが必要であるとしている。また、企画競争の実施に当たっては、特定の者が有利にならないよう、公正性及び透明性を確保する必要があるため、参加者の募集は、原則として公示により行うこととし、企画書等の審査に当たっては、評価項目等を参加者に開示するとともに、調達要求部門だけでなく契約担当部門も関与するなどの取組を行うことが必要であるとしている。

(ア) 企画競争

a 企画競争の導入状況及び実施方法に関する要領、マニュアル等の整備状況

21年4月1日現在における企画競争の導入状況をみると、図表10のとおり、企画競争を導入している法人は、20年4月1日現在の92法人から95法人に増加している。一方、企画競争を導入していない法人は5法人ある(法人別内訳は別表1(161、162ページ)参照)。

図表10 企画競争の導入状況及び実施方法に関する要領、マニュアル等の整備状況



(注) 及び は、一部の契約種類等に適用している法人を含む。

企画競争を導入している上記の95法人について、企画競争の実施方法に関する要領、マニュアル等の整備状況をみると、図表10のとおり、「要領、マニュアル等を作成済みであるとする法人」は、20年4月1日現在の37法人から70法人に増加しており、その割合は40.2%から73.6%に上昇している。また、「要領、マニュアル等を作成していないとする法人」は6法人あるが、これらの法人では、企画競争を導入可能な案件が少ないなどのため、国等の要領、マニュアル等を準用して実施するなどとしている。

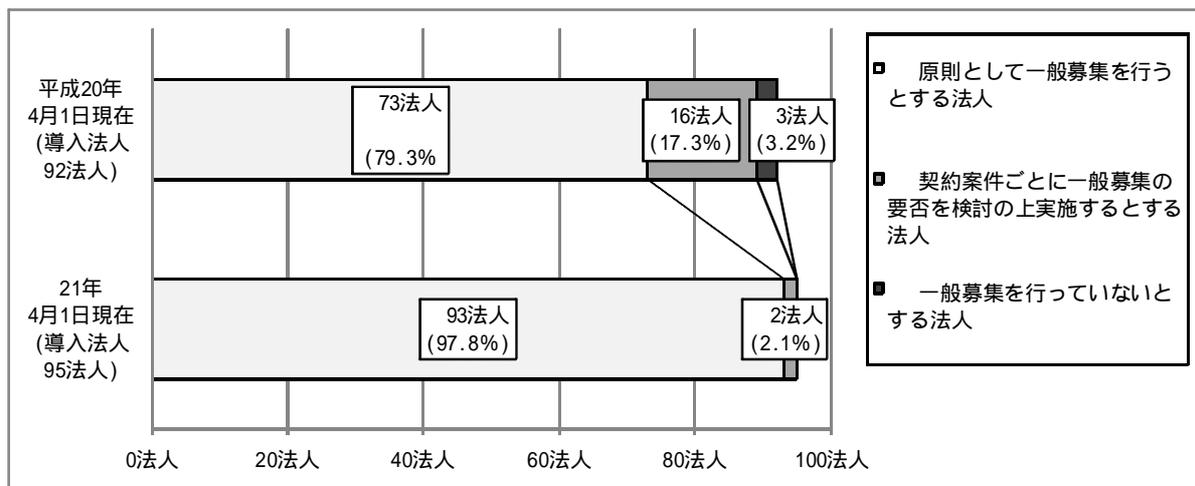
b 参加者の募集の状況

企画競争を導入している前記の95法人について、参加者の募集方法の状況をみると、図表11のとおり、^(注4)「原則として一般募集を行うとする法人」は20年4月1日現在の73法人から93法人に増加しており、ほとんどの法人が原則として一般募集による方法を採用している。

その一方で、「契約案件ごとに一般募集の要否を検討の上実施するとする法人」も2法人(宇宙航空研究開発機構及び都市再生機構)ある(法人別内訳は別表1(161、162ページ)参照)。

(注4) 一般募集 参加者を広く一般に募集する方法

図表11 参加者の募集方法の状況

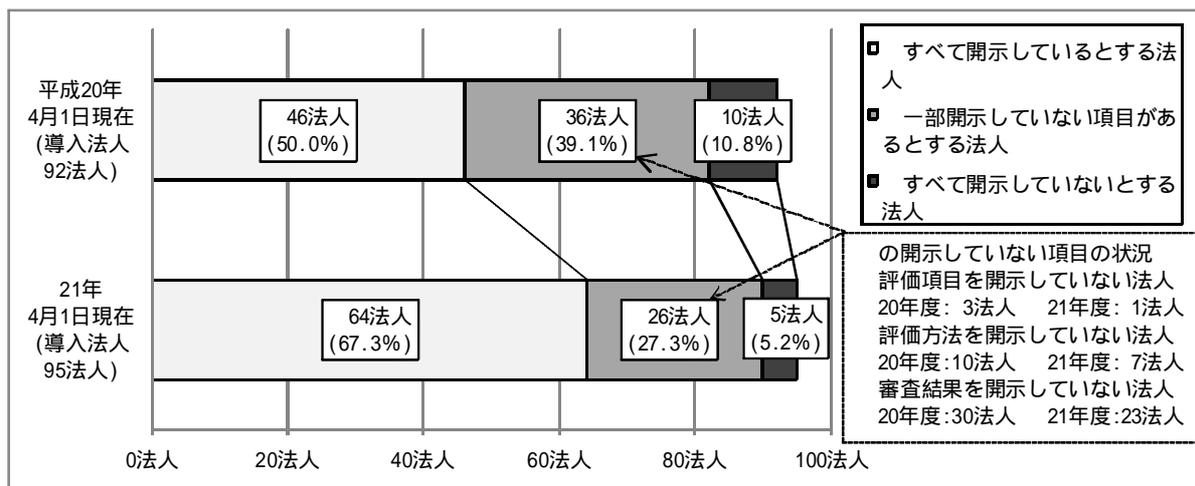


(注) 及び は、一部の契約種類等に適用している法人を含む。

c 企画競争の評価項目、評価方法及び審査結果の開示状況

企画競争を導入している前記の95法人について、企画競争の「評価項目」、「評価方法」及び「審査結果」の参加者への開示状況をみると、図表12のとおり、「すべて開示しているとする法人」は20年4月1日現在の46法人から64法人に増加しており、「一部開示していない項目があるとする法人」も加えると、開示を行っている法人は90法人となっている。その一方で、「すべて開示していないとする法人」も5法人ある（法人別内訳は別表1（163、164ページ）参照）。

図表12 企画競争の評価項目、評価方法及び審査結果の開示状況



(注) 及び は、一部の契約種類等について開示している法人を含む。

審査結果の開示方法に関して、参加者に評価結果を開示するなど透明性を高める手続を定めている参考事例を示すと、次のとおりである。

< 参考事例 >

[審査結果の開示方法に関して透明性を高める手続を定めているもの]

参考 日本学生支援機構は、「企画競争による公募に係る実施要領」に基づいて、企画競争への参加者の募集は一般募集により実施するとともに、評価項目及び評価方法を開示することとしている。また、審査結果は、すべての競争参加者に対して通知するとともに、「通知内容については、契約予定者の評価点及び当該者の評価点^(注)を記述するもの」として、「非特定者に対しては、非特定者の要請に応じ、具体的な理由について、前述の評価点及び評価に関するより具体的な内容を告知することが出来るものとする。」と定めている。

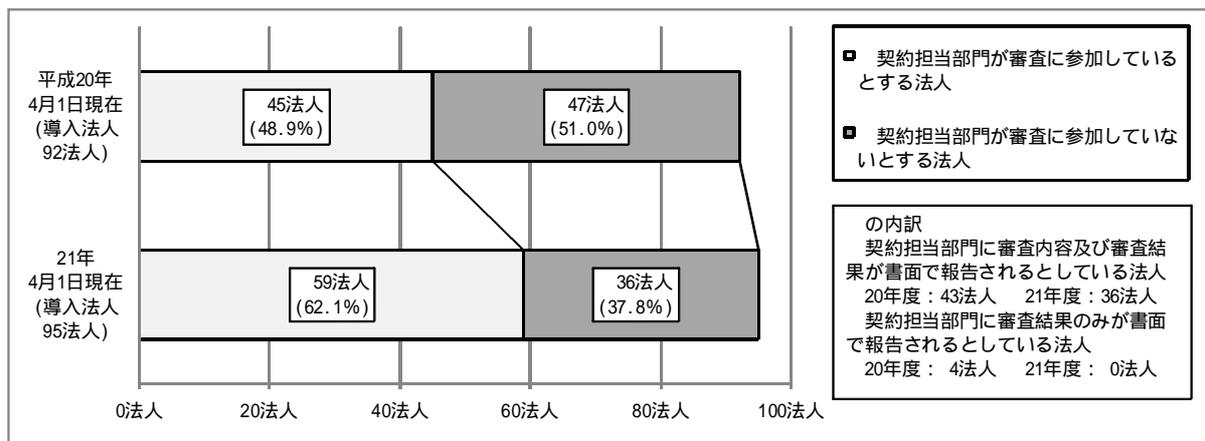
そして、同機構は、上記の実施要領に基づき、審査結果通知書のひな型を定め、企画提案書提出者数、契約予定者及び非特定者の評価点を記載した審査結果通知書を作成して交付している。

(注) 非特定者 契約予定者に選定されなかった者

d 審査における契約担当部門の関与の状況

企画競争を導入している前記の95法人について、契約担当部門の審査への関与の状況をみると、図表13のとおり、「契約担当部門が審査に参加しているとする法人」は20年4月1日現在の45法人から59法人に増加している。その一方、「契約担当部門が審査に参加していないとする法人」は36法人あるが、これらの法人ではすべて「契約担当部門に審査内容及び審査結果が書面で報告される」としている（法人別内訳は別表1（163、164ページ）参照）。

図表13 企画書等の審査における契約担当部門の関与の状況



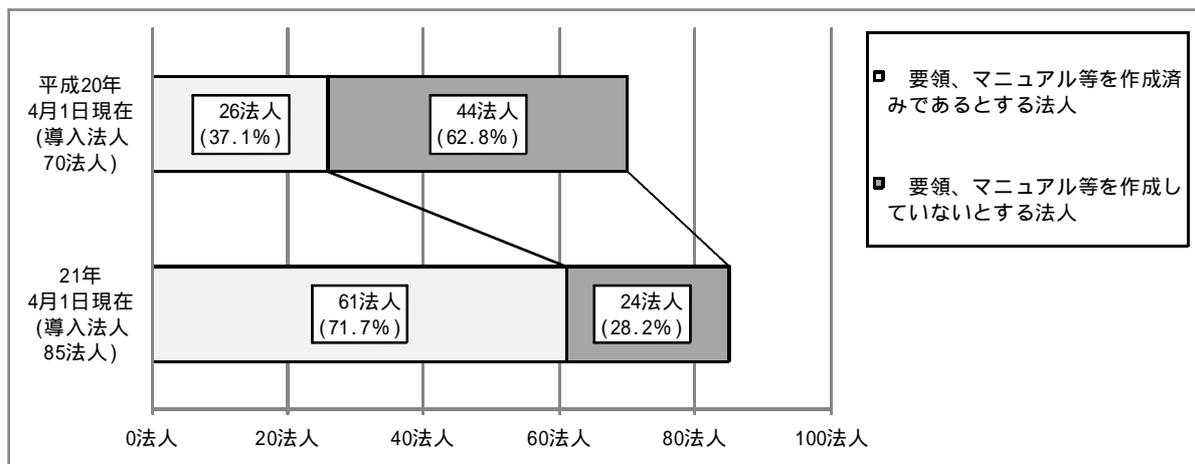
(注) 及び の内訳は、一部の契約種類等に適用している法人を含む。

(1) 公募

21年4月1日現在における公募の導入状況をみると、図表14のとおり、公募を導入している法人は、20年4月1日現在の70法人から85法人に増加している。一方、公募を導入していない法人は15法人ある。

公募を導入している上記の85法人について、公募の実施方法に係る要領、マニュアル等の整備状況をみると、図表14のとおり、「要領、マニュアル等を作成済みであるとする法人」の占める割合は、20年4月1日現在の37.1%から71.7%に上昇している。また、「要領、マニュアル等を作成していないとする法人」は24法人あるが、これらの法人では、公募を導入可能な案件が少ないなどのため、国等の要領、マニュアル等を準用して実施するなどとしている(法人別内訳は別表1(165、166ページ)参照)。

図表14 公募の導入状況及び実施方法に関する要領、マニュアル等の整備状況



(注) は、一部の契約種類等に適用している法人を含む。

(3) 予定価格の作成

国の場合、競争入札は、あらかじめ決定された予定価格の制限の範囲内で落札者を決定することから、開札に当たっては、予定価格を記録した書面（以下「予定価格調書」という。）を、開札場所に置かなければならないこととされている。

そして、予定価格の作成に当たっては、契約担当官等は、契約の目的となる取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。

また、予定価格は、随意契約においても競争入札に準じて定めなければならないとされている。ただし、「随意契約による場合の予定価格等について」（昭和44年蔵計第4438号）により、次の場合は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略して差し支えないこととされている（以下、次の及びの要件を「国の省略要件」という。）。

法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることなどから、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの

予定価格が100万円を超えない随意契約で、各省各庁における契約事務の実情を勘案して、各省各庁の長において省略しても支障がないと認めるもの

予定価格は、契約を締結するに際し、公正に契約金額を決定するための基準であるとともに、契約相手方の申し出た価格が市場価格等を反映した妥当な価格であるか否

かを判断する基準でもあることから、経済的な調達を実施するためには、適正に算定されなければならない。

20年報告では、予定価格の作成は、契約の適正化を図るための重要な契約手続であり、これを適正に行う必要があることから、予定価格の作成根拠、決定方法等を会計規程等において明確に定めて、これに従って運用するとともに、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を行うことなく予定価格の作成を省略できる取扱い（以下「予定価格の作成の省略に関する取扱い」という。）については、その要件を業務運営上真にやむを得ない事由に限る必要があるとしている。

ア 予定価格の作成に関する規定の設定状況

21年4月1日現在における予定価格の作成に関する規定の設定状況をみると、20年4月1日現在では原則として予定価格を作成しなければならない旨を会計規程等で明確に規定していなかった3法人（日本貿易保険、日本貿易振興機構及び奄美群島振興開発基金）は、いずれもその旨を会計規程等で明確に規定している。

イ 予定価格の作成の省略に関する取扱い

21年4月1日現在の予定価格の作成の省略に関する取扱いの状況をみると、これを会計規程等に定めている法人は20年4月1日現在の94法人から98法人に増加している。これは、契約事務処理の負担の軽減化等のため、国の基準や20年報告での他の法人の例を参考にして、予定価格の作成の省略に関する取扱いを会計規程等に明記しても支障がないと判断したことによるものである。

また、予定価格の作成の省略に係る金額基準について、国の金額基準よりも高額に設定している法人は、20年4月1日現在の36法人から1法人にまで減少している。なお、この法人の金額基準は、契約種類別の随契限度額と同額（最も高額なもので250万円）となっていたが、21年6月に規程の改正を行い、国の金額基準に準じて見直している。

一方、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、国の省略要件とは異なり、省略する理由や対象範囲が明確でなく、その妥当性に疑義がある要件を定めている法人が21年4月1日現在で、次のとおり18法人見受けられる。

すなわち、法人により規定上の文言は異なるものの、「契約の性質上、特に予定価格の作成を要しないと認められるもの」を要件として定めている法人が12法人、「迅速に契約しなければ業務の遂行に支障を及ぼすと認めるもの」を要件として定めて

いる法人が5法人、「あらかじめ事業費の上限を限度額として提示するとき」や「概算契約をしようとするとき」などを要件として定めている法人が5法人となっている（法人別内訳は別表1（165、166ページ）参照）。

前記のとおり、予定価格の作成は、契約の適正化を図るための重要な契約手続であることから、上記の要件を設定することの是非について、各法人の業務の特性等を踏まえて十分検討して、業務運営上真にやむを得ないと認められるものに限定する必要がある。また、設定する場合には、その省略する理由や対象範囲についてできる限り明確かつ具体的に定めることが必要である。

(4) 複数年契約

独立行政法人は、国の場合のような予算の単年度主義の制約がないことから複数年契約を締結することが可能である。しかし、例えば情報システムの調達において、複数年の賃借を前提とした契約を、単年度ごとの随意契約として毎年度契約更新しているものなども見受けられる。また、複数年契約を導入している場合でもその多くは賃借契約であり、適用範囲も限られている状況である。このため、随意契約見直し計画の達成に向け、契約期間を複数年にすることにより、経費節減、役務契約におけるサービスの質の向上、契約事務の合理化等を図ることを目的として、複数年契約の導入・拡大に取り組むこととしている法人も多い。

複数年契約は、経費節減やサービスの質の向上、契約事務の合理化等の利点がある一方、原則として発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかったりした場合等において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもある。

20年報告では、複数年契約の実施に当たり、複数年契約を締結する場合の要件や契約書及び仕様書に記載すべき必要事項を要領等であらかじめ定めておくなどして、し意的な運用を排除するとともに、契約解除又は契約変更を行う場合の取扱いを明確にするなどして、適正な運用を図る必要があるなどとしている。

そこで、21年4月1日現在の複数年契約の導入状況等をみると、図表15のとおり、100法人すべてが導入しており、このうち73法人は、複数年契約の実施に関する規定を会計規程等において定めているとしている。そして、複数年契約の対象となる契約の種類、期間等の要件を会計規程、要領等で具体的に示しているとする法人は、20年4月1

日現在の19法人から増加しているものの46法人にとどまっております、残りの54法人は、契約内容により条件が異なり一律に要件を定めるのは適当でないなどとして、要件を具体的に示していない（法人別内訳は別表1（167、168ページ）参照）。

図表15 複数年契約の導入状況等

導入状況等	平成20年4月1日現在	21年4月1日現在
【複数年契約を導入しているとする法人】	98法人 (100%)	100法人 (100%)
導入根拠を会計規程等で定めているとする法人	28法人 (28.5%)	73法人 (73.0%)
契約の要件を会計規程、要領等で具体的に示しているとする法人	19法人 (19.3%)	46法人 (46.0%)

以上のように、各独立行政法人の契約制度に関して、20年報告において留意することが必要であるとした事項については、おおむね改善されているが、一部の法人においては、会計規程等の整備や見直しに至っていない状況も見受けられる。これらのうち、依然として包括的随契条項等を設定しているなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続について会計規程等の整備や見直しに至っていない法人は、入札及び契約の適正化を図る観点から、早急に改善を図ることが必要であると認められる。

2 落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況

20年報告では、全独立行政法人の国内のすべての事務所等において締結された支出原因契約（国において少額随契が認められる予定価格以下の契約等は除く。以下「対象契約」という。）のうち18年度及び19年度（12月まで）に締結された契約について、契約方式、落札率、応札者等の状況について調査・分析した。そして、両年度とも、随意契約の割合が7割以上と高く、平均落札率も随意契約は競争契約より7ポイント以上高くなっている、競争性及び経済性の面で十分でない状況となっていること、競争契約であっても1者応札については実質的に競争性を確保しにくい状況となっていることなどを記述している。

整理合理化計画では、各独立行政法人の契約は原則として一般競争入札等によることとされており、19年12月に策定された随意契約見直し計画が20年1月以降に実施されることになっている。

そこで、上記を踏まえて、対象契約のうち19年度及び20年度（12月まで）^(注5)に締結された契約について、契約方式の状況等契約全般の状況を分析するとともに、併せて20年度（12月まで）の状況を前年度同期（19年度（12月まで）分。以下同じ。）と比較することとした。また、各法人の会計実地検査の際に、19年度及び20年度において締結された競争契約等について応札者又は応募者の数や契約の内容となっている業務の性質等を勘案して抽出した契約や、20年報告において随意契約とした理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約（以下「個別の事態」という。）の後継契約等計1,871件を選定するなどして、これらの契約に係る手続の実施状況について検査した。

（注5） 20年度（12月まで） 20年度については、本報告を取りまとめるに当たっての時間的制約により20年4月から12月までに締結された契約を対象とした。

(1) 独立行政法人における契約全体の状況とその変化

各独立行政法人から提出された調書によると、法人全体の対象契約は、図表16のとおり、19年度は件数で9.6万件、支払金額で1.9兆円、20年度（12月まで）は件数で6.9万件、支払金額で0.8兆円（20年12月までに支払われた金額。以下同じ。）となっており、このうち20年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、件数で7.5%、支払金額で1.8%減少している。

図表16 対象契約の件数及び支払金額（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

（単位：件、百万円、％）

年度等	件数	支払金額
平成19年度	96,629	1,928,147
20年度(12月まで) (a)	69,653	818,823
19年度(12月まで) (b)	75,363	834,320
増減値 (a)-(b)	5,710	15,496
増減率 ((a)/(b)-1)	(7.5)	(1.8)

ア 契約種類別の契約状況とその変化

契約の種類については、「工事等（工事、設計、調査等をいう。以下同じ。）」、「
「用地取得・補償（工事に必要な用地の取得や補償をいう。以下同じ。）」、
「物品等の購入」、「物品等の製造」、「物品等の賃借」、「役務（ から
までに該当しないものを含む。以下同じ。）」の六つに分類した。

20年度（12月まで）の対象契約を契約種類別にみると、図表17のとおり、「役務」
が件数、支払金額共に最も多く、契約全体に占める割合は、件数では63.1%、支払金
額では56.5%となっている。

図表17 契約種類別の契約状況とその変化（平成20年度（12月まで））

（単位：件、百万円、％、ポイント）

契約種類	件数	件数割合			支払金額	支払金額割合				
		(平成19年度 (12月まで)に 対する増減率)	(A)	(19年度(12 月まで)) (B)		(開差) (A)-(B)	(19年度 (12月まで)に 対する増減率)	(C)	(19年度(12 月まで)) (D)	(開差) (C)-(D)
工事等	4,814	(4.0)	6.9	(6.6)	(0.3)	97,633	(9.1)	11.9	(12.8)	(0.9)
用地取得・補償	2,567	(69.4)	3.6	(2.0)	(1.6)	50,786	(67.9)	6.2	(3.6)	(2.6)
物品等の購入	12,111	(0.6)	17.3	(16.1)	(1.2)	138,776	(7.6)	16.9	(15.4)	(1.5)
物品等の製造	1,975	(6.7)	2.8	(2.4)	(0.4)	23,463	(11.5)	2.8	(2.5)	(0.3)
物品等の賃借	4,230	(9.5)	6.0	(6.2)	(0.2)	45,084	(9.2)	5.5	(5.9)	(0.4)
役務	43,956	(12.2)	63.1	(66.4)	(3.3)	463,079	(6.8)	56.5	(59.5)	(3.0)
計	69,653	(7.5)	100	(100)		818,823	(1.8)	100	(100)	

イ 契約相手方別の契約状況とその変化

(注6)

契約の相手方については、「民間企業」、「公益法人等（関連公益法人等、特
(注7) (注8)
定関連会社、関連会社及び「関連公益法人等以外の公益法人」をいう。以下同
じ。）」、「国・地方公共団体」、「独立行政法人等（独立行政法人、国立大学
法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。）」、「その他」の五つに分類し

た。このうち「公益法人等」については、資本関係、取引関係等を通じて独立行政法人と一定の結び付きを有する関連公益法人等、特定関連会社及び関連会社（以下、これらを合わせて「関係法人」という。）の状況を併せて示している。

20年度（12月まで）の対象契約を契約相手方別にみると、図表18のとおり、「民間企業」が件数、支払金額共に最も多く、契約全体に占める割合は、件数では74.6%、支払金額では69.0%となっている。一方、「公益法人等」は、件数では5.1%（うち関係法人分2.1%）、支払金額では13.2%（うち関係法人分10.8%）となっている。

これを前年度同期と比較すると、「民間企業」との契約は、件数で9.0%、支払金額で2.3%減少しているのに対して、「公益法人等」との契約は、件数で16.8%（うち関係法人20.7%）、支払金額で13.9%（同15.2%）減少していて、減少割合が大きくなっている。

（注6） 関連公益法人等 独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等（財団法人、社団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人を含む。）をいう。

（注7） 特定関連会社 独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、その会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合等における当該会社をいう。

（注8） 関連会社 独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。

図表18 契約相手方別の契約状況とその変化（平成20年度（12月まで））

（単位：件、百万円、%、ポイント）

契約相手方	件数	件数割合			支払金額			支払金額割合		
		(平成19年度 (12月まで) に対する増減率)	(A)	(19年度(12 月まで)) (B)	(開差) (A) - (B)	(19年度 (12月まで) に対する増減率)	(C)	(19年度(12 月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)	
民間企業	51,970	(9.0)	74.6	(75.7)	(1.1)	565,696	(2.3)	69.0	(69.4)	(0.4)
公益法人等	3,606	(16.8)	5.1	(5.7)	(0.6)	108,228	(13.9)	13.2	(15.0)	(1.8)
うち関係法人	1,475	(20.7)	2.1	(2.4)	(0.3)	88,439	(15.2)	10.8	(12.5)	(1.7)
国・地方公共団体	2,608	(2.5)	3.7	(3.5)	(0.2)	28,155	(2.8)	3.4	(3.2)	(0.2)
独立行政法人等	5,926	(2.0)	8.5	(8.0)	(0.5)	69,950	(12.6)	8.5	(7.4)	(1.1)
その他	5,543	(6.8)	7.9	(6.8)	(1.1)	46,791	(18.6)	5.7	(4.7)	(1.0)
計	69,653	(7.5)	100	(100)		818,823	(1.8)	100	(100)	

また、契約相手方別に契約種類の状況をみると、図表19のとおりである。このうち「民間企業」と「公益法人等」の状況を比較すると、両方とも「役務」の割合が一番高いが、「民間企業」は件数では58.1%、支払金額では49.7%であるのに対して、「公益法人等」は件数では88.6%（うち関係法人91.5%）、支払金額では96.3%（同98.5%）となっていて、「公益法人等」の「役務」の割合が相当高い状況となっている。

図表19 契約相手方別の契約種類の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

件数

上段：20年度（12月まで）分の件数割合（単位：%）

中段：19年度（12月まで）分の件数割合（単位：%）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約種類 契約相手方	契約種類							計
	工事等	用地取得 ・補償	物品等の 購入	物品等の 製造	物品等の 賃借	役務		
民間企業	8.7	0.8	22.5	3.7	6.0	58.1	100	
	8.2	0.3	20.6	3.1	6.1	61.4	100	
	(0.5)	(0.5)	(1.9)	(0.6)	(0.1)	(3.3)		
公益法人等	4.2	0.3	3.1	0.9	2.6	88.6	100	
	4.0	0.1	3.2	0.2	2.6	89.6	100	
	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.0)	(1.0)		
うち関係法人	4.5	0.0	1.0	2.0	0.6	91.5	100	
	4.4	-	1.2	0.1	1.0	93.1	100	
	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(1.9)	(0.4)	(1.6)		
国・地方公共団体	1.9	4.0	2.3	0.0	13.2	78.3	100	
	2.6	3.0	1.1	-	12.2	80.9	100	
	(0.7)	(1.0)	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(2.6)		
独立行政法人等	0.9	0.6	2.8	0.0	1.7	93.8	100	
	0.5	0.5	1.2	0.1	1.5	95.9	100	
	(0.4)	(0.1)	(1.6)	(0.1)	(0.2)	(2.1)		
その他	0.3	35.6	1.2	0.0	10.0	52.6	100	
	0.5	22.9	3.2	0.1	12.3	60.8	100	
	(0.2)	(12.7)	(2.0)	(0.1)	(2.3)	(8.2)		
計	6.9	3.6	17.3	2.8	6.0	63.1	100	
	6.6	2.0	16.1	2.4	6.2	66.4	100	
	(0.3)	(1.6)	(1.2)	(0.4)	(0.2)	(3.3)		

支払金額

上段：20年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）

中段：19年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約種類 契約相手方	工事等	用地取得 ・補償	物品等の 購入	物品等の 製造	物品等の 賃借	役務	計
民間企業	15.2	2.5	21.8	3.9	6.6	49.7	100
	16.9	0.6	20.9	3.5	7.3	50.4	100
	(1.7)	(1.9)	(0.9)	(0.4)	(0.7)	(0.7)	
公益法人等	1.6	0.2	1.0	0.0	0.6	96.3	100
	1.9	0.1	1.0	0.0	0.7	96.0	100
	(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.3)	
うち関係法人	1.2	0.0	0.1	0.0	0.0	98.5	100
	1.7	-	0.1	0.0	0.2	97.7	100
	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.8)	
国・地方公共団体	8.6	16.8	6.5	0.6	12.1	55.0	100
	16.8	12.2	2.0	-	11.4	57.4	100
	(8.2)	(4.6)	(4.5)	(0.6)	(0.7)	(2.4)	
独立行政法人等	10.0	2.9	16.3	0.9	2.7	66.8	100
	3.5	4.1	5.8	0.1	2.3	83.9	100
	(6.5)	(1.2)	(10.5)	(0.8)	(0.4)	(17.1)	
その他	0.0	63.0	1.2	-	2.9	32.6	100
	0.5	50.8	4.5	0.0	4.4	39.6	100
	(0.5)	(12.2)	(3.3)	(0.0)	(1.5)	(7.0)	
計	11.9	6.2	16.9	2.8	5.5	56.5	100
	12.8	3.6	15.4	2.5	5.9	59.5	100
	(0.9)	(2.6)	(1.5)	(0.3)	(0.4)	(3.0)	

ウ 法人別の契約状況

20年度（12月まで）の対象契約を法人別にみると、別表2のとおり、件数が最も多いのは、国立病院機構であり、次いで都市再生機構となっている。また、支払金額が最も多いのは、都市再生機構であり、次いで鉄道建設・運輸施設整備支援機構となっている。そして、件数が1,000件以上の法人は17法人あり、これらの法人で支払金額全体の約7割を占めている一方、件数が100件未満の法人も44法人ある。

(2) 契約方式の状況とその変化

対象契約について契約方式の状況をみると、図表20のとおり、20年度（12月まで）では、随意契約が件数で57.2％（うち企画競争又は公募を経ない随意契約（不落・不調随（注9）契を除く。以下「企画・公募を経ない随契」という。）36.2％）、支払金額で67.9％（同48.0％）、競争契約が件数で42.7％、支払金額で32.0％となっていて、件数、支払金額共に随意契約が競争契約を上回っている。

（注9） 不落・不調随契 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときや、落札者が契約を結ばないときに、随意契約によったものをいう。

図表20 契約方式全体の状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

件数

（単位：件、%、ポイント）

年度等	契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		計
			うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画・公募を経ない随契	
平成19年度	件数	24,230	692	5,296	70	29,526	762	67,103	58,139	96,629
	割合	(25.0)	(0.7)	(5.4)	(0.0)	(30.5)	(0.7)	(69.4)	(60.1)	(100)
20年度(12月まで)	件数	26,196	1,217	3,594	22	29,790	1,239	39,863	25,266	69,653
	割合(a)	(37.6)	(1.7)	(5.1)	(0.0)	(42.7)	(1.7)	(57.2)	(36.2)	(100)
19年度(12月まで)	件数	15,202	476	4,089	25	19,291	501	56,072	48,845	75,363
	割合(b)	(20.1)	(0.6)	(5.4)	(0.0)	(25.5)	(0.6)	(74.4)	(64.8)	(100)
割合の増減値(a) - (b)		(17.5)	(1.1)	(0.3)	(0.0)	(17.2)	(1.1)	(17.2)	(28.6)	

支払金額

（単位：百万円、%、ポイント）

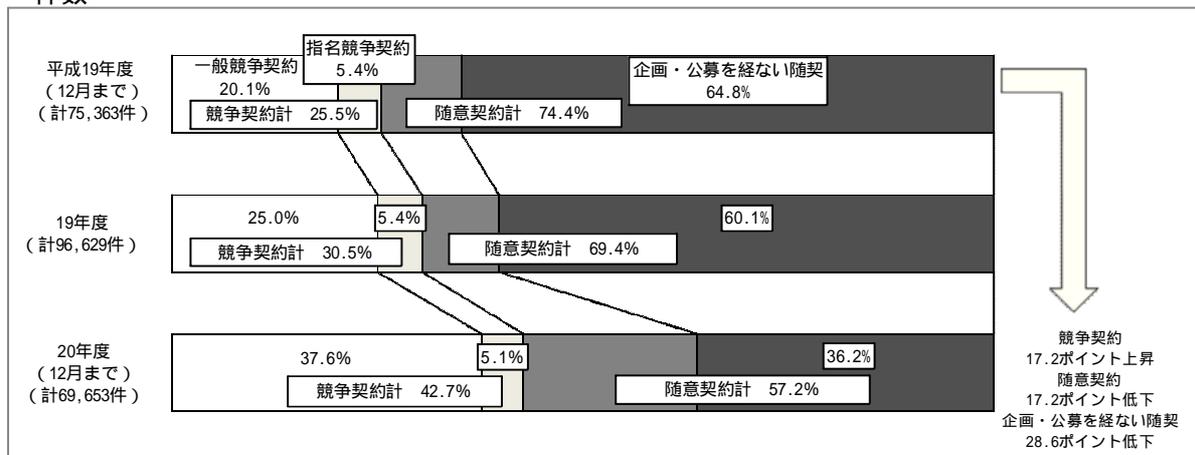
年度等	契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		計
			うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画・公募を経ない随契	
平成19年度	支払金額	587,188	113,950	110,065	1,256	697,253	115,206	1,230,893	1,002,291	1,928,147
	割合	(30.4)	(5.9)	(5.7)	(0.0)	(36.1)	(5.9)	(63.8)	(51.9)	(100)
20年度(12月まで)	支払金額	233,203	44,754	29,058	219	262,262	44,974	556,561	393,349	818,823
	割合(a)	(28.4)	(5.4)	(3.5)	(0.0)	(32.0)	(5.4)	(67.9)	(48.0)	(100)
19年度(12月まで)	支払金額	174,107	18,328	33,262	574	207,369	18,903	626,950	538,948	834,320
	割合(b)	(20.8)	(2.1)	(3.9)	(0.0)	(24.8)	(2.2)	(75.1)	(64.5)	(100)
割合の増減値(a) - (b)		(7.6)	(3.3)	(0.4)	(0.0)	(7.2)	(3.2)	(7.2)	(16.5)	

これを前年度同期と比較すると、図表21のとおり、随意契約の件数割合が17.2ポイント、支払金額割合が7.2ポイント低下している。また、随意契約のうち企画・公募を経ない随契については、件数割合で28.6ポイント、支払金額割合で16.5ポイントと大きく低下している。

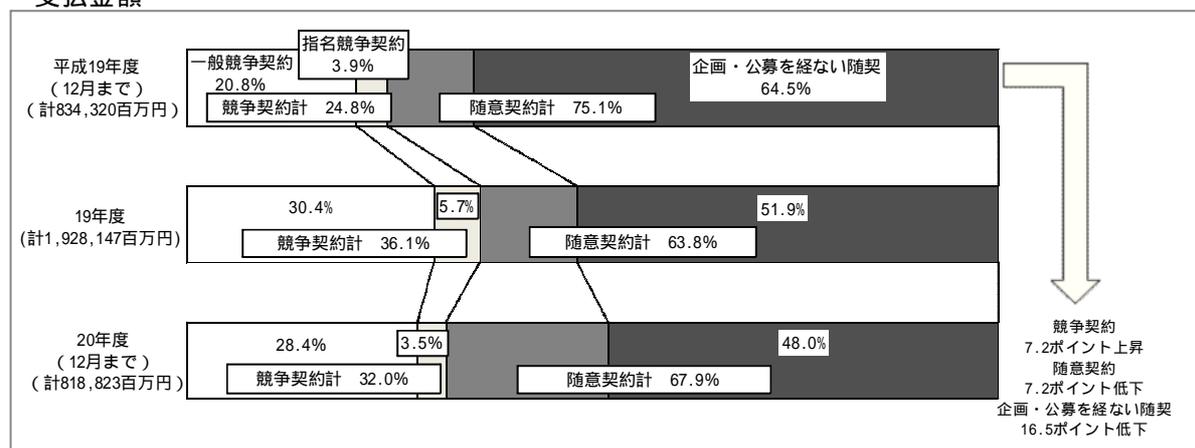
これは、各独立行政法人が、19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づいて、従前は企画・公募を経ない随契で行っていた業務について一般競争入札等への移行を図っていることによるものと認められる。特に、件数割合が大きく低下しているのは、20年報告でも記述したように、20年4月1日現在で、すべての独立行政法人において、随契限度額が国の金額基準と同額か、又は下回ることとなったことが大きな要因として考えられる。すなわち、19年度（12月まで）の随意契約56,072件のうち、国の金額基準を上回る随契限度額による少額随契は10,204件と、随意契約全体の18.1%を占めていたが、これらの多くが一般競争入札等に移行したことによるものと考えられる。

図表21 契約方式の前年度同期からの移行状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

件数



支払金額



ア 契約種類別の契約方式の状況と変化

20年度（12月まで）の対象契約について契約種類別に契約方式の状況を見ると、図表22のとおり、競争契約の割合の方が件数、支払金額共に随意契約よりも高いのは、「工事等」及び「物品等の購入」であり、件数では、「物品等の製造」も競争契約の割合の方が高くなっているが、これ以外では随意契約の割合の方が高くなっている。

一方、随意契約の割合は、契約の対象物が特定されて代替性が低い場合が多い「用地取得・補償」を別にすれば、「物品等の賃借」が件数、支払金額共に最も高い割合（件数74.8%、支払金額82.0%）となっているが、これは、機器のリースや建物賃借等で特定の物件を継続的に借り受けることが多いことが要因になっていると考えられる。

契約種類別の契約方式の割合について、「用地取得・補償」を除いて前年度同期

と比較すると、競争契約の割合は、件数ではいずれの契約種類においても上昇しているが、支払金額では、「工事等」で低下している。

一方、企画・公募を経ない随契の割合は、「工事等」及び「物品等の製造」の支払金額を除いて、いずれの契約種類でも低下している。最も大きく低下しているのは、件数では「物品等の購入」の39.0ポイント、次いで「物品等の製造」の32.3ポイント、支払金額では「役務」の24.0ポイント、次いで「物品等の購入」の22.0ポイントである。

図表22 契約種類別の契約方式の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

件数

上段：20年度（12月まで）分の件数割合（単位：％）

中段：19年度（12月まで）分の件数割合（単位：％）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約種類	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画・ 公募を経ない 随契	
工事等	49.2	10.2	31.7	0.1	80.9	10.4	19.0	10.2	100
	37.3	4.7	30.8	0.1	68.2	4.9	31.7	23.0	100
	(11.9)	(5.5)	(0.9)	(0.0)	(12.7)	(5.5)	(12.7)	(12.8)	
用地取得・補償	-	-	-	-	-	-	100	99.8	100
	-	-	-	-	-	-	100	100	100
	-	-	-	-	-	-	(0.0)	(0.2)	
物品等の購入	81.2	0.3	1.5	-	82.8	0.3	17.1	10.2	100
	46.1	0.1	2.0	0.0	48.1	0.1	51.8	49.2	100
	(35.1)	(0.2)	(0.5)	(0.0)	(34.7)	(0.2)	(34.7)	(39.0)	
物品等の製造	54.8	1.2	1.4	-	56.3	1.2	43.6	21.8	100
	38.7	0.8	1.5	-	40.2	0.8	59.7	54.1	100
	(16.1)	(0.4)	(0.1)	-	(16.1)	(0.4)	(16.1)	(32.3)	
物品等の賃借	24.9	1.8	0.2	0.0	25.1	1.8	74.8	68.3	100
	15.0	0.5	0.4	0.0	15.4	0.5	84.5	83.1	100
	(9.9)	(1.3)	(0.2)	(0.0)	(9.7)	(1.3)	(9.7)	(14.8)	
役務	26.9	1.3	4.1	0.0	31.1	1.3	68.8	40.1	100
	12.5	0.3	4.4	0.0	17.0	0.3	82.9	70.4	100
	(14.4)	(1.0)	(0.3)	(0.0)	(14.1)	(1.0)	(14.1)	(30.3)	
計	37.6	1.7	5.1	0.0	42.7	1.7	57.2	36.2	100
	20.1	0.6	5.4	0.0	25.5	0.6	74.4	64.8	100
	(17.5)	(1.1)	(0.3)	(0.0)	(17.2)	(1.1)	(17.2)	(28.6)	

支払金額

上段：20年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）
 中段：19年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）
 下段：増減値（単位：ポイント）

契約方式 契約種類	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画・ 公募を経ない 随契	
工事等	41.4	22.3	20.8	0.1	62.2	22.4	37.7	34.0	100
	49.4	13.2	16.9	0.4	66.4	13.7	33.5	28.8	100
	(8.0)	(9.1)	(3.9)	(0.3)	(4.2)	(8.7)	(4.2)	(5.2)	
用地取得・補償	-	-	-	-	-	-	100	99.9	100
	-	-	-	-	-	-	100	100	100
	-	-	-	-	-	-	(0.0)	(0.1)	
物品等の購入	68.7	0.7	2.7	-	71.5	0.7	28.4	22.7	100
	48.5	0.9	3.9	0.0	52.5	0.9	47.4	44.7	100
	(20.2)	(0.2)	(1.2)	(0.0)	(19.0)	(0.2)	(19.0)	(22.0)	
物品等の製造	23.5	0.1	0.1	-	23.6	0.1	76.3	60.8	100
	22.5	0.1	0.2	-	22.7	0.1	77.2	55.3	100
	(1.0)	(0.0)	(0.1)	-	(0.9)	(0.0)	(0.9)	(5.5)	
物品等の賃借	17.7	8.2	0.1	0.1	17.9	8.3	82.0	79.1	100
	9.0	2.2	0.1	0.0	9.1	2.2	90.8	89.6	100
	(8.7)	(6.0)	(0.0)	(0.1)	(8.8)	(6.1)	(8.8)	(10.5)	
役務	18.0	3.9	1.0	0.0	19.1	3.9	80.8	49.2	100
	9.8	0.3	1.9	0.0	11.8	0.3	88.1	73.2	100
	(8.2)	(3.6)	(0.9)	(0.0)	(7.3)	(3.6)	(7.3)	(24.0)	
計	28.4	5.4	3.5	0.0	32.0	5.4	67.9	48.0	100
	20.8	2.1	3.9	0.0	24.8	2.2	75.1	64.5	100
	(7.6)	(3.3)	(0.4)	(0.0)	(7.2)	(3.2)	(7.2)	(16.5)	

前記のとおり、20年4月1日現在で、すべての独立行政法人において随契限度額が国の金額基準と同額か、又は下回ることとなった。そこで、19年度（12月まで）において、国の金額基準を上回る随契限度額により少額随契としている契約の状況を契約種類別にみると、図表23のとおり、「物品等の購入」は50.7%と他の契約種類に比べて著しく高い。

前記のように「物品等の購入」において、企画・公募を経ない随契の件数割合が特に大きく低下して、競争契約の割合が上昇しているのは、20年度（12月まで）においては、上記の少額随契に該当する契約が競争契約に移行していることによると考えられる。

図表23 契約種類別の少額随契の状況（平成19年度（12月まで））

（単位：件、％）

区分 \ 契約種類	工事等	用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務	計
平成19年度（12月まで）の随意契約の件数（a）	1,595	1,515	6,317	1,106	3,955	41,584	56,072
19年度（12月まで）の少額随契(注)の件数（b）	252	0	3,208	167	467	6,110	10,204
割合 (b)/(a)	15.7	-	50.7	15.0	11.8	14.6	18.1

（注） 国の金額基準を上回る随契限度額により少額随契としている契約

イ 契約相手方別の契約方式の状況とその変化

20年度（12月まで）の対象契約について契約相手方別に契約方式の状況をみると、図表24のとおり、「民間企業」が契約相手方である競争契約の割合は件数で55.3%、支払金額で44.3%となっている。

一方、「公益法人等」が契約相手方である競争契約の割合は件数で20.2%、支払金額で9.6%となっていて、「民間企業」と比べて、件数で35.1ポイント、支払金額では34.7ポイント低い状況となっている。

これを前年度同期と比較すると、競争契約の割合は、いずれの契約相手方についても上昇している。ただし、「民間企業」は件数割合で22.5ポイント、支払金額割合で10.2ポイントの上昇、「公益法人等」は件数割合で11.0ポイント、支払金額割合で2.4ポイントの上昇となっていて、「民間企業」の方が競争契約の割合の上昇が大きくなっている。

図表24 契約相手方別契約方式の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

件数

上段：20年度（12月まで）分の件数割合（単位：％）

中段：19年度（12月まで）分の件数割合（単位：％）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約相手方	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画・ 公募を経ない 随契	
民間企業	48.5	2.1	6.8	0.0	55.3	2.1	44.6	24.4	100
	25.8	0.7	7.0	0.0	32.8	0.8	67.1	57.9	100
	(22.7)	(1.4)	(0.2)	(0.0)	(22.5)	(1.3)	(22.5)	(33.5)	
公益法人等	19.3	2.6	0.9	-	20.2	2.6	79.7	44.0	100
	8.3	0.5	0.8	-	9.2	0.5	90.7	72.8	100
	(11.0)	(2.1)	(0.1)	-	(11.0)	(2.1)	(11.0)	(28.8)	
うち関係法人	13.9	4.5	1.0	-	14.9	4.5	85.0	44.9	100
	9.2	0.5	1.2	-	10.5	0.5	89.4	75.4	100
	(4.7)	(4.0)	(0.2)	-	(4.4)	(4.0)	(4.4)	(30.5)	
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	100	93.7	100
	-	-	-	-	-	-	100	94.9	100
	-	-	-	-	-	-	(0.0)	(1.2)	
独立行政法人等	2.1	0.2	0.1	-	2.3	0.2	97.6	78.0	100
	0.3	0.0	-	-	0.3	0.0	99.6	88.1	100
	(1.8)	(0.2)	(0.1)	-	(2.0)	(0.2)	(2.0)	(10.1)	
その他	2.5	0.2	0.0	-	2.6	0.2	97.3	70.5	100
	1.5	0.1	0.1	-	1.6	0.1	98.3	91.0	100
	(1.0)	(0.1)	(0.1)	-	(1.0)	(0.1)	(1.0)	(20.5)	
計	37.6	1.7	5.1	0.0	42.7	1.7	57.2	36.2	100
	20.1	0.6	5.4	0.0	25.5	0.6	74.4	64.8	100
	(17.5)	(1.1)	(0.3)	(0.0)	(17.2)	(1.1)	(17.2)	(28.6)	

支払金額

上段：20年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）

中段：19年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約相手方	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画・ 公募を経ない 随契	
民間企業	39.2	7.3	5.0	0.0	44.3	7.3	55.6	38.7	100
	28.4	3.1	5.7	0.0	34.1	3.2	65.8	56.4	100
	(10.8)	(4.2)	(0.7)	(0.0)	(10.2)	(4.1)	(10.2)	(17.7)	
公益法人等	9.6	2.9	0.0	-	9.6	2.9	90.3	49.4	100
	7.0	0.2	0.1	-	7.2	0.2	92.7	82.7	100
	(2.6)	(2.7)	(0.1)	-	(2.4)	(2.7)	(2.4)	(33.3)	
うち関係法人	10.5	3.5	0.0	-	10.6	3.5	89.3	47.5	100
	7.7	0.2	0.1	-	7.8	0.2	92.1	85.4	100
	(2.8)	(3.3)	(0.1)	-	(2.8)	(3.3)	(2.8)	(37.9)	
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	100	87.0	100
	-	-	-	-	-	-	100	86.7	100
	-	-	-	-	-	-	(0.0)	(0.3)	
独立行政法人等	0.5	0.0	0.2	-	0.7	0.0	99.2	78.6	100
	0.1	0.0	-	-	0.1	0.0	99.8	74.7	100
	(0.4)	(0.0)	(0.2)	-	(0.6)	(0.0)	(0.6)	(3.9)	
その他	0.9	0.1	0.0	-	0.9	0.1	99.0	87.7	100
	0.6	0.0	0.0	-	0.6	0.0	99.3	94.3	100
	(0.3)	(0.1)	(0.0)	-	(0.3)	(0.1)	(0.3)	(6.6)	
計	28.4	5.4	3.5	0.0	32.0	5.4	67.9	48.0	100
	20.8	2.1	3.9	0.0	24.8	2.2	75.1	64.5	100
	(7.6)	(3.3)	(0.4)	(0.0)	(7.2)	(3.2)	(7.2)	(16.5)	

ウ 法人別の契約方式の状況

20年度（12月まで）の対象契約について法人別に契約方式の状況をみると、別表3のとおり、競争契約の件数割合が最も高いのは、農林水産消費安全技術センターの93.8%であり、次いで土木研究所の90.5%となっている。一方、随意契約の件数割合が最も高いのは、奄美群島振興開発基金の100%であり、次いで農業者年金基金の98.2%となっている。ただし、随意契約の割合が高い法人の中には、企画競争又は公募を経た随意契約（以下「企画随契等」という。）の割合が高い法人や、用地取得・補償のように契約相手方が特定される契約や法令等に基づき一定の要件に該当する者と継続的に締結することとされている契約が高い割合を占めている法人もある。

なお、随意契約の件数の割合が高い順に法人別の契約方式の状況を示すと図表25のとおりである。

エ 競争契約の実施状況

(7) 指名競争契約の実施状況

20年度（12月まで）の対象契約について競争契約の実施状況をみると、図表20（38ページ参照）のとおり、指名競争契約の割合は、件数では5.1%、支払金額では3.5%となっていて前年度同期からわずかに低下している。一方、一般競争契約の割合は、件数では37.6%、支払金額では28.4%と、それぞれ17.5ポイント、7.6ポイント上昇している。これによると、20年度（12月まで）において随意契約から競争契約に移行したものの多くは、一般競争契約に移行しているものと考えられる。

競争契約に占める指名競争契約の割合を契約種類別にみると、図表26のとおり、「役務」において件数で12.8ポイント、支払金額で11.2ポイントと大きく低下している。また、「工事等」において指名競争契約の占める割合は、依然として件数で39.2%、支払金額で33.4%を占めていて、他の契約種類に比べて著しく高い。

図表26 指名競争契約における契約種類別の実施状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

上段：件数、割合（単位：件、%、ポイント）
下段：支払金額、割合（単位：百万円、%、ポイント）

契約種類	平成20年度（12月まで）(A)			19年度（12月まで）(B)			増減値(A) - (B)		
	競争契約 (C)	うち指名 競争契約 (D)	(割合) (D)/(C)	競争契約 (E)	うち指名 競争契約 (F)	(割合) (F)/(E)	競争契約	うち指名 競争契約	(割合)
工事等	3,897	1,528	(39.2)	3,424	1,550	(45.2)	473	22	(6.0)
	60,805	20,364	(33.4)	71,380	18,230	(25.5)	10,575	2,134	(7.9)
物品等の購入	10,031	188	(1.8)	5,869	251	(4.2)	4,162	63	(2.4)
	99,299	3,844	(3.8)	67,707	5,137	(7.5)	31,591	1,293	(3.7)
物品等の製造	1,113	29	(2.6)	744	28	(3.7)	369	1	(1.1)
	5,544	28	(0.5)	4,784	51	(1.0)	759	23	(0.5)
物品等の賃借	1,065	10	(0.9)	724	20	(2.7)	341	10	(1.8)
	8,071	51	(0.6)	4,550	78	(1.7)	3,521	27	(1.1)
役務	13,684	1,839	(13.4)	8,530	2,240	(26.2)	5,154	401	(12.8)
	88,541	4,770	(5.3)	58,946	9,763	(16.5)	29,595	4,993	(11.2)
計	29,790	3,594	(12.0)	19,291	4,089	(21.1)	10,499	495	(9.1)
	262,262	29,058	(11.0)	207,369	33,262	(16.0)	54,892	4,203	(5.0)

20年度（12月まで）の対象契約について指名競争契約の実施状況を法人別にみると、別表3のとおり、22法人で3,594件（全体の5.1%）、290億円（同3.5%）となっている。このうち件数が最も多いのは、都市再生機構の2,059件、次いで水資源機構の748件であり、支払金額が最も多いのは、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の98億円、次いで都市再生機構の95億円となっている。

(イ) 総合評価方式による競争契約の実施状況

20年度（12月まで）の対象契約について総合評価方式の実施状況をみると、図表27のとおり、1,239件（全体の1.7%）、449億円（同5.4%）となっていて、前年度同期と比較すると、件数割合で1.1ポイント、支払金額割合で3.2ポイント上昇している。

その一方で、20年4月1日現在で既に総合評価方式を導入している法人が63法人（前記の1(1)ア参照）あるのに対して、実施法人数は前年度同期と比較して8法人増加したものの49法人にとどまっていて、2割を超える法人では制度を導入したものの実施していない状況となっている（法人別内訳は別表3（171～176ページ）参照）。

図表27 総合評価方式の実施状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）
下段：割合（単位：%、ポイント）

年度等	競争契約		うち総合評価方式			全体	
	件数	金額	実施法人数	件数	金額	件数	金額
平成19年度	29,526 (30.5)	697,253 (36.1)	46	762 (0.7)	115,206 (5.9)	96,629 (100)	1,928,147 (100)
20年度(12月まで) (a)	29,790 (42.7)	262,262 (32.0)	49	1,239 (1.7)	44,974 (5.4)	69,653 (100)	818,823 (100)
19年度(12月まで) (b)	19,291 (25.5)	207,369 (24.8)	41	501 (0.6)	18,903 (2.2)	75,363 (100)	834,320 (100)
増減値 (a)-(b)	10,499 (17.2)	54,892 (7.2)	8	738 (1.1)	26,071 (3.2)	5,710	15,496

(ウ) 競争契約における応札者数の状況とその変化

競争契約の利点が発揮されるためには、より多くの事業者が入札に参加して適切な競争が行われることが重要である。

20年度（12月まで）の対象契約について競争契約の応札者数の状況をみると、図表28のとおり、応札者が5者以上の契約の割合が件数で24.0%（一般競争契約では16.4%）、支払金額で29.7%（同26.6%）となっている一方、応札者が1者のみのもの（以下「1者応札」という。）の割合は件数で42.4%（同48.1%）、支払金額で34.7%（同39.0%）に上っている。

これを前年度同期と比較すると、1者応札の割合は、件数で7.1ポイント、支払金額で6.8ポイント上昇している一方で、応札者が5者以上のものの割合は、件数で5.1ポイント、支払金額で10.0ポイント低下している。また、競争契約の件数は

10,499件と大幅に増加しているものの、1者応札の増加件数5,838件は、この55.6%に相当している。

図表28 競争契約における応札者数の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

件数

上段：件数（単位：件）

下段：割合（単位：%、ポイント）

契約方式	応札者数						計
	1者	複数	2者	3者	4者	5者以上	
平成20年度(12月まで)の競争契約 (a)	12,650 (42.4)	17,140 (57.5)	5,044 (16.9)	2,980 (10.0)	1,960 (6.5)	7,156 (24.0)	29,790 (100)
一般競争契約	12,623 (48.1)	13,573 (51.8)	4,818 (18.3)	2,634 (10.0)	1,800 (6.8)	4,321 (16.4)	26,196 (100)
指名競争契約	27 (0.7)	3,567 (99.2)	226 (6.2)	346 (9.6)	160 (4.4)	2,835 (78.8)	3,594 (100)
19年度(12月まで)の競争契約 (b)	6,812 (35.3)	12,479 (64.6)	3,278 (16.9)	2,325 (12.0)	1,252 (6.4)	5,624 (29.1)	19,291 (100)
一般競争契約	6,786 (44.6)	8,416 (55.3)	2,954 (19.4)	1,874 (12.3)	1,040 (6.8)	2,548 (16.7)	15,202 (100)
増減値 (a) - (b)	5,838 (7.1)	4,661 (7.1)	1,766 (0.0)	655 (2.0)	708 (0.1)	1,532 (5.1)	10,499
一般競争契約	5,837 (3.5)	5,157 (3.5)	1,864 (1.1)	760 (2.3)	760 (0.0)	1,773 (0.3)	10,994

(注) 応札者数が不明の契約を除いている。以下の図表においても同じ。

支払金額

上段：支払金額（単位：百万円）

下段：割合（単位：%、ポイント）

契約方式	応札者数						計
	1者	複数	2者	3者	4者	5者以上	
平成20年度(12月まで)の競争契約 (a)	91,064 (34.7)	171,197 (65.2)	34,998 (13.3)	29,100 (11.0)	29,170 (11.1)	77,927 (29.7)	262,262 (100)
一般競争契約	90,951 (39.0)	142,251 (60.9)	33,040 (14.1)	18,858 (8.0)	28,162 (12.0)	62,189 (26.6)	233,203 (100)
指名競争契約	112 (0.3)	28,946 (99.6)	1,958 (6.7)	10,241 (35.2)	1,007 (3.4)	15,738 (54.1)	29,058 (100)
19年度(12月まで)の競争契約 (b)	57,997 (27.9)	149,372 (72.0)	25,477 (12.2)	29,868 (14.4)	11,505 (5.5)	82,520 (39.7)	207,369 (100)
一般競争契約	57,864 (33.2)	116,243 (66.7)	23,636 (13.5)	27,821 (15.9)	9,797 (5.6)	54,987 (31.5)	174,107 (100)
増減値 (a) - (b)	33,067 (6.8)	21,825 (6.8)	9,521 (1.1)	767 (3.4)	17,664 (5.6)	4,592 (10.0)	54,892
一般競争契約	33,087 (5.8)	26,008 (5.8)	9,403 (0.6)	8,962 (7.9)	18,365 (6.4)	7,202 (4.9)	59,096

競争契約における応札者数の状況を契約種類別にみると、図表29のとおり、応札者が複数であるもの（以下「複数応札」という。）の割合が最も高いのは、件数、支払金額共に「工事等」（件数で82.8%、支払金額で85.0%）であり、次いで「物品等の購入」（件数で61.5%、支払金額で79.7%）となっている。特に、「工事等」は、応札者数が5者以上のものの割合が件数で52.0%となっていて、過半数の契約において、多数の事業者が入札に参加している状況にある。ただし、「工事等」は、前記の(ア)で記述したとおり、指名競争契約の割合が件数で39.2%と他の契約種類に比べて著しく高くなっており、指名競争契約では、あらかじめ十分な数の事業者を指名するため、結果として応札者が5者以上のものの割合が高くなっている面があることに留意する必要がある。

一方、「工事等」以外の契約種類では、いずれも応札者が5者以上のものの割合に比べて1者応札の割合が高い状況となっており、特に、「物品等の製造」、「役務」は、1者応札の割合が件数で52.4%、51.8%と5割を超える状況となっている。

これを前年度同期と比較すると、1者応札の割合が最も上昇しているのは「役務」であり、件数で11.9ポイント、支払金額で12.4ポイント上昇している。また、複数応札の割合が最も上昇しているのは、件数では「物品等の購入」、支払金額では「物品等の製造」で、それぞれ1.1ポイント、19.0ポイント上昇している。

図表29 競争契約における契約種類別の応札者数の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

件数

上段：20年度（12月まで）分の件数割合（単位：％）

中段：19年度（12月まで）分の件数割合（単位：％）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約種類	応札者数						計
	1者	複数	2者	3者	4者	5者以上	
工事等	17.1	82.8	13.0	9.6	8.0	52.0	100
	12.5	87.4	10.3	11.0	8.1	57.7	100
	(4.6)	(4.6)	(2.7)	(1.4)	(0.1)	(5.7)	
物品等の購入	38.4	61.5	16.5	10.2	8.8	25.8	100
	39.5	60.4	19.0	12.7	6.9	21.6	100
	(1.1)	(1.1)	(2.5)	(2.5)	(1.9)	(4.2)	
物品等の製造	52.4	47.5	21.4	8.4	6.2	11.3	100
	46.5	53.4	20.8	9.5	6.4	16.6	100
	(5.9)	(5.9)	(0.6)	(1.1)	(0.2)	(5.3)	
物品等の賃借	42.6	57.3	30.8	14.9	4.9	6.5	100
	41.9	58.0	27.7	16.0	6.6	7.5	100
	(0.7)	(0.7)	(3.1)	(1.1)	(1.7)	(1.0)	
役務	51.8	48.1	16.8	9.6	4.6	17.0	100
	39.9	60.0	16.9	11.8	5.4	25.7	100
	(11.9)	(11.9)	(0.1)	(2.2)	(0.8)	(8.7)	
計	42.4	57.5	16.9	10.0	6.5	24.0	100
	35.3	64.6	16.9	12.0	6.4	29.1	100
	(7.1)	(7.1)	(0.0)	(2.0)	(0.1)	(5.1)	

支払金額

上段：20年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）

中段：19年度（12月まで）分の支払金額割合（単位：％）

下段：増減値（単位：ポイント）

契約種類	応札者数						計
	1者	複数	2者	3者	4者	5者以上	
工事等	14.9	85.0	10.3	24.5	7.9	42.1	100
	11.4	88.5	8.5	28.0	7.9	44.0	100
	(3.5)	(3.5)	(1.8)	(3.5)	(0.0)	(1.9)	
物品等の購入	20.2	79.7	10.2	6.5	21.2	41.7	100
	21.8	78.1	12.2	7.4	4.7	53.6	100
	(1.6)	(1.6)	(2.0)	(0.9)	(16.5)	(11.9)	
物品等の製造	35.9	64.0	27.8	17.9	9.8	8.4	100
	54.9	45.0	26.0	7.6	3.3	8.0	100
	(19.0)	(19.0)	(1.8)	(10.3)	(6.5)	(0.4)	
物品等の賃借	57.0	42.9	27.2	10.0	1.8	3.7	100
	64.1	35.8	19.7	5.7	4.0	6.2	100
	(7.1)	(7.1)	(7.5)	(4.3)	(2.2)	(2.5)	
役務	62.4	37.5	16.6	6.5	2.8	11.3	100
	50.0	49.9	15.1	7.0	3.9	23.7	100
	(12.4)	(12.4)	(1.5)	(0.5)	(1.1)	(12.4)	
計	34.7	65.2	13.3	11.0	11.1	29.7	100
	27.9	72.0	12.2	14.4	5.5	39.7	100
	(6.8)	(6.8)	(1.1)	(3.4)	(5.6)	(10.0)	

なお、20年度（12月まで）の対象契約について競争契約における応札者数の状況を法人別にみると、別表4のとおりである。

(3) 落札率等の状況とその変化

契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や契約金額の経済性等を評価する際の指標の一つと考えられる。

そこで、対象契約（予定価格が作成されていない契約を除く。以下、本項において同じ。）について落札率の状況をみると、次のとおりとなっている。

ア 契約方式別の落札率の状況

対象契約について契約方式別に平均落札率の状況をみると、図表30のとおり、19年度、20年度（12月まで）共に随意契約の方が競争契約よりも7ポイント以上高く、20年度（12月まで）では、競争契約が89.3%（一般競争契約90.4%、指名競争契約82.0%）であるのに対して、随意契約は97.5%と8.2ポイント高くなっている。

これを前年度同期と比較すると、競争契約で0.3ポイント、随意契約で1.1ポイント高くなっていて、大きな変化はみられない。

図表30 契約方式別の平均落札率の状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

（単位：%、ポイント）

区分	契約方式			随意契約 (B)	(開差) (B) - (A)	計
	競争契約 (A)	一般競争契約	指名競争契約			
平成19年度	89.1	90.1	85.4	96.6	(7.5)	93.1
20年度（12月まで）(a)	89.3	90.4	82.0	97.5	(8.2)	93.4
19年度（12月まで）(b)	89.0	89.8	86.1	96.4	(7.4)	93.2
増減値 (a)-(b)	(0.3)	(0.6)	(4.1)	(1.1)		(0.2)

また、20年度（12月まで）の対象契約について落札率の高低別に契約件数の分布状況をみると、図表31のとおり、落札率が99%以上の契約が占める割合は、競争契約では30.2%となっているのに対して、随意契約では76.4%となっている。

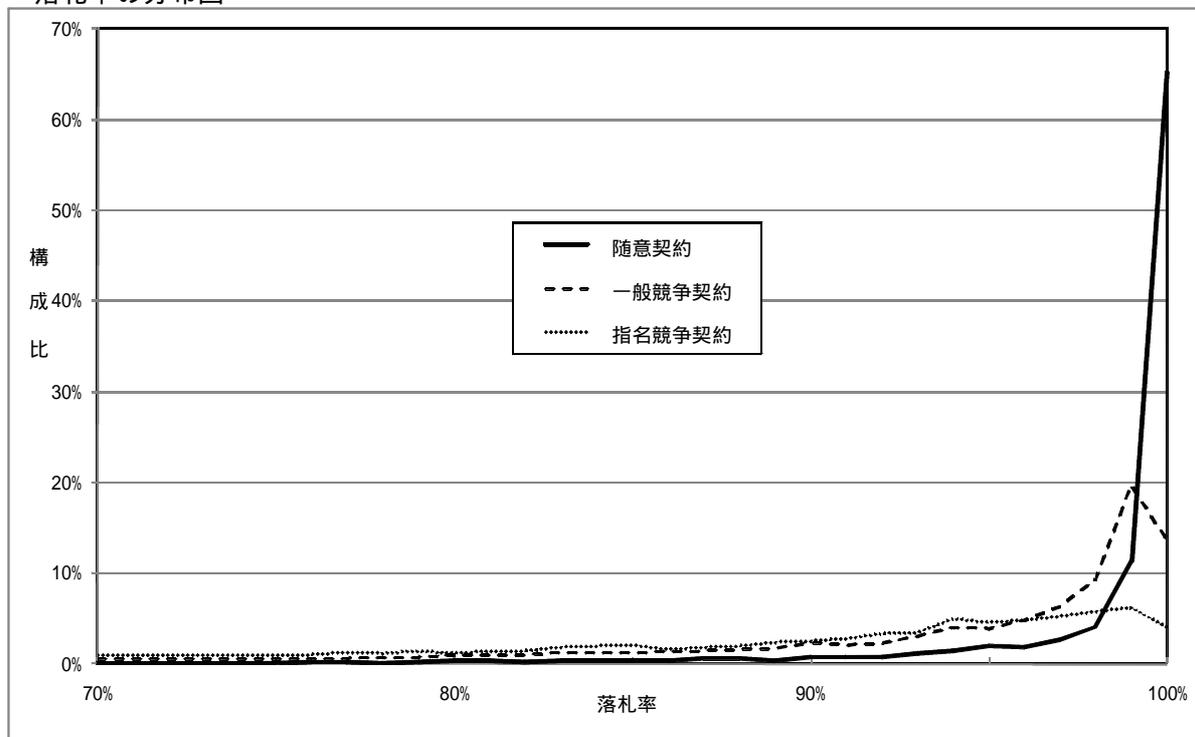
さらに、落札率が100%の契約（以下「落札率100%契約」という。）は、競争契約では12.2%あるのに対して、随意契約では65.2%と過半を占めている。

図表31 契約方式別の落札率の分布状況（平成20年度（12月まで））

落札率の分布状況 (単位：件、%)

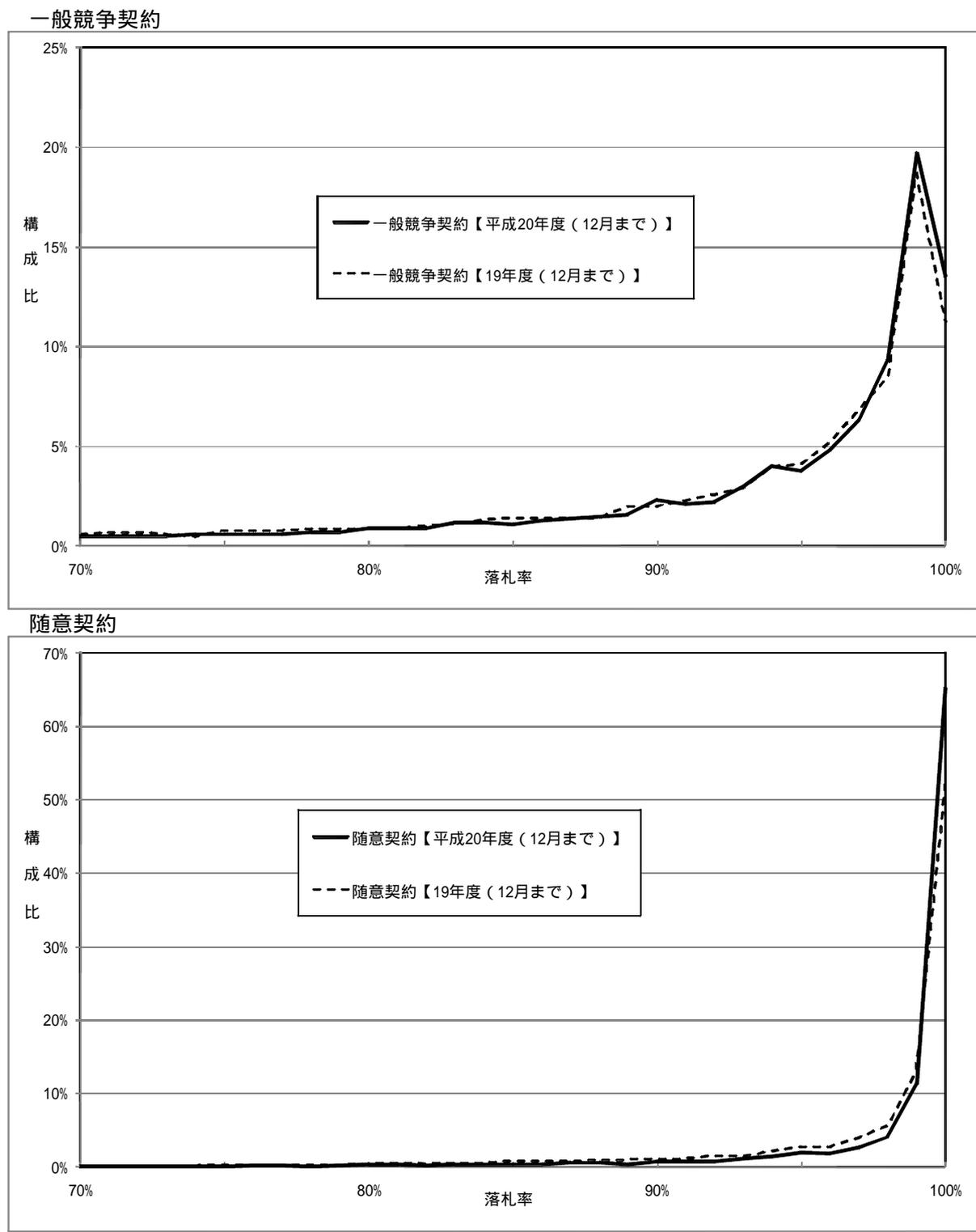
落札率	一般競争契約(A)		指名競争契約(B)		競争契約(C) = (A) + (B)		随意契約(D)		合計(C) + (D)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	3,180	13.5	139	3.9	3,319	12.2	17,549	65.2	20,868	38.7
99%以上100%未満	4,625	19.7	221	6.2	4,846	17.9	3,014	11.2	7,860	14.5
99%以上	7,805	33.3	360	10.1	8,165	30.2	20,563	76.4	28,728	53.3
95%以上99%未満	5,702	24.3	727	20.4	6,429	23.8	2,845	10.5	9,274	17.2
90%以上95%未満	3,205	13.6	603	17.0	3,808	14.1	1,398	5.1	5,206	9.6
80%以上90%未満	2,946	12.5	627	17.6	3,573	13.2	1,190	4.4	4,763	8.8
80%未満	3,779	16.1	1,230	34.6	5,009	18.5	900	3.3	5,909	10.9
計	23,437	100	3,547	100	26,984	100	26,896	100	53,880	100
平均落札率	90.4		82.0		89.3		97.5		93.4	

落札率の分布図



また、これを前年度同期と比較すると、図表32のとおりである。

図表32 契約方式別の落札率の分布状況の変化



イ 競争契約における応札者数別の落札率と落札率100%契約の状況

対象契約のうち競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、図表33のとおり、19年度、20年度（12月まで）共に1者応札の場合は平均落札率が最も高率

(19年度95.1%、20年度(12月まで)95.7%)となっており、応札者数が増加するにつれて、平均落札率は8割台後半から8割台前半まで遞減している。そして、複数応札の場合の平均落札率は、19年度85.5%、20年度(12月まで)84.0%となっていて、1者応札の場合はこれを9.6ポイント、11.7ポイント上回っている。

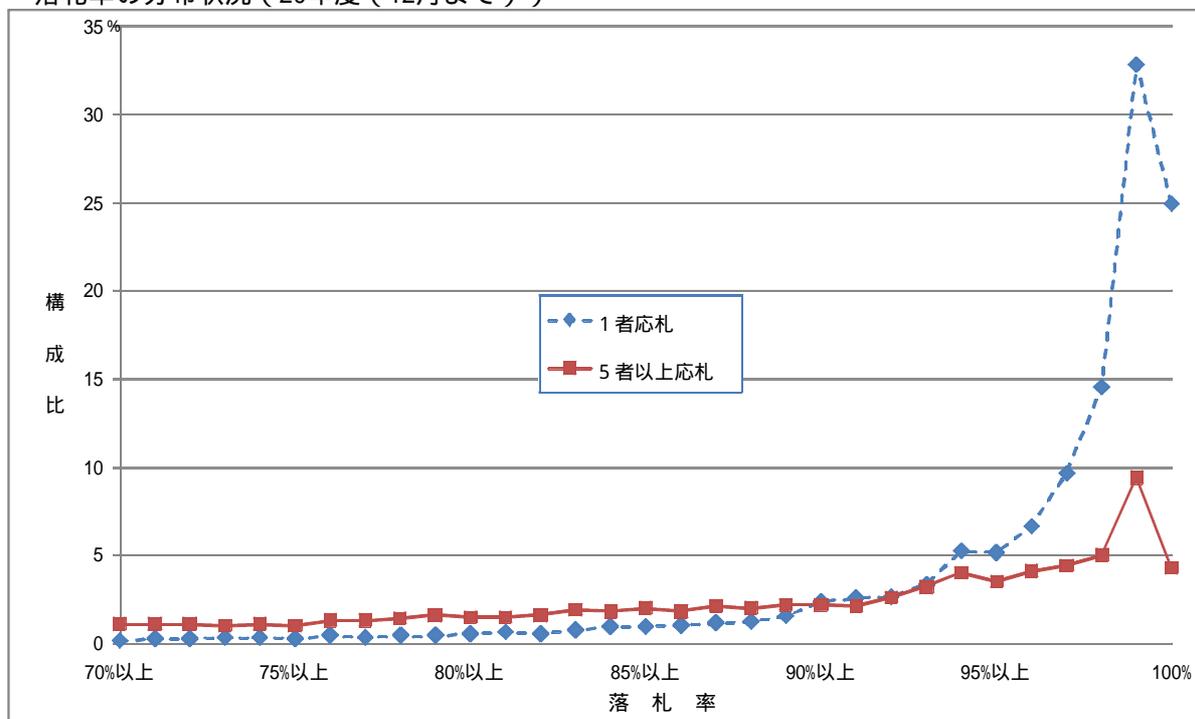
これを前年度同期と比較すると、1者応札と複数応札の平均落札率の開差は、2.0ポイント拡大している。

図表33 競争契約における応札者数別の落札率の状況(平成19年度(12月まで)、19年度、20年度(12月まで))

落札率の状況 (単位: 件、%、ポイント)

年度	応札者数	1者応札						計	(開差) (A) - (B)
		(A)	(B)	2者	3者	4者	5者以上		
平成19年度	件数	9,829	16,014	4,430	3,044	1,634	6,906	25,843	
	(平均落札率)	(95.1)	(85.5)	(88.5)	(86.7)	(84.1)	(83.3)	(89.1)	(9.6)
20年度(12月まで)(a)	件数	12,305	14,679	4,777	2,737	1,511	5,654	26,984	
	(平均落札率)	(95.7)	(84.0)	(87.6)	(85.4)	(83.0)	(80.4)	(89.3)	(11.7)
19年度(12月まで)(b)	件数	6,660	11,530	3,142	2,188	1,194	5,006	18,190	
	(平均落札率)	(95.1)	(85.4)	(88.4)	(86.5)	(84.3)	(83.3)	(89.0)	(9.7)
増減値 (a) - (b)	件数	5,645	3,149	1,635	549	317	648	8,794	
	(平均落札率)	(0.6)	(1.4)	(0.8)	(1.1)	(1.3)	(2.9)	(0.3)	(2.0)

落札率の分布状況(20年度(12月まで))



また、20年度（12月まで）の対象契約について落札率の高低別に契約件数の分布状況をみると、図表34のとおり、落札率が99%以上の契約が占める割合は、応札者が5者以上のものでは13.2%となっているのに対して、1者応札では46.2%となっている。また、落札率100%契約は、応札者が5者以上のものでは4.1%となっているのに対して、1者応札では19.9%となっている。

図表34 競争契約における応札者数別の落札率の分布状況（平成20年度（12月まで））

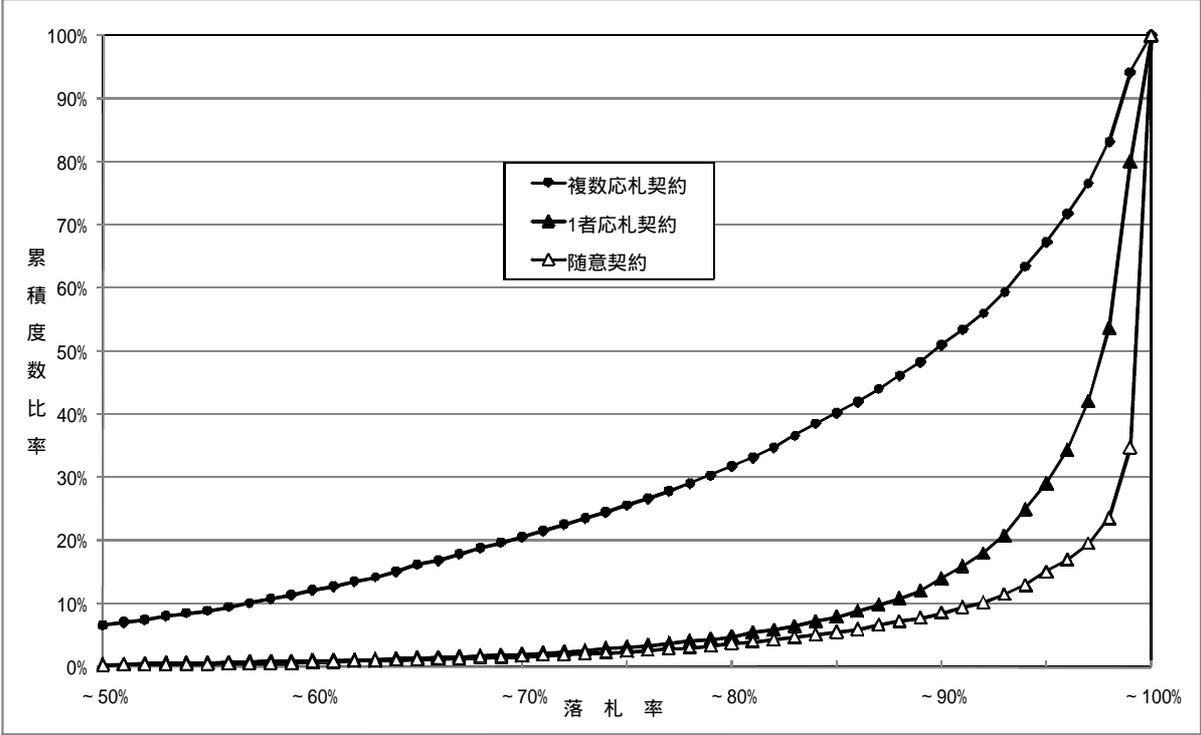
（単位：件、％）

落札率	1者応札		複数応札										計	
			2者		3者		4者		5者以上					
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	2,460	19.9	859	5.8	349	7.3	184	6.7	92	6.0	234	4.1	3,319	12.2
99%以上100%未満	3,233	26.2	1,613	10.9	653	13.6	311	11.3	136	9.0	513	9.0	4,846	17.9
99%以上	5,693	46.2	2,472	16.8	1,002	20.9	495	18.0	228	15.0	747	13.2	8,165	30.2
95%以上99%未満	3,542	28.7	2,887	19.6	1,096	22.9	571	20.8	287	18.9	933	16.5	6,429	23.8
90%以上95%未満	1,582	12.8	2,226	15.1	830	17.3	407	14.8	209	13.8	780	13.7	3,808	14.1
80%以上90%未満	936	7.6	2,637	17.9	819	17.1	527	19.2	275	18.1	1,016	17.9	3,573	13.2
80%未満	552	4.4	4,457	30.3	1,030	21.5	737	26.9	512	33.8	2,178	38.5	5,009	18.5
計	12,305	100	14,679	100	4,777	100	2,737	100	1,511	100	5,654	100	26,984	100
平均落札率	95.7		84.0		87.6		85.4		83.0		80.4		89.3	

そして、落札率でみた累積度数比率（落札率の低い順に契約件数を累計して総契約件数に対する比率を求めたもの）の分布をみると、図表35のとおり、1者応札契約と随意契約はほぼ同様の傾向を示しており、競争契約であっても1者応札については、実質的な競争性を確保しにくい状況となっていて、20年報告からの変化はみられない。

なお、競争契約において落札率が100%となっているのは、予定価格の算定根拠とした見積りについて査定等を行わずにそのまま採用して予定価格を作成したが、見積りを徴した相手方しか応札者がいなかった場合や、当初の入札で予定価格以下の応札者がおらず予定価格に達するまで複数回入札を繰り返した場合等に見受けられる。

図表35 応札者数別及び随意契約の落札率の分布図 [累積度数比率] (平成20年度(12月まで))



(4) 一般競争契約の入札に係る手続の実施状況

前記の(2)で分析したとおり、競争契約の割合は、20年度(12月まで)では19年度に比べて上昇しているものの、その一方で、1者応札の割合は前年度同期と比較して上昇しており、特に、一般競争契約では48.1%となっていて、半数近くの契約において実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

1者応札となっているものの中には、専門性や特殊性の高い役務、機器等の調達で、履行又は供給可能な者が限定されるなど、発注者で対処できないものがあることも推測されるが、より多くの事業者に入札への参加を促すよう、発注者において応札しやすい環境を整えることが重要である。

一般競争契約は、入札参加者を広く一般に求める方式であるが、全く無制限に参加を認めたのでは不信用、不誠実な者の参加により契約の履行が確保できなくなるおそれがあるため、入札に参加するための一定の資格要件が定められることになる。

国の場合、この参加資格要件には、国との契約の履行に当たり不正の行為をした者は競争に参加させないことができるなどとする欠格要件(予決令第70条及び第71条)のほか、一般競争に参加する者が具備する必要があると認められる資格を定めた積極要件(予決令第72条及び第73条)がある。

積極要件は、契約の種類ごとに、その金額等に応じて、工事、製造又は販売等の実績、従業員数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について必要な資格を定めることができる(予決令第72条)とされており、定期又は随時に行われる資格審査の結果、参加資格が認められた者は一般競争参加資格者名簿に契約の種類ごとに等級区分して登載されることになる。また、契約の性質又は目的により特に必要があるときは、上記の資格要件に加え、例えば、特殊機械の保有状況、技術者の雇用状況等必要な資格を定めることができる(予決令第73条)とされている。

独立行政法人においても、前記の参加資格要件について、各法人の会計規程等の定めにより、おおむね同様の運用が行われており、上記の等級区分に関しても、国の取扱いに準じて運用している法人が多く見受けられる(以下、このような参加資格要件に関する等級区分を総称して「競争参加資格等級」という。)。

そして、一般競争入札の実施に当たっては、入札を事業者に周知するために必要な事項を官報等により公告したり、入札の参加に必要な資格、条件等(以下「入札参加要件」という。)を定めたりするとともに、事業者が受注の可否の検討や入札金額の

見積りなどを行うために必要な契約の条件、仕様等を示すため、入札説明書、仕様書、設計書等（以下「入札説明書等」という。）を作成して、これを配布したり、入札説明会を開催したりなどしている。

その際、入札参加者の拡大を図るためには、公告は、事業者に等しく周知できるような方法により十分な期間を確保して行うこと、入札参加要件は、参加者の範囲が過度に制限されることのないよう、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限なものに限定するとともに、その内容が参加者に等しく理解できるように、具体的かつ明確に示すこと、入札説明書等は、特定の事業者にも有利にならないように、契約の目的を達成する上で不可欠な場合等を除き、特定の製品名等を仕様書等に記載しないなど中立的な内容とするとともに、新規の参加者でも適切に受注の可否の判断や入札金額の見積りができるように、必要な情報について漏れなく具体的かつ明確に示すことなどにより、手続の公正性等を確保して、より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないようにすることが重要である。

また、公告期間は、事業者へ公告の内容を周知するための期間（以下「周知期間」という。）と事業者が受注の可否の検討や入札金額の見積りなどを行うための期間（以下「見積期間」という。）を十分確保するため、契約の内容に応じて適切に設定することが重要であることから、入札期日より前に、入札参加の申込みをさせたり、入札参加要件に係る審査のための書類を提出させたりする場合や、入札期日に近接して入札説明会を開催したり、入札説明書等の配布期限を設定したりする場合等には、必要とされる公告期間が実質的に確保されるように、これらの期限等の設定について十分留意する必要がある。

そこで、公告の方法、入札参加要件の設定、入札説明書等の作成等の一般競争契約の入札に係る手続の実施状況について、一般競争契約を対象として、各法人の会計実地検査の際に、応札者数や契約の内容となっている業務の性質等を勘案するなどして抽出して検査した。

検査したところ、競争性、公正性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が127件あった。これらのうち主な態様を示すと以下のとおりである（態様別内訳は別表5（183ページ）参照。法人別内訳は別表6（184、185ページ）参照）。

なお、上記の127件の中には、随意契約見直し計画に基づき見直しの対象とされた

契約で一般競争契約に移行したものの、及び 個別の事態で、一般競争契約に移行したもののもあるが、これらの状況については、3(5)及び(6)並びに4(3)及び(4)においても再度取り上げて示す。

ア 公告期間の設定に関して検討すべきであったもの

公告期間が実質的には短縮されることになっていたり、見積期間の確保が十分でなかったりしているなど、公告期間の設定に関して検討すべきであったと認められる事態が30件あった。これらについて主な態様を示すと以下のとおりである。

(ア) 公告期間が実質的には短縮されることになるもの

公告期間の設定に当たり、入札に参加するために必要な書類の提出期限を入札期日より前に設定したり、入札説明書等の配布期間を限定したりなどしているため、十分な周知期間が確保されておらず、実質的には公告期間が短縮されることになっていると認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[十分な周知期間が確保されていないもの]

港湾空港技術研究所は、港湾空港技術研究所契約事務取扱細則において、一般競争入札に係る公告期間を少なくとも10日以上とすることとしている。

しかし、平成20年4月から11月までに締結した一般競争契約のうち、再度公告を行った契約を除く92件について公告期間の設定状況をみると、このうち4件は上記の細則の規定を下回る9日となっていて、公告期間が適切に設定されていなかった。

また、上記92件のうち74件の契約については、入札期日より前に競争参加資格を証明する書面（以下「証明書」という。）を提出することを入札参加要件としているが、このうち58件については、証明書の提出期限の前日までの期間が10日を下回っており、最も短いものでは4日間となっていた（参考図参照）。このため、実際には、証明書の提出期限が入札に参加するための期限となることから、十分な周知期間が確保されていない状況となっており、実質的には公告期間が短縮されることとなっている。したがって、公告期間を実質的に確保するためには、少なくとも証明書の提出期限の前日までの期間を10日以上となるよう設定す

べきであったと認められる。

なお、公告期間が10日を下回っていたり、実質的に短縮されていたりしている契約計59件のうち、42件が1者応札となっている。

参考図 河川周辺での底泥音響データ測定の補助業務に係る契約の公告期間の設定状況



(注) 上記の期間は、入札期日又は証明書の提出期限の前日までの日数である。

医薬品医療機器総合機構は、平成18、19両年度に、医薬品の規格基準書である日本薬局方の原案を整備するなどの作業について、日本薬局方に収載されている試験方法等についての相当の専門性・信頼性を担保し得る唯一の者であることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：18年度23,440千円、19年度14,966千円）を行っていた。これについて、同機構は、20年度に総合評価方式による一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同法人と契約（契約金額6,357千円）を行った。

同機構は、契約事務に関する標準業務手順書において、一般競争入札に係る公告期間を10日以上とすることとしており、上記の入札においても公告期間を17日としていたが、入札参加要件として、入札事項等に関する説明を受けることとしていた。

しかし、上記の説明は、入札公告日の3日後に設定されている入札説明会において行うこととされており、入札説明書等の配布も同日のみとなっていて、事例と同様に、十分な周知期間が確保されていない状況となっていることから、より多くの者の参加が可能となるよう、入札説明会の実施日や入札説明書等の配布期間を適切に設定すべきであったと認められる。

(注) 単価契約等によるものは年間の支払総額を契約金額としている。以下同じ。

(イ) 見積期間の確保が十分でないもの

入札説明会の開催日から入札期日までの期間が近接しているため、十分な見積期間が確保されていないと認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[十分な見積期間が確保されていないもの]

労働政策研究・研修機構は、平成19年度に、事務所内で使用する収納庫等の家具の購入及び既存家具の解体・組立作業について、一般競争入札を行ったところ、1者応札となり、応札した業者と契約（契約金額2,614千円）を行った。

上記の入札に当たっては、入札説明会に参加することを入札参加要件としているが、入札説明会の開催日及び仕様書の配布日が入札期日の2日前となっており、また、同機構において、予定価格の積算に当たり事前に参考見積りを徴したのは、上記の応札者のみであった。

したがって、当該応札者以外の他の事業者には、十分な見積期間が確保されていないと考えられることから、より多くの事業者の参加が可能となるよう、十分な見積期間を確保することについて検討すべきであったと認められる。

イ 入札参加要件の設定に関して検討すべきであったもの

入札参加要件を制限的なものとしていたり、明確に示していなかったりして、入札参加要件の設定に関して検討すべきであったと認められる事態が69件あった。これらについて主な態様を示すと以下のとおりである。

(ア) 入札参加要件が制限的なものとなっているもの

入札参加者に求める競争参加資格等級や業務実績等の要件を必要以上に限定したり、契約内容との関連性が薄い事項を入札参加要件に含めたりなどしているため、参加者の範囲が制限される可能性があるとして認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[競争参加資格等級を限定して指定しているもの]

緑資源機構（平成20年4月1日以降は森林総合研究所森林農地整備センター）

は、平成18年度に、倉庫維持管理業務について、重要な書類を保管しており、管理を徹底させる必要があることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額2,305千円）を行っていた。これについて、同機構は、19年度に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額1,612千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、競争参加資格等級が「A」又は「B」の等級であることを入札参加要件としているが、同機構の定めた「業者等の等級の格付基準」では本契約の予定価格の額に対応する競争参加資格等級は「C」の等級とされていることから、これを含めた競争参加資格等級の指定にすべきであったと認められる。

[入札参加者の事務所等の所在地を限定しているもの]

中小企業基盤整備機構は、平成20年度に、工業団地の維持管理作業について、一般競争入札を行ったところ、1者応札となり、応札した業者と契約（契約金額4,070千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、当該団地が所在する市又は町に本店、支店又は営業所（以下「事務所等」という。）を有することを入札参加要件としているが、本件業務は、団地内の未分譲地の除草、薬剤散布、清掃等を降雪期間を除いて年間数回程度実施するものであり、当該業務を実施する上で、このように事務所等の所在地を限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

水資源機構は、平成19年度に、総合事業所における文書処理補助業務について、一般競争入札を行ったところ、1者応札となり、応札した業者と契約（契約金額30,364千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、当該事業所が所在する県内に本店、支店又は営業所（以下「事務所等」という。）を有することを入札参加要件として求めているが、当該業務を実施するに当たって、このように事務所等の所在地を限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、

この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

[事業者が保有する資格を限定して指定しているもの]

環境再生保全機構は、平成18、19両年度に、病理組織学的検査委託業務について、他の業者では提供できない技術的知見及び管理体制を有していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：18年度1,438千円、19年度3,257千円）を行っていた。これについて、同機構は、20年度に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額3,944千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、特定の審査登録機関によるISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）の認証を受けていることなどを入札参加要件としているが、ISO14001に関する認証を行う審査登録機関は複数存在することから、より多くの者の参加が可能となるよう、審査登録機関に係る制限の緩和について検討すべきであったと認められる。

[業務実績の要件について施設や受注形態を限定しているもの]

国立青少年教育振興機構は、平成19年度に、国立淡路青少年交流の家宿泊棟耐震改修等機械設備工事について、一般競争入札を行ったところ、1者応札となり、応札した業者と契約（契約金額30,450千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、「元請として完成・引渡しが完了した国公立の学校・青少年教育施設」の施工実績があることを入札参加要件としているが、当該工事の内容からみて、このように施設を限定したり、元請としての施工実績に限定したりする必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

[業務実績の要件について地域や施設を限定しているもの]

国立美術館東京国立近代美術館は、平成18年度に、エレベータ保守業務について、同美術館の規定による随契限度額（当該業務では500万円）を超えないことを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額2,094千円）を行っていた。これについて、同美術館は、19年3月に、随契限度額を国の金額基準と同額（同100万

円)に改正したことから、19年度に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、入札額が予定価格を上回ったため再度の入札を行ったものの、当該業者が辞退したことから、同者と交渉の上、随意契約(契約金額2,089千円)を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、東京都特別区内の美術館又は博物館等における契約実績を有することを入札参加要件としているが、このように地域や施設を限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

[業務実績の要件について、施設を限定していたり、必要以上の規模の要件を求めたりしているもの]

大学評価・学位授与機構は、平成19年度に、本館の清掃業務について、一般競争入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、応札した業者と契約(契約金額6,300千円)を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、大学等の教育研究機関における建物の共有スペースの清掃契約で、1契約当たりの契約床面積が8,000㎡以上の実績を有することなどを入札参加要件としているが、このように施設を限定する必要はないと考えられるほか、契約の対象とする同機構の共有スペースは4,922㎡であることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

[業務実績の要件について地域、納品実績等を限定しているもの]

日本芸術文化振興会は、平成18年度に、国立能楽堂公演ポスター・チラシ作成業務について、月ごとに業務を発注することとし、同一業者と少額随契を行っていた。これについて、同振興会は、19年度に年間分を一括して一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約(契約金額4,410千円)を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、「都内又はその近郊の劇場が主催する能楽公演で、デザイン作成から印刷納品まで行い、ポスターB2判以上100枚以上・チラシB5判以上10,000枚以上を、過去5年間のうちに12カ月連続して毎月1回以上納

品した実績があること」を入札参加要件としているが、本件業務の内容からみて、納入実績に関する要件について上記のような詳細な限定を付する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

[業務実績の要件について発注者を限定しているもの]

鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社は、平成18年度に、職員寮における給食、清掃及び管理業務について、継続して安定した役務提供の確保を図ることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額7,686千円）を行っていた。これについて、同支社は、19年度に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額7,119千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、官公庁等公的機関との契約実績を有することを入札参加要件としているが、このように発注元を限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

(1) 入札参加要件が明確に示されていないもの

入札参加者に求める業務実績の内容を明確に示しておらず、入札に係る手続の公正性及び透明性が十分確保されていないと認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[業務を実施するために必要な要件が具体的に示されていないもの]

産業技術総合研究所は、平成19年度に、ナノテクノロジーに関する研修の運営補助作業について、一般競争入札を行ったところ、1者応札となり、応札した業者と契約（契約金額12,804千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、過去の類似業務の実績等の資料を提出させ、これにより技術審査を行って、業務を実施するために必要な要件を満たしていないと判断した場合には入札に参加できないこととしているが、当該要件が具

体的に示されておらず、入札に係る手続の公正性及び透明性が確保されていなかったと認められる。

ウ 入札説明書等の作成に関して検討すべきであったもの

契約の条件や仕様書の内容が制限的となっていたり、仕様書等の記載内容が明確でなかったりして、入札説明書等の作成に関して検討すべきであったと認められる事態が27件あった。これらについて主な態様を示すと以下のとおりである。

(ア) 契約の条件や仕様書の内容が制限的となっているもの

契約の条件として必要と認められる以上の条件を付して、特定の事業者に有利となっていたり、仕様書において、特定の製品名を表示したりなどして、参加者の範囲が制限される可能性があるとして認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[特定のメーカーの製品名を限定して表示しているもの]

科学技術振興機構は、平成19年度に、新設した執務室に必要な机、いす、書庫、ワゴン等の什器購入について、一般競争入札を行ったところ、1者応札となり、応札した業者と契約（契約金額4,883千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した仕様書等をみると、什器のサイズ、色等の具体的な規格は示さずに、特定メーカーの製品名、品番及び配置図のみを記載していた。同機構は、事前に仕様を示し了解を得た場合には、他社の製品を提案できるとしているが、仕様書等の記載に当たっては、製品のサイズ、色等の規格を具体的に示す必要があると認められることから、より多くの者の参加が可能となるよう、仕様書等の記載内容を検討すべきであったと認められる。

[長期間の引継期間を求めているもの]

国立病院機構刀根山病院は、平成20年度に、給食・食器洗浄等業務について、一般競争入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額64,638千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した入札説明書をみると、受注者が従来の契

約相手方以外の者となった場合は、受注者の負担により、業務の実施要員を契約期間の開始前に派遣して、最低1か月間の業務引継ぎを行わなければならないとの条件が付されているが、業務引継ぎにこのように長期間が必要であるとは認められないことから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

(1) 仕様書等の記載内容が明確でないもの

仕様書等において、業務の具体的な内容を記載していなかったり、業務量を明確に示していなかったりなどして、従来の契約相手方しか判断できない内容があるため、参加者の範囲が制限される可能性があるものと認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[精算項目等が明確に示されていないもの]

国際交流基金は、平成20年度に、外国劇映画の貸出等の業務について、一般競争入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、応札した関係法人と契約（契約金額4,870千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した入札説明書等をみると、履行実績に応じて精算することとする支払条件や精算対象となる項目及びその予定数量が明確に示されていないなど、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、入札説明書等の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

[業務量等が明確に示されていないもの]

国立印刷局は、平成18年度に、同印刷局東京病院において医療材料の納入業者からの受入れ、各診療科への払出し、在庫管理等を行う作業について、当該作業について実績を有しており作業内容を熟知していることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額7,358千円）を行っていた。これについて、同印刷局は、19年度に一般競争契約に移行し、3年間の複数年契約を行うこととして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約

金額22,075千円)を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した仕様書をみると、払出しのためのパック詰めを行う医療材料の数量や、臨時の払出しの作業頻度等が明確に示されていないなど、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、仕様書の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

労働者健康福祉機構東京労災病院は、平成18年度に、外来患者等の受付、外来診療費算定等の医事課業務について、病院の理念、基本方針及び業務を熟知していることなどを理由に、特定の業者と随意契約(契約金額55,068千円)を行っていた。これについて、同病院は、19年度に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、入札額が予定価格を上回ったため再度の入札を行ったものの、なお入札額が予定価格を上回ったことから、同者と交渉の上、随意契約(契約金額57,271千円)を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した仕様書をみると、外来患者数が明記されていないなど、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、仕様書の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

[具体的な業務内容が明確に示されていないもの]

日本学術振興会は、平成19年度(上半期)に、海外から招へいした外国人研究者等の生活支援情報を掲載したウェブサイトの作成管理作業や日常生活に関する質問対応作業を業務内容とする生活支援業務等について、当該業務について実績及びノウハウの蓄積を有していることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約(契約金額28,389千円)を行っていた。これについて、同会は、19年度(下半期)に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同法人と契約(契約金額29,505千円)を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した仕様書をみると、ウェブサイトの具体的な仕様や質問対応を行う曜日、時間が明記されていないなど、実施する業務内容が具体的に示されておらず、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、仕様書の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

3 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

対象契約のうち19年度及び20年度（12月まで）の随意契約の実施状況について、特に、企画随契と公募の実施状況を中心に分析するとともに、20年度（12月まで）の状況を前年度同期と比較して分析した結果を次の(1)から(3)に記述した。そして、随意契約とした適用理由の状況については、対象契約のうち20年度（12月まで）に締結されたものの状況について、前年度同期と比較して分析した結果を(4)に記述した。また、20年報告における個別の事態955件の見直し状況の検査結果については(5)に、さらに、各独立行政法人が随意契約見直し計画に基づいて随意契約の適正化を進めることとした契約の見直し状況の検査結果については(6)に、それぞれ記述した。

(1) 随意契約の実施状況とその変化

各独立行政法人から提出された調書によると、随意契約全体の件数と支払金額は、図表36のとおり、19年度は6.7万件、1兆2308億円、20年度（12月まで）は3.9万件、5565億円となっており、20年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、件数で28.9%、支払金額で11.2%減少している。

この内訳をみると、企画・公募を経ない随契は、19年度は5.8万件、1兆0022億円、20年度（12月まで）は2.5万件、3933億円となっており、また、企画随契等は、19年度は0.7万件、1968億円、20年度（12月まで）は1.2万件、1480億円となっている。

20年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、企画・公募を経ない随契は、件数で48.2%、支払金額で27.0%の大幅な減少となっている。一方、企画随契等は、件数で107.3%、支払金額で89.3%の大幅な増加となっている。

図表36 随意契約の実施状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）
下段：割合（単位：%、ポイント）

年度等	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	うち企画随契等 (B)	うち企画・公募 を経ない随契 (C)	随意契約全体 (D)	うち企画随契等 (E)	うち企画・公募 を経ない随契 (F)
		(割合(B)/(A))	(割合(C)/(A))		(割合(E)/(D))	(割合(F)/(D))
平成19年度	67,103	7,576	58,139	1,230,893	196,874	1,002,291
		(11.2)	(86.6)		(15.9)	(81.4)
20年度 (12月まで) (a)	39,863	12,929	25,266	556,561	148,079	393,349
		(32.4)	(63.3)		(26.6)	(70.6)
19年度 (12月まで) (b)	56,072	6,236	48,845	626,950	78,208	538,948
		(11.1)	(87.1)		(12.4)	(85.9)
増減値 (a)-(b)	16,209	6,693	23,579	70,389	69,870	145,598
		(21.3)	(23.8)		(14.2)	(15.3)
増減率 ((a)/(b)-1)	(28.9)	(107.3)	(48.2)	(11.2)	(89.3)	(27.0)

ア 契約種類別の随意契約の状況とその変化

対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約を契約種類別にみると、図表37のとおり、「役務」が件数、支払金額共に最も多く、件数で75.9%、支払金額で67.2%を占めている。そして、前年度同期と比較すると、随意契約の競争契約への移行により、「用地取得・補償」を除く契約種類で件数が減少しており、特に「物品等の購入」は67.0%、「工事等」は42.5%減少している。

また、随意契約に占める企画随契等の件数は、前年度同期と比較すると、「工事等」及び「用地取得・補償」を除く契約種類で大幅に増加していて、随意契約に占める企画随契等の件数割合も11.1%から32.4%に上昇している。

図表37 契約種類別の随意契約の状況及びその変化（平成20年度（12月まで））

随意契約全体

（単位：件、百万円、%、ポイント）

契約種類	件数	(平成19年度 (12月まで)に 対する増減率)	件数割合			支払金額		支払金額割合		
			(A)	(19年度(12 月まで)) (B)	(開差) (A) - (B)	(19年度 (12月まで)に 対する増減率)	(C)	(19年度(12 月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)	
工事等	917	(42.5)	2.3	(2.8)	(0.5)	36,827	(1.9)	6.6	(5.7)	(0.9)
用地取得・補償	2,567	(69.4)	6.4	(2.7)	(3.7)	50,786	(67.9)	9.1	(4.8)	(4.3)
物品等の購入	2,080	(67.0)	5.2	(11.2)	(6.0)	39,477	(35.5)	7.0	(9.7)	(2.7)
物品等の製造	862	(22.0)	2.1	(1.9)	(0.2)	17,918	(10.3)	3.2	(2.5)	(0.7)
物品等の賃借	3,165	(19.9)	7.9	(7.0)	(0.9)	37,012	(17.9)	6.6	(7.1)	(0.5)
役務	30,272	(27.2)	75.9	(74.1)	(1.8)	374,538	(14.4)	67.2	(69.8)	(2.6)
計	39,863	(28.9)	100	(100)		556,561	(11.2)	100	(100)	

随意契約全体のうち企画随契等

（単位：件、百万円、%、ポイント）

契約種類	件数	(平成19年度 (12月まで)に 対する増減率)	随意契約に 占める企画 随契等の件 数割合			支払金額		随意契約に 占める企画 随契等の支 払金額割合		
			(A)	(19年度(12 月まで)) (B)	(開差) (A) - (B)	(19年度 (12月まで)に 対する増減率)	(C)	(19年度(12 月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)	
工事等	213	(20.8)	23.2	(16.8)	(6.4)	1,895	(3.8)	5.1	(5.4)	(0.3)
用地取得・補償	3	()	0.1	(-)	(0.1)	44	()	0.0	(-)	(0.0)
物品等の購入	417	(768.7)	20.0	(0.7)	(19.3)	1,182	(247.1)	2.9	(0.5)	(2.4)
物品等の製造	290	(367.7)	33.6	(5.6)	(28.0)	2,650	(39.3)	14.7	(26.8)	(12.1)
物品等の賃借	229	(458.5)	7.2	(1.0)	(6.2)	1,152	(153.0)	3.1	(1.0)	(2.1)
役務	11,777	(102.4)	38.9	(13.9)	(25.0)	141,154	(98.6)	37.6	(16.2)	(21.4)
計	12,929	(107.3)	32.4	(11.1)	(21.3)	148,079	(89.3)	26.6	(12.4)	(14.2)

(注) については件数及び支払金額がないため、増減率は算出していません。

イ 契約相手方別の随意契約の状況とその変化

対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約を契約相手方別にみると、図表38のとおり、「民間企業」の占める割合が最も高く、件数、支払金額共に5割を超えている。また、「公益法人等」の占める割合は、件数で7.2%（うち関係法人3.1%）、支払金額で17.5%（同14.2%）となっている。そして、「民間企業」及び「公益法人等」について前年度同期と比較すると、件数、支払金額共に減少している。

また、随意契約に占める企画随契等の割合は、前年度同期と比較して「民間企業」、「公益法人等」共に上昇しており、「民間企業」は、件数で27.2ポイント、支払金額で14.0ポイントの上昇、「公益法人等」は、件数で24.3ポイント（うち関係法人31.4ポイント）、支払金額で34.2ポイント（同39.2ポイント）の上昇となっている。

図表38 契約相手方別の随意契約の状況及びその変化（平成20年度（12月まで））

随意契約全体 (単位：件、百万円、%、ポイント)

契約相手方	件数		件数割合			支払金額		支払金額割合		
		(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(A)	(19年度(12月まで))(B)	(開差)(A)-(B)		(19年度(12月まで)に対する増減率)	(C)	(19年度(12月まで))(D)	(開差)(C)-(D)
民間企業	23,195	(39.4)	58.1	(68.3)	(10.2)	314,899	(17.5)	56.5	(60.8)	(4.3)
公益法人等	2,876	(26.9)	7.2	(7.0)	(0.2)	97,751	(16.2)	17.5	(18.6)	(1.1)
うち関係法人	1,254	(24.6)	3.1	(2.9)	(0.2)	79,052	(17.8)	14.2	(15.3)	(1.1)
国・地方公共団体	2,608	(2.5)	6.5	(4.7)	(1.8)	28,155	(2.8)	5.0	(4.3)	(0.7)
独立行政法人等	5,788	(4.0)	14.5	(10.7)	(3.8)	69,417	(11.9)	12.4	(9.8)	(2.6)
その他	5,396	(5.8)	13.5	(9.0)	(4.5)	46,336	(18.3)	8.3	(6.2)	(2.1)
計	39,863	(28.9)	100	(100)		556,561	(11.2)	100	(100)	

随意契約全体のうち企画随契等 (単位：件、百万円、%、ポイント)

契約相手方	件数		随意契約に占める企画随契等の件数割合			支払金額		随意契約に占める企画随契等の支払金額割合		
		(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(A)	(19年度(12月まで))(B)	(開差)(A)-(B)		(19年度(12月まで)に対する増減率)	(C)	(19年度(12月まで))(D)	(開差)(C)-(D)
民間企業	8,914	(106.8)	38.4	(11.2)	(27.2)	81,081	(80.5)	25.7	(11.7)	(14.0)
公益法人等	1,234	(67.8)	42.9	(18.6)	(24.3)	43,830	(253.0)	44.8	(10.6)	(34.2)
うち関係法人	572	(141.3)	45.6	(14.2)	(31.4)	36,663	(433.8)	46.3	(7.1)	(39.2)
国・地方公共団体	164	(22.3)	6.2	(5.0)	(1.2)	3,635	(1.1)	12.9	(13.1)	(0.2)
独立行政法人等	1,142	(66.4)	19.7	(11.3)	(8.4)	14,292	(6.9)	20.5	(24.7)	(4.2)
その他	1,475	(296.5)	27.3	(7.2)	(20.1)	5,239	(170.2)	11.3	(4.9)	(6.4)
計	12,929	(107.2)	32.4	(11.1)	(21.3)	148,079	(89.3)	26.6	(12.4)	(14.2)

ウ 法人別の随意契約の状況

対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約を法人別にみると、別表3のとおり、件数が最も多いのは、雇用・能力開発機構の4,336件（うち企画・公募を経ない随契843件）であり、次いで科学技術振興機構の3,964件（同3,801件）となっている。また、支払金額が最も多いのは都市再生機構の692億円（同638億円）であり、次いで鉄道建設・運輸施設整備支援機構の634億円（同618億円）となっている。

エ 随意契約における予定価格の作成状況

予定価格は、契約を締結するに当たって、公正に契約金額を決定するための基準であるとともに、契約相手方が申し出た価格が市場価格等を反映した妥当な価格であるか否かを判断する基準でもあることから、随意契約においても、契約金額の経済性及び妥当性を検証するために、仕様等に基づいて、市場価格を反映した適正か

つ合理的な見積価格を予定価格として作成する必要があると考えられる。

しかし、前記の1(3)イで記述したように、予定価格の作成の省略に関する取扱いを会計規程等で定めている法人も多く、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を行うことなく予定価格の作成を省略している契約が多数見受けられる。

そこで、対象契約のうち随意契約について、予定価格の作成を省略しているものの割合をみると、図表39のとおり、20年度（12月まで）は29.2%となっていて、前年度同期と比較すると、26.5ポイントと大きく低下している。

図表39 予定価格の作成を省略している随意契約の状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

（単位：件、%、ポイント）

年度等	随意契約件数 (A)	(A)のうち予定価格の作成を省略している契約件数 (B)		(B)のうち法人の会計規程等に基づいて省略しているもの (C)		(B)のうち法人の会計規程等では省略できるとされていないもの (D)		その他（(B)のうち(C)及び(D)以外のもの）(E)	
			(割合) (B)/(A)		(割合) (C)/(B)		(割合) (D)/(B)		(割合) (E)/(B)
平成19年度	67,103	34,834	(51.9)	24,800	(71.1)	10,010	(28.7)	24	(0.0)
20年度（12月まで）(a)	39,863	11,679	(29.2)	7,749	(66.3)	3,917	(33.5)	13	(0.1)
19年度（12月まで）(b)	56,072	31,270	(55.7)	22,155	(70.8)	9,091	(29.0)	24	(0.0)
増減値 (a)-(b)	16,209	19,591	(26.5)	14,406	(4.5)	5,174	(4.5)	11	(0.1)

また、予定価格の作成を省略している契約のうち、各法人の会計規程等の定めに基づいて予定価格の作成を省略しているものの件数は、20年度（12月まで）では7,749件（66.3%）となっていて、前年度同期と比較して14,406件減少している。これは、20年1月以降、各法人において、予定価格の作成の省略に係る金額基準の見直しを進めていることが影響しているものと考えられる。

一方、会計規程等では予定価格の作成を省略できることとされていないのに、これを省略している契約は、20年度（12月まで）においても3,917件見受けられるが、これらの中には、市場価格等に基づいた予定価格の作成が可能であると思料されるものや、予算額の上限を設けていることを理由として予定価格の作成を省略しているものなど、予定価格の作成を省略することに十分な合理性が認められないものも見受けられる（法人別内訳は別表8（190～193ページ）参照）。

これらについては、契約手続の適正化を図るためにも、予定価格の作成を省略することの是非について十分に検討して、業務運営上真にやむを得ない事由に該当するものに限って予定価格の作成を省略することとし、その場合には、会計規程等においてこれに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めて、これに従って適切に

運用する必要があると認められる。

上記に関して、会計規程等では予定価格の作成を省略できることとされていないのに、これを省略している事例を示すと、以下のとおりである。

< 事例 >

[随意契約の締結に当たり、予定価格の作成を省略しているもの]

高齢・障害者雇用支援機構は、平成20年度に、重度障害者雇用拡大総合推進事業業務委託について、公募を実施して、関係法人と随意契約（契約金額97,849千円）を行った。そして、同機構は、公募の実施に際して示している予算額の上限があることを理由に、予定価格を作成していなかった。

しかし、高齢・障害者雇用支援機構会計規程等では、法令に基づいて取引価格又は料金が定められているなどのもの、予定価格が100万円を超えない随意契約で、契約事務の実情を勘案し省略しても支障がないものを除き、あらかじめ予定価格を作成することとされており、上記の業務に係る経費は謝金、旅費、庁費等で構成されていて、上記の 又は のいずれにも該当しないことから、予定価格を適正に作成する必要があると認められる。

(2) 企画競争の実施状況

ア 企画随契の実施状況とその変化

対象契約のうち19年度及び20年度（12月まで）の企画随契の件数と支払金額は、図表40のとおり、19年度は6,606件（随意契約に占める割合9.8%）、1725億円（同14.0%）、20年度（12月まで）は9,892件（同24.8%）、1236億円（同22.2%）となっており、これを前年度同期と比較すると、件数では77.3%、支払金額では92.2%増加している。

図表40 企画随契の実施状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

（単位：件、百万円、％）

年度等	件数			支払金額		
	随意契約全体			随意契約全体		
	(A)	うち企画随契 (B)	(割合(B)/(A))	(C)	うち企画随契 (D)	(割合(D)/(C))
平成19年度	67,103	6,606	(9.8)	1,230,893	172,555	(14.0)
20年度(12月まで) (a)	39,863	9,892	(24.8)	556,561	123,668	(22.2)
19年度(12月まで) (b)	56,072	5,579	(9.9)	626,950	64,311	(10.2)
増減値 (a)-(b)	16,209	4,313	(14.9)	70,389	59,357	(12.0)
増減率 ((a)/(b)-1)	(28.9)	(77.3)		(11.2)	(92.2)	

対象契約のうち20年度（12月まで）の企画随契を契約種類別にみると、図表41のとおり、件数、支払金額共に「役務」が最も多く、件数では9,611件（随意契約に占める割合31.7％）、支払金額では1222億円（同32.6％）となっている。そして、企画随契全体に占める割合で見ると、「役務」は、件数で97.1％、支払金額で98.8％と、そのほとんどを占めている。

図表41 企画随契の契約種類別の状況及びその変化（平成20年度（12月まで））

（単位：件、百万円、％、ポイント）

契約種類	件数			支払金額						
	下段： [計に占める 件数割合]	(平成19年度 (12月まで) に対する 増減率)	随意契約に 占める企画 随契の件数 割合 (A)	(19年度(12 月まで)) (B)	(開差) (A) - (B)	下段： [計に占める 金額割合]	(19年度 (12月まで) に対する 増減率)	随意契約に 占める企画 随契の支払 金額割合(C)	(19年度(12 月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)
工事等	127 [1.2]	(12.4)	13.8	(9.0)	(4.8)	436 [0.3]	(62.7)	1.1	(3.2)	(2.1)
用地取得・補償	0 [-]	()	-	(-)	(-)	- [-]	()	-	(-)	(-)
物品等の購入	24 [0.2]	(4.3)	1.1	(0.3)	(0.8)	89 [0.0]	(49.0)	0.2	(0.2)	(0.0)
物品等の製造	77 [0.7]	(45.2)	8.9	(4.7)	(4.2)	453 [0.3]	(89.1)	2.5	(25.7)	(23.2)
物品等の賃借	53 [0.5]	(43.2)	1.6	(0.9)	(0.7)	426 [0.3]	(4.9)	1.1	(0.9)	(0.2)
役務	9,611 [97.1]	(80.6)	31.7	(12.7)	(19.0)	122,263 [98.8]	(109.5)	32.6	(13.3)	(19.3)
計	9,892	(77.3)	24.8	(9.9)	(14.9)	123,668	(92.2)	22.2	(10.2)	(12.0)

(注) については件数及び支払金額がないため、増減率は算出していない。

前記の1(2)イ(ア)で記述したように、企画競争は、20年4月1日現在で92法人が導入している。対象契約のうち20年度（12月まで）の企画随契を法人別にみると、別表7のとおり、件数が最も多いのは、雇用・能力開発機構の3,450件であり、次いで国際協力機構の1,559件となっている。また、支払金額が最も多いのは国際協力機構の442億円であり、次いで雇用・能力開発機構の221億円となっている。

なお、雇用・能力開発機構の企画随契は、19年度27件、2億円から大幅に増加しているが、これは、職業訓練業務に係る委託契約について、20年度に企画競争を実施することとしたことによるものである。

イ 応募者数の状況とその変化

企画随契についても、競争契約と同様、より多くの事業者が企画競争に参加して、優れた提案が得られるよう適切な競争が行われることが重要である。対象契約のうち20年度（12月まで）の企画随契について企画競争への応募者数の状況を、参加者を広く一般に募集している「一般募集」と参加者を限定している「限定募集」とに分けて件数割合で見ると、図表42のとおり、応募者が1者のみ（以下「1者応募」という。）の契約は28.2%（うち一般募集25.5%、限定募集40.4%）、応募者が5者以上の契約は42.6%（同46.4%、同25.0%）となっていて、1者応募となっているものの割合は限定募集が一般募集を上回っている。

これを前年度同期と比較すると、1者応募は10.5ポイント（うち一般募集17.0ポイント）低下している一方で、応募者が5者以上の契約は11.4ポイント（同12.3ポイント）上昇している。

このように、企画随契における1者応募は、前年度同期と比較して一定の改善はみられるものの、依然として高い割合となっている。

図表42 企画随契における応募者数の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%、ポイント）

契約方式	応募者数						計
	1者	複数	2者	3者	4者	5者以上	
平成20年度(12月まで) (a)	2,790 (28.2)	7,102 (71.7)	1,379 (13.9)	1,012 (10.2)	489 (4.9)	4,222 (42.6)	9,892 (100)
一般募集	2,083 (25.5)	6,061 (74.4)	1,145 (14.0)	706 (8.6)	425 (5.2)	3,785 (46.4)	8,144 (100)
限定募集	707 (40.4)	1,041 (59.5)	234 (13.3)	306 (17.5)	64 (3.6)	437 (25.0)	1,748 (100)
19年度(12月まで) (b)	2,080 (38.7)	3,291 (61.2)	706 (13.1)	538 (10.0)	367 (6.8)	1,680 (31.2)	5,371 (100)
一般募集	1,784 (42.5)	2,408 (57.4)	492 (11.7)	283 (6.7)	203 (4.8)	1,430 (34.1)	4,192 (100)
増減値 (a)-(b)	710 (10.5)	3,811 (10.5)	673 (0.8)	474 (0.2)	122 (1.9)	2,542 (11.4)	4,521
一般募集	299 (17.0)	3,653 (17.0)	653 (2.3)	423 (1.9)	222 (0.4)	2,355 (12.3)	3,952

(注) 応募者数が不明の企画随契を除いている。

ウ 審査に当たっての評価項目の設定状況とその変化

企画競争の審査に当たっては、審査の公正性及び透明性を高めるだけでなく、審査結果の妥当性の向上にも資するため、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うことが重要である。

対象契約のうち20年度（12月まで）の企画随契について、企画書等の審査を行う際の評価項目の設定状況をみると、図表43のとおり、9,892件中9,230件（企画随契に対する割合93.3%）について評価項目が設定されており、このうち8割以上は5項目以上の評価項目を設定している。一方、評価項目を設定していないものも662件（同6.6%）見受けられる。

これを前年度同期と比較すると、評価項目を設定していないものの割合は、2.2ポイント低下している。

図表43 評価項目の設定状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））

（単位：件、%、ポイント）

年度等	評価項目を設定していないもの	評価項目を設定しているもの						合計(A)	
		1項目	2項目	3項目	4項目	5項目以上	計(B)		
平成19年度	件数	644	40	75	519	1,146	3,974	5,754	6,398
	((A)に対する割合)	(10.0)	(0.6)	(1.1)	(8.1)	(17.9)	(62.1)	(89.9)	(100)
	[(B)に対する割合]		[0.6]	[1.3]	[9.0]	[19.9]	[69.0]	[100]	
20年度 (12月まで) (a)	件数	662	0	27	361	1,437	7,405	9,230	9,892
	((A)に対する割合)	(6.6)	(-)	(0.2)	(3.6)	(14.5)	(74.8)	(93.3)	(100)
	[(B)に対する割合]		[-]	[0.2]	[3.9]	[15.5]	[80.2]	[100]	
19年度 (12月まで) (b)	件数	478	37	71	504	941	3,340	4,893	5,371
	((A)に対する割合)	(8.8)	(0.6)	(1.3)	(9.3)	(17.5)	(62.1)	(91.1)	(100)
	[(B)に対する割合]		[0.7]	[1.4]	[10.3]	[19.2]	[68.2]	[100]	
増減値 (a)-(b)	件数	184	37	44	143	496	4,065	4,337	4,521
	((A)に対する割合)	(2.2)	(0.6)	(1.1)	(5.7)	(3.0)	(12.7)	(2.2)	
	[(B)に対する割合]		[0.7]	[1.2]	[6.4]	[3.7]	[12.0]		

(注) 評価項目の設定状況が不明の企画随契を除いている。

エ 企画競争の実施に係る手続の実施状況

企画競争においては、より多くの応募者が参加することで、企画書等の提案内容について発注者側の選択肢が広がるとともに、提案内容を競うことでより優れた提案が行われる可能性も高まると考えられることから、一般競争入札と同様に、より多くの事業者の参入を促すよう、できる限り一般募集により実施するとともに、手続の公正性等を確保して、事業者が応募しやすい環境を整えることが重要である。

一般募集により企画競争を実施する場合の周知の方法、募集期間又は企画競争の

参加に必要な資格、条件等（以下「企画競争参加要件」という。）の設定等に係る手続については、おおむね一般競争契約の入札に係る手続に準じた運用がなされていることから、その実施に当たっては、事業者等に等しく周知できるような方法により十分な期間を確保するなどして行うこと、企画競争参加要件は、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限なものに限るなどして設定すること、企画競争に関する説明書、仕様書等（以下「企画競争説明書等」という。）は、特定の事業者等に有利とならないよう中立的な内容とするとともに、企画書等の作成に必要な情報について漏れなく具体的かつ明確に示すことなどに留意する必要がある。

また、企画書等の審査に当たっては、入札に係る手続と同様に契約相手方選定の際の公正性及び透明性を確保するために、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うこと、評価項目、評価方法及び審査結果を適切に開示すること、審査の際には、調達要求部門だけでなく契約担当部門も関与させることなどに留意する必要がある。

その際、評価項目の設定に当たっては、評価者により評価内容にばらつきが出て採点に不公平が生じたり、特定の事業者等に著しく有利となったりしないように、契約内容の特性に応じた必要性、重要性を十分に検討して、実質的な参入制限とならないように適切に設定すること、評価に当たっては、定量的に評価が可能な項目については定量的な評価基準を明確に設定し、定性的な評価基準とした場合は、提案内容が適切に評価に反映されるように具体的かつ客観的な判定基準を設定することなどが重要である。

また、審査の際に、審査委員として外部の有識者等を参加させる場合があるが、これは審査の公正性、透明性の向上を図ったり、専門性の高い事項についてよりの確に審査を行ったりする上で、有効な方法であると認められる。

その一方で、審査委員に当該契約に係る利害関係者が含まれていると、審査の公正性が著しく阻害されるおそれがあることから、特に外部の有識者等を審査委員として参加させる場合には、この点に十分留意する必要がある。

そこで、参加者の募集方法、企画競争参加要件及び企画競争説明書等の作成等の契約手続並びに企画書等の審査手続等の企画競争に係る手続の実施状況について検査したところ、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が30件あった。これらを態様別に示すと以下のとおりである（態様

別内訳は別表5（183ページ）参照。法人別内訳は別表6（184、185ページ）参照）。

(7) 企画競争の実施について

企画競争の実施について、企画競争参加要件の設定、企画競争説明書等の作成等に関して検討すべきであったと認められる事態が21件あった（態様別内訳は別表5参照）。これらのうち主な態様を示すと以下のとおりである。

a 企画競争参加要件の設定に関して検討すべきであったもの

企画競争参加者に求める業務実績の要件を必要以上に限定しているため、参加者の範囲が制限される可能性があるとして認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[業務実績の要件について施設を限定しているもの]

21 国際農林水産業研究センターは、平成20年度に、国際シンポジウム運営等業務について、企画競争を実施して参加者を募集したところ、1者応募となったため、応募した業者と契約（契約金額4,730千円）を行った。

しかし、上記の企画競争に当たっては、特定の会議場における業務実績を有することを参加資格として求めているが、本件業務は事前の会場設営、当日の会場整理、事後の報告書作成等を内容とするものであり、業務を実施する上で、このように施設を限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

b 企画競争説明書等の作成に関して検討すべきであったもの

企画競争説明書等において、業務内容が十分説明されていなかったり、業務量の見込みが示されていなかったりなどして、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、参加者の範囲が制限される可能性があるとして認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[具体的な業務内容等が明確に示されていないもの]

22 都市再生機構募集販売本部は、平成18年度から20年度（第1四半期）まで、包括的代行業務（業務の効率化のために、本来、同機構自らが行うべき業務を代行又は補完して行う業務）について、当該業務に係る豊富なノウハウを有するとともに、当該業務を包括して受託できる体制を有していることなどを理由に、機構業務の代行・補完を目的として設立された特定の関係法人と随意契約（契約金額：18年度747,394千円、19年度737,907千円、20年度（第1四半期）210,117千円）を行っていた。これについて、同本部は、機構自らが行うこととした業務を除き、業務を4分割し、20年度（第2四半期）に企画競争に移行することとして、参加者を募集したところ、いずれも従来の契約相手方だけの1者応募となり、同者と随意契約（4件計489,685千円）を行った。

しかし、上記の募集に当たって示した仕様書をみると、具体的な業務の内容や契約相手方から徴する事務所等の使用料が明確に示されておらず、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、仕様書の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

(1) 企画書等の審査について

企画書等の審査の方法及び審査体制に関して検討すべきであったと認められる事態が9件あった。これらについて主な態様を示すと以下のとおりである。

a 企画書等の審査方法に関して検討すべきであったもの

企画書等の審査に当たって、評価の方法や評価項目に対する評価基準の設定について、公正性及び透明性が十分確保されていないと認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[評価方法について検討の余地があったもの]

23 農畜産業振興機構は、平成18年度に、外食産業における食肉消費構成実態調査

業務について、調査の継続性を確保する必要があることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額6,400千円）を行っていた。これについて、同機構は、19年度において、上記の調査業務に関する事務処理能力等が最も優れた者を選定する企画競争を実施したところ、従来の契約相手方を含む2者から応募があり、審査の結果、従来の契約相手方を選定し、同法人と契約（契約金額6,220千円）を行った。

しかし、本件契約について、企画提案書等の審査方法をみると、企画提案書等に係る評価項目及び評価基準を公開しているものの、各評価項目の評点や定性的な評価基準に係る具体的な判定基準を定めていないため、採点を行わずに、評価項目ごとに評価基準を充足しているかについて、審査委員3名の合議により評価するなどして契約相手方を選定していて、審査の公正性及び透明性の確保について検討の余地があったと認められる。

b 企画書等の審査体制に関して検討すべきであったもの

審査委員に利害関係者が含まれていたため、審査の公正性が阻害される可能性があり、審査体制において公正性が確保されていないと認められるものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[審査委員に利害関係者が含まれているもの]

24 日本原子力研究開発機構は、平成20年度に、先行基礎工学研究制度に係る共同研究業務について、企画競争を実施して、国立大学法人等と随意契約（契約金額2,300千円）を行った。

同機構は、企画競争の実施に当たり、研究分野ごとに複数の提案を採択することとして一般募集を行い、これに応募した者について、同機構の職員及び外部の有識者で構成する審査委員会において審査を行い、評価の高かった者の順に本件の契約相手方を含む複数の者を選定して契約を行った。

しかし、企画競争の審査を行っている外部の有識者の中には本件契約に係る共同研究業務の研究総括責任者が含まれており、審査の公正性が阻害される可能性

があるため、当該有識者を本件の審査から除外すべきであったと認められる。

(3) 公募の実施状況

ア 公募を経た随意契約等の状況

20年度（12月まで）の対象契約のうち公募を経た契約の状況をみると、図表44のとおり、件数で3,147件（対象契約に占める割合4.5%）、支払金額で248億円（同3.0%）となっている。

このうち、公募を経ることにより一般競争契約等のより競争性の高い契約方式に移行できた契約（不落・不調随契を除く。）は、件数で100件（公募を経た契約に占める割合3.1%）、支払金額で2億円（同1.1%）となっている。そして、公募を実施した結果、要件を満たす応募者が1者であったなどのため、一般競争入札や企画競争を実施することなく引き続き随意契約を締結した契約等は、件数で3,047件（同96.8%）、支払金額で245億円（同98.8%）となっていて、これを前年度同期と比較すると、対象契約が減少している中で、件数で2,388件（362.3%）、支払金額で106億円（76.7%）と大幅に増加している。

そして、対象契約のうち20年度（12月まで）の公募を経た随意契約（企画随契を除く。以下同じ。）について、20年度（12月まで）の対象契約に占める割合をみると、図表44のとおり、件数で4.3%、支払金額で2.9%となっており、これを前年度同期と比較すると、件数割合で3.5ポイント、支払金額割合で1.3ポイント上昇している。

図表44 公募を経て締結された契約の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

年度等	件数 (単位：件、%、ポイント)							
	対象契約全体 (A)	うち公募を経たもの (B)				うち引き続き随意契約 (D)		
		(対象契約に占める割合) (B)/(A)	うち一般競争契約等のより競争性の高い契約方式に移行できた契約 (C)	(公募を経た契約に占める割合) (C)/(B)		(対象契約全体に占める割合) (D)/(A)	(公募を経た契約に占める割合) (D)/(B)	
平成20年度(12月まで) (a)	69,653	3,147	(4.5)	100	(3.1)	3,047	(4.3)	(96.8)
19年度(12月まで) (b)	75,363					659	(0.8)	
増減値 (a)-(b)	5,710					2,388	(3.5)	
増減率 ((a)/(b)-1)	(7.5)					(362.3)		

支払金額

(単位：百万円、%、ポイント)

年度等	対象契約全体 (A)							
	うち公募を経たもの (B)					うち引き続き随意契約(D)		
	(対象契約に占める割合) (B)/(A)	うち一般競争契約等のより競争性の高い契約方式に移行できた契約(C)	(公募を経た契約に占める割合) (C)/(B)	(対象契約全体に占める割合) (D)/(A)	(公募を経た契約に占める割合) (D)/(B)			
平成20年度(12月まで) (a)	818,823	24,843	(3.0)	281	(1.1)	24,562	(2.9)	(98.8)
19年度(12月まで) (b)	834,320					13,897	(1.6)	
増減値 (a)-(b)	15,496					10,664	(1.3)	
増減率 ((a)/(b)-1)	(1.8)					(76.7)		

イ 公募の実施に係る手続の実施状況

公募は、特殊な技術や設備等が不可欠な契約において、履行可能な者がいないか確認する手続であり、契約予定相手方のほかに応募者がいなければ随意契約を行うこととなるのであるから、手続の公正性及び透明性を確保して、新規の事業者が応募しやすい環境を整えるとともに、事業者の参入意欲を阻害しないようにすることが重要である。

公募を実施する場合の周知の方法、募集期間又は公募の参加に必要な資格、条件等(以下「公募参加要件」という。)の設定等に係る手続については、おおむね一般競争契約の入札に係る手続に準じた運用がなされている。このため、その実施に当たっては、事業者等に等しく周知できるような方法により、十分な期間を確保するなどして行うこと、公募参加要件は、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限なものに限るなどして設定すること、公募の公示や公募に関する説明書、仕様書等(以下「公募説明書等」という。)は、特定の事業者等に有利とならないように、契約予定相手方名等については、これを明示しなければ契約の確実な履行が困難であるような場合を除いて表示しないなど、中立的な内容とするとともに、業務に係る情報を熟知していない事業者であっても内容を容易に理解して履行の可否の判断ができるように、必要な情報について漏れなく具体的かつ明確に示すことなどに留意する必要がある。

また、公募を行った結果、要件を満たす応募者が複数の場合は、契約の性質等に応じて競争入札又は企画競争が行われることとなるが、応募者が複数あった場合の契約相手方の選定方法については、公募の公示等においてできる限り具体的に明示

して、手続の公正性及び透明性を確保することが重要である。

そこで、参加者の募集方法、公募参加要件の設定及び公募説明書等の作成等の公募に係る手続の実施状況について検査したところ、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が28件あった（態様別内訳は別表5（183ページ）参照。法人別内訳は別表6（184、185ページ）参照）。これらのうち主な態様を示すと以下のとおりである。

(ア) 公募説明書等の作成に関して検討すべきであったもの

仕様書等の記載内容が明確でないため、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、参加者の範囲が制限される可能性があるとして認められる事態が1件あり、これを示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[必要となる人員等が明確に示されていないもの]

25 北方領土問題対策協会は、平成18、19両年度に、ロシア語による会議通訳及び同行通訳等に係る業務について、過去に実績を有する者を派遣することが必要であることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：18年度26,971千円、19年度25,893千円）を行っていた。これについて、同協会は、20年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととして、公募したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同者と随意契約（契約金額25,108千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たって示した仕様書等をみると、当該業務が集中する特定期間において必要となる通訳の人数等が示されていないなど、従来の契約相手方しか判断できない内容があることから、仕様書等の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

(イ) 公募の公示等に関して検討すべきであったのもの

公募の公示等において契約予定相手方名を表示しているため、参加者の範囲が制限される可能性があるとして認められる事態が21件あった。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[契約予定相手方名を表示しているもの]

26 沖縄科学技術研究基盤整備機構は、平成19年度に、財務会計業務に係るコンサルタント業務について、同機構の財務会計に習熟していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額3,885千円）を行っていた。これについて、同機構は、20年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととして、公募したところ、応募者がいなかったため、従来契約相手方と随意契約（契約金額3,675千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公示において契約予定相手方として従来の契約相手方名を記載しているが、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方として表示せずに公示すべきであったと認められる。

27 自動車事故対策機構は、平成18、19両年度に、適性診断電算システム等の保守業務について、当該システムの開発を行った者でなければ保守を履行することはできないことなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：18年度49,189千円、19年度51,624千円）を行っていた。これについて、同機構は、20年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととして、公募したところ、応募者がいなかったため、従来契約相手方と随意契約（契約金額44,596千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公示において契約予定相手方として従来の契約相手方名を記載しているが、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方として表示せずに公示すべきであったと認められる。

(ウ) 公募実施後の契約相手方の選定方法に関して検討すべきであったもの

公募実施後の契約相手方の選定方法等が明確に示されていないなど、手続の公正性及び透明性が確保されていないと認められる事態が1件あり、これを示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[契約相手方の選定方法が具体的に示されていないもの]

28 国際観光振興機構は、平成19年度に、海外訪日市場の振興支援事業に係る業務について、現地旅行業界とのネットワークを有し、被招請者を選定するための公平性を有する唯一の者であることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額11,400千円）を行っていた。これについて、同機構は、20年度に、ほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととして、公募したところ、従来
の契約相手方を含む2者の応募があったが、両者の参加意思確認書を審査の上、
従来
の契約相手方を選定して、同法人と随意契約（契約金額10,938千円）を行っ
た。

しかし、同機構は、公募の実施に際して、複数の応募があった場合の契約相手
方の選定方法をあらかじめ具体的に示しておらず、応募者の参加意思確認書等を
従来
の契約相手方と総合的に比較、検討した上で契約相手方を決定するとしてい
た。そして、上記について、調達要求部門のみで比較・検討した結果、新規の応
募者は応募要件を満たしているが、業務実績及び業務実施体制が従来
の契約相手
方に比べて見劣りすることから競争に付する必要はないとして、従来
の契約相手
方を選定しており、手続の公正性及び透明性が確保されていなかったと認められ
る。

(4) 随意契約とした適用理由の状況とその変化

対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約について、各法人において随意契約によることができるとしている要件を国の基準等に準じて分類して、この分類により随意契約とした適用理由を整理すると、図表45のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしているものが最も多く、件数、支払金額共に8割近くを占めている。これを前年度同期と比較すると、件数では1.8%減少しているが、件数割合では21.9ポイント上昇している。

また、随意契約とした適用理由について、件数、支払金額共に前年度同期と比較して大きく減少しているのは、「法人独自の規定による少額随契」（件数、支払金額共に100%減）^(注10)、「法人独自の理由による随意契約」（件数で51.9%、支払金額で20.4%減少）及び「競争に付することが法人に不利と認められる場合」（件数で40.2%、支払金額で15.3%減少）となっている。

（注10） 独立行政法人の随契限度額は、平成20年4月1日現在で、すべての法人が国と同額かこれを下回っているため、20年度（12月まで）において随意契約とした適用理由を「法人独自の規定による少額随契（国の基準を上回るもの）」に該当するためとしているものはない。

図表45 随意契約とした適用理由とその変化（平成20年度（12月まで））

（単位：件、百万円、%、ポイント）

国の基準等に準じて分類した 随意契約とした適用理由	件数	件数割合			支払金額		支払金額割合			
		(平成19年度 (12月まで) に対する増減率)	(A)	(19年度(12 月まで)) (B)	(開差) (A) - (B)	(19年度 (12月まで) に対する増減率)	(C)	(19年度(12 月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)	
契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項相当)	31,662	(1.8)	79.4	(57.5)	(21.9)	442,499	(7.4)	79.5	(76.2)	(3.3)
緊急の必要により競争に付することができない場合(会計法第29条の3第4項相当)	316	(12.0)	0.7	(0.5)	(0.2)	2,540	(28.9)	0.4	(0.5)	(0.1)
競争に付することが法人に不利と認められる場合(会計法第29条の3第4項相当)	1,097	(40.2)	2.7	(3.2)	(0.5)	20,631	(15.3)	3.7	(3.8)	(0.1)
法人の契約行為を秘密にする必要があるとき(予決令第99条第1号相当)	95	(35.8)	0.2	(0.2)	(0.0)	2,300	(16.9)	0.4	(0.3)	(0.1)
運送又は保管をさせるとき(予決令第99条第8号相当)	52	(54.3)	0.1	(0.2)	(0.1)	164	(60.0)	0.0	(0.0)	(0.0)
その他(予決令第99条第9号から第99条の3までに相当)	1,861	(47.2)	4.6	(2.2)	(2.4)	17,058	(32.9)	3.0	(2.0)	(1.0)
法人独自の規定による少額随契(国の基準を上回るもの)	0	(100)	-	(18.1)	(18.1)	-	(100)	-	(2.5)	(2.5)
法人独自の理由による随意契約(法人独自の規定を含む。)	4,780	(51.9)	11.9	(17.7)	(5.8)	71,367	(20.4)	12.8	(14.3)	(1.5)
計	39,863	(28.9)	100	(100)		556,561	(11.2)	100	(100)	

次に、随意契約とした適用理由の大半を占める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている契約を契約種類別にみると、図表46のとおりである。

これによると、この理由によるものが、いずれの契約種類でも最も高い割合を占めている。

そして、前年度同期と比較すると、「物品等の購入」の件数割合が27.8ポイントと最も大きく上昇している。これは、前年度同期では「法人独自の規定による少額随契（国の基準を上回るもの）」に該当するとしているものの割合が高かったが、随契限度額の見直しによりこれらが一般競争入札等に多数移行したため、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしているものの件数割合が相対的に上昇したことによるものと考えられる。

図表46 随意契約とした適用理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の契約種類別の状況とその変化（平成20年度（12月まで））
（単位：件、%、ポイント）

契約種類	随意契約全体		(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合		割合(B)/(A) (C)	(19年度(12月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(B)	(19年度(12月まで)に対する増減率)			
工事等	917	(42.5)	473	(34.9)	51.5	(45.5)	(6.0)
用地取得・補償	2,567	(69.4)	2,566	(69.4)	99.9	(99.9)	(0.0)
物品等の購入	2,080	(67.0)	1,313	(41.2)	63.1	(35.3)	(27.8)
物品等の製造	862	(22.0)	549	(29.7)	63.6	(70.7)	(7.1)
物品等の賃借	3,165	(19.9)	2,575	(2.2)	81.3	(66.5)	(14.8)
役務	30,272	(27.2)	24,186	(0.7)	79.8	(58.6)	(21.2)
計	39,863	(28.9)	31,662	(1.8)	79.4	(57.5)	(21.9)

支払金額
（単位：百万円、%、ポイント）

契約種類	随意契約全体		(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合		割合(B)/(A) (C)	(19年度(12月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(B)	(19年度(12月まで)に対する増減率)			
工事等	36,827	(1.9)	28,194	(33.7)	76.5	(58.3)	(18.2)
用地取得・補償	50,786	(67.9)	49,811	(65.8)	98.0	(99.3)	(1.3)
物品等の購入	39,477	(35.5)	23,347	(37.5)	59.1	(61.0)	(1.9)
物品等の製造	17,918	(10.3)	7,582	(32.1)	42.3	(68.8)	(26.5)
物品等の賃借	37,012	(17.9)	32,892	(18.9)	88.8	(89.9)	(1.1)
役務	374,538	(14.4)	300,670	(11.0)	80.2	(77.1)	(3.1)
計	556,561	(11.2)	442,499	(7.4)	79.5	(76.2)	(3.3)

また、これを契約相手方別にみると、図表47のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている契約は、「民間企業」では、件数で73.8%、

支払金額で73.3%となっている。これに対して、「公益法人等」では、件数で82.7%（うち関係法人77.9%）、支払金額で84.2%（同83.0%）となっていて、「民間企業」と比べると、件数割合で8.9ポイント（同4.1ポイント）、支払金額割合で10.9ポイント（同9.7ポイント）高くなっている。

これを前年度同期と比較すると、「民間企業」及び「公益法人等」については、いずれもこの理由によるものの割合が件数、支払金額共に上昇しているが、特に、「民間企業」では、件数割合で25.4ポイントと大幅に上昇している。

図表47 随意契約とした適用理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の契約相手方別の状況とその変化（平成20年度（12月まで））

件数 (単位：件、%、ポイント)

契約相手方	随意契約全体		(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (B)		割合(B)/(A) (C)	(19年度(12月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)	
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	(19年度(12月まで)に対する増減率)				
民間企業 (a)	23,195	(39.4)	17,119	(7.8)	73.8	(48.4)	(25.4)	
公益法人等 (b)	2,876	(26.9)	2,379	(6.3)	82.7	(64.5)	(18.2)	
うち関係法人 (c)	1,254	(24.6)	978	(3.8)	77.9	(56.5)	(21.4)	
国・地方公共団体	2,608	(2.5)	2,112	(11.2)	80.9	(89.0)	(8.1)	
独立行政法人等	5,788	(4.0)	5,222	(2.7)	90.2	(88.9)	(1.3)	
その他	5,396	(5.8)	4,830	(41.9)	89.5	(66.7)	(22.8)	
計	39,863	(28.9)	31,662	(1.8)	79.4	(57.5)	(21.9)	
民間企業(a)との開差	(b) - (a)	20,319	(12.5)	14,740	(1.5)	(8.9)	(16.1)	(7.2)
	(c) - (a)	21,941	(14.8)	16,141	(11.6)	(4.1)	(8.1)	(4.0)

支払金額 (単位：百万円、%、ポイント)

契約相手方	随意契約全体		(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (B)		割合(B)/(A) (C)	(19年度(12月まで)) (D)	(開差) (C) - (D)	
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	(19年度(12月まで)に対する増減率)				
民間企業 (a)	314,899	(17.5)	231,132	(12.9)	73.3	(69.5)	(3.8)	
公益法人等 (b)	97,751	(16.2)	82,403	(10.6)	84.2	(79.0)	(5.2)	
うち関係法人 (c)	79,052	(17.8)	65,614	(11.2)	83.0	(76.8)	(6.2)	
国・地方公共団体	28,155	(2.8)	22,178	(13.7)	78.7	(93.9)	(15.2)	
独立行政法人等	69,417	(11.9)	63,358	(5.7)	91.2	(96.5)	(5.3)	
その他	46,336	(18.3)	43,426	(24.9)	93.7	(88.7)	(5.0)	
計	556,561	(11.2)	442,499	(7.4)	79.5	(76.2)	(3.3)	
民間企業(a)との開差	(b) - (a)	217,148	(1.3)	148,729	(2.3)	(10.9)	(9.5)	(1.4)
	(c) - (a)	235,847	(0.3)	165,518	(1.7)	(9.7)	(7.3)	(2.4)

(5) 随意契約見直し計画に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況

ア 点検対象随意契約の見直し状況

前記のとおり、各独立行政法人は、18年度に締結した随意契約について、当該契約が随意契約によることが適切かどうかの点検・見直しを行い、19年12月に各法人ごとの随意契約見直し計画を策定して、公表している。

そこで、随意契約見直し計画策定後の20年1月から12月までの間において締結された契約のうち、各法人が同計画において点検の対象とした18年度の随意契約（以下「点検対象随意契約」という。）の後継契約であるなど、点検対象随意契約と対応することが各法人から提出された調書により把握できた18,318件（不落・不調随契を除く。）について、各法人が講じた見直し措置の状況を、同計画において実施するとした契約方式別にみると、図表48のとおりである。

これによると、上記の18,318件について随意契約見直し計画でより競争性の高い契約方式に移行するとしたものは、「4」から「6」までの区分の計12,916件であり、このうち7,975件（61.7%）については、同計画で実施するとした契約方式又は当該契約方式より競争性の高い契約方式に移行している。そして、区分「6」の「より競争性の高い契約方式（競争入札）へ移行するとしている」ものでは、9,643件のうち6,108件（63.3%）は競争契約に移行しているものの、引き続き随意契約としているものも3,535件（うち企画・公募を経ない随契2,079件）見受けられる。また、区分「1」の「随意契約によらざるを得ない（企画競争又は公募を実施するとしているものを除く。）としている」ものでは、3,935件のうち3,706件（94.1%）は引き続き企画・公募を経ない随契としている一方で、より競争性の高い契約方式に移行しているものも229件（5.8%）ある。

図表48 点検対象随意契約の見直し状況

(単位：件、%)

点検対象随意契約と対応する契約(A)	随意契約見直し計画において実施する契約方式	件数(B) [下段：(B)/(A)]	見直しを経た後、締結した契約方式								より競争性の高い契約方式へ移行したもの(塗りつぶした区分の計)(L) (下段：(L)/(B))	
			競争契約計(C) (下段：(C)/(B))	一般競争契約(D) (下段：(D)/(B))	一般総合契約(E) (下段：(E)/(B))	指名競争契約(F) (下段：(F)/(B))	指名総合契約(G) (下段：(G)/(B))	随意契約計(H) (下段：(H)/(B))	企画随契約(I) (下段：(I)/(B))	公募を経た随意契約(J) (下段：(J)/(B))		企画・公募を経ない随契約(K) (下段：(K)/(B))
18,318	1：随意契約によらざるを得ない(企画競争又は公募を実施するとしているものを除く。)としている	3,935	163	149	13	1	0	3,772	8	58	3,706	229
		[21.4]	(4.1)	(3.7)	(0.3)	(0.0)	(-)	(95.8)	(0.2)	(1.4)	(94.1)	(5.8)
	2：引き続き公募を実施するとしている	665	7	7	0	0	0	658	2	33	(注) 623	9
		[3.6]	(1.0)	(1.0)	(-)	(-)	(-)	(98.9)	(0.3)	(4.9)	(93.6)	(1.3)
	3：引き続き企画競争を実施するとしている	665	34	25	8	1	0	631	560	15	56	34
		[3.6]	(5.1)	(3.7)	(1.2)	(0.1)	(-)	(94.8)	(84.2)	(2.2)	(8.4)	(5.1)
	4：より競争性の高い契約方式(公募の実施)に移行するとしている	2,329	363	319	33	11	0	1,966	111	907	948	1,381
		[12.7]	(15.5)	(13.6)	(1.4)	(0.4)	(-)	(84.4)	(4.7)	(38.9)	(40.7)	(59.2)
	5：より競争性の高い契約方式(企画競争)に移行するとしている	944	79	66	13	0	0	865	407	15	443	486
		[5.1]	(8.3)	(6.9)	(1.3)	(-)	(-)	(91.6)	(43.1)	(1.5)	(46.9)	(51.4)
6：より競争性の高い契約方式(競争入札)に移行するとしている	9,643	6,108	5,747	195	124	42	3,535	1,319	137	2,079	6,108	
	[52.6]	(63.3)	(59.5)	(2.0)	(1.2)	(0.4)	(36.6)	(13.6)	(1.4)	(21.5)	(63.3)	
その他(契約方式を検討中などとしているもの)	137	32	31	1	0	0	105	0	0	105	32	
	[0.7]	(23.3)	(22.6)	(0.7)	(-)	(-)	(76.6)	(-)	(-)	(76.6)	(23.3)	
計		18,318	6,786	6,344	263	137	42	11,532	2,407	1,165	7,960	8,279
		[100]	(37.0)	(34.6)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(62.9)	(13.1)	(6.3)	(43.4)	(45.1)
	4、5、6の計	12,916	6,550	6,132	241	135	42	6,366	1,837	1,059	3,470	7,975
		[70.5]	(50.7)	(47.4)	(1.8)	(1.0)	(0.3)	(49.2)	(14.2)	(8.1)	(26.8)	(61.7)
1、2、3及びその他の計	5,402	236	212	22	2	0	5,166	570	106	4,490	304	
	[29.4]	(4.3)	(3.9)	(0.4)	(0.0)	(-)	(95.6)	(10.5)	(1.9)	(83.1)	(5.6)	

(注) これらの中には、公募を実施して随意契約を締結した際に、当該契約相手方と引き続き一定期間、随意契約を行うこととしているものが含まれている。

イ 点検対象随意契約の見直し後における競争性等の状況

(ア) 見直し後における応札者数又は応募者数、落札率等

前記のとおり、各法人においては随意契約見直し計画に基づき、契約方式の見直しを進めているが、見直し後の契約において、実質的に競争性が確保されていることなどが重要である。

前記18,318件の中で、随意契約見直し計画でより競争性の高い契約方式へ移行するもののうち、同計画で実施する契約方式又は当該契約方式より競争性の高い契約方式に移行したものが7,975件、同計画ではより競争性の高い契

約方式に移行するとしなかったもののうち、実際にはより競争性の高い契約方式に移行したものが304件、計8,279件（45.1%）ある。

そこで、上記の8,279件から公募を経た随意契約965件を除く7,314件のうち落札率が算定できる6,978件について、応札者数又は応募者数、平均落札率、移行後の契約相手方と従前の随意契約の契約相手方との異同の状況をみると、図表49のとおりとなっている。

図表49 より競争性の高い契約方式に移行している契約における移行後の競争性等の状況

競争契約に移行したもの (単位：件、%、ポイント)

区分	競争契約に移行後の状況								(開差) (B) - (C)	(開差) (D) - (F)
	全体 (A)	1者応札 (B) ((B)/(A))	複数応札 (C) ((C)/(A))	1者応札(B)のうち		複数応札(C)のうち				
				契約相手方が 同じもの (D)[(D)/(B)]	契約相手方が 異なるもの (E)[(E)/(B)]	契約相手方が 同じもの (F)[(F)/(C)]	契約相手方が 異なるもの (G)[(G)/(C)]			
件数(a)	6,279	3,535 (56.2)	2,744 (43.7)	2,926 [82.7]	609 [17.2]	1,414 [51.5]	1,330 [48.4]	(12.5)	(31.2)	
平均落札率	91.6	95.5	86.6	95.8	93.9	88.9	84.3	(8.9)	(6.9)	
<参考>競争契約全体 (平成20年度(12月まで)) における件数(b)	29,790	12,650 (42.4)	17,140 (57.5)							
(開差) (a)-(b)		(13.8)	(13.8)							

企画随契に移行したもの (単位：件、%、ポイント)

区分	企画随契に移行後の状況								(開差) (B) - (C)	(開差) (D) - (F)
	全体 (A)	1者応募 (B) ((B)/(A))	複数応募 (C) ((C)/(A))	1者応募(B)のうち		複数応募(C)のうち				
				契約相手方が 同じもの (D)[(D)/(B)]	契約相手方が 異なるもの (E)[(E)/(B)]	契約相手方が 同じもの (F)[(F)/(C)]	契約相手方が 異なるもの (G)[(G)/(C)]			
件数(a)	699	325 (46.4)	374 (53.5)	276 [84.9]	49 [15.0]	227 [60.6]	147 [39.3]	(7.1)	(24.3)	
平均落札率	95.6	96.5	94.8	97.1	93.2	95.7	93.4	(1.7)	(1.4)	
<参考>企画随契全体 (平成20年度(12月まで)) における件数(b)	9,892	2,790 (28.2)	7,102 (71.7)							
(開差) (a)-(b)		(18.2)	(18.2)							

(注) 落札率が算定できる契約等を抽出しているため、図表48とは件数が一致しない。

これによると、競争契約に移行した6,279件の応札者数については、1者応札が56.2%の3,535件あり、20年度（12月まで）の競争契約に占める1者応札の割合42.4%と比較すると、13.8ポイント高くなっている。また、平均落札率は、複数応札が86.6%であるのに対して、1者応札は95.5%と8.9ポイント高くなっている。

さらに、契約相手方の異同の状況をみると、1者応札となっている契約の82.7%の2,926件が、従前の随意契約と同一の契約相手方となっている。これに対して、複数応札の場合には従前の随意契約と同一の契約相手方となっているのは51.5%の1,414件で、1者応札の場合に比べて31.2ポイント低くなっている。

このように、競争契約に移行したもののうち1者応札となっているものについては、契約相手方の固定化の割合が高く、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にある。なお、契約相手方が従前の随意契約と同一の契約相手方であっても、複数応札の場合は、平均落札率が88.9%となっていて、1者応札の場合の95.8%と比べて6.9ポイント低くなっている。

また、企画随契に移行した699件の応募者数については、1者応募の割合が46.4%の325件あり、競争契約に移行した場合と同様に高くなっているが、20年度（12月まで）の企画随契に占める1者応募の割合28.2%と比較すると、18.2ポイント高くなっている。また、平均落札率は、1者応募の方が応募者が複数であるもの（以下「複数応募」という。）より1.7ポイント高くなっているが、大きな開差はみられない。これは、企画随契では、競争契約の場合と異なり、価格面での競争の余地が小さいことが一つの要因になっていると考えられる。

さらに、契約相手方の異同の状況をみると、契約相手方が同一であるものの割合は、1者応募が84.9%、複数応募が60.6%となっていて、1者応募の方が24.3ポイント高くなっているが、競争契約に移行したもののほどの大幅な開差はみられない。

(イ) 競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態

前記の2(2)で記述したとおり、対象契約に占める競争契約の割合は上昇しているものの、1者応札の割合も上昇している。また、上記(ア)のとおり、点検対象随意契約で競争契約に移行したものでも、1者応札の割合は56.2%を占めている。

一方、一般競争入札の実施に当たっては、前記2(4)で記述したように、公告の方法、入札参加要件の設定、入札説明書等の作成等の契約手続を適切に行うことが、競争参加者の拡大につながると考えられる。また、このことについては、前記3の(2)ウ及び(3)イで記述したように、企画競争や公募においても同様であると考えられる。

そこで、前記の18,318件の契約を対象として、各法人の会計実地検査の際に、応札者数又は応募者数や契約の内容となっている業務の性質等を勘案するなどして抽出した契約について、公告又は募集（以下、これらを「公告等」という。）の方法、入札参加要件、企画競争参加要件又は公募参加要件（以下、これらを「入札等参加要件」という。）の設定及び入札説明書等、企画競争説明書等又は

公募説明書等（以下、これらを「入札等説明書」という。）の作成等の状況を検査した。また、企画随契については、企画書等の審査手続等についても併せて検査した。

検査したところ、競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が81件あった。これを別表5の書式により態様別に示すと図表50のとおりである。

図表50 点検対象随意契約に係る競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態の態様別分類

（単位：件）

態様別区分		一般競争契約の入札に係る手続に関するもの	企画競争に係る手続に関するもの	公募に係る手続に係るもの	計
ア 公告等の期間の設定に関して検討すべきであったもの	件数	11	9	-	20
(ア) 公告等の期間が実質的には短縮されているもの	事例番号				
(イ) 見積期間の確保が十分でないもの	事例番号				
イ 入札等参加要件の設定に関して検討すべきであったもの	件数	25	-	2	27
(ア) 競争参加資格等級を限定して指定しているもの	事例番号				
(イ) 事業者が保有する資格を限定して指定しているもの	事例番号				
(ウ) 業務実績の要件について地域や施設を限定しているもの	事例番号				
ウ 入札等説明書の作成に関して検討すべきであったもの	件数	14	1	-	15
(ア) 契約の条件や仕様書の内容が制限的となっているもの	事例番号				
(イ) 仕様書等の記載内容が明確でないもの	事例番号		22		
エ 企画書等の審査について	件数	1	4	1	6
(ア) 企画書等の審査方法に関して検討すべきであったもの	事例番号		23	28	
(イ) 企画書等の審査体制に関して検討すべきであったもの	事例番号				
オ その他	件数	-	-	13	13
公募の公示等に関して検討すべきであったもの	事例番号			26 27	
計	件数	51	14	16	81

(6) 20年報告に掲記した個別の事態の見直し状況等

ア 個別の事態の見直し状況

20年報告に掲記した個別の事態955件について、20年度末現在で当局が講じた見直し状況を次のとおり区分して示すと、図表51のとおりである（法人別内訳は別表9（194ページ）参照）。

措置済み	20年次検査において移行すべきと認めた契約方式による契約を20年度末までに締結したもの（ただし、不落・不調随契は競争契約に含めている。）	
措置未済	20年次検査において移行すべきと認めた契約方式と比較して、20年度末までに締結した契約が不十分な契約方式となっているもの	
（内 訳）	21年度に措置予定	20年次検査において移行が相当と認めた契約方式による契約を21年度に締結することを予定しているもの
	うち21年7月1日現在で措置済み	21年7月1日までに契約が締結されたもの
	21年度予定なし	20年次検査において移行が相当と認めた契約方式による契約を21年度に締結する予定がないもの
当該年度限りなど	契約内容となる具体的な業務内容が契約年度限りのもの又は翌年度以降は当該業務は行わないことにしたものなど（翌年度に少額随契となったものを含む。）	

図表51 個別の事態に係る見直し状況（平成20年度末現在）

（単位：件）

区分	個別の事態	見直し状況（平成20年度末現在）						当該年度限りなど	計
		措置済み			措置未済				
		競争契約に移行	企画随契に移行	公募を実施	21年度に措置予定	うち21年7月1日現在で措置済み	21年度予定なし		
件数	955	528	41	38	34	25	42	272	955
		607			76				

上記955件の見直し状況（個別の事態の見直しの結果、複数の契約に分割したり、複数の契約を統合したりなどしているものがあるため、見直し後の件数は966件）をみると、「措置済み」が607件ある一方、「措置未済」も76件残っている。

「措置未済」の76件は、移行手続に相当の期間を必要とするとして20年度も引き続き随意契約を行っているものなどであるが、これらの中には、20年報告では競争契約等へ移行したことから「措置済み」としたものについて、21年次の会計検査院

の検査により、その後、再び随意契約を行っていることが判明したため、「措置未済」としたものも3件含まれている。

上記について、引き続き随意契約を行っているものの事例を示すと、次のとおりである。なお、20年報告では「措置済み」としたものについて、「措置未済」としたものの事例は後掲の4(4)アに記述している。

< 事例 >

[受益者に対する影響に配慮する必要があるとして引き続き随意契約を行っているもの]

29 雇用・能力開発機構は、平成18、19両年度に、情報ネットワーク運用管理業務について、当該情報ネットワークを構築した業者で、サーバー等の機器及びソフトウェアの互換性と設定内容等に精通していることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：18年度64,961千円、19年度61,343千円）を行っていた。そして、20年度においても、同者以外の業者では、ネットワーク障害が発生した場合に受益者に多大な不利益を与えるおそれがあるとして、引き続き同者と随意契約（契約金額63,428千円）を行っている。

なお、同機構は、業務への影響が限定される他のシステム運用管理業務については、20年度に先行して競争契約に移行しており、本業務についても、その履行状況を検証の上、業務の内容や作業レベルを正確に理解できる仕様書とするなどして、受益者に対するサービスが十分に維持できる環境を整えた上で、22年度から競争契約に移行するとしている。

イ 個別の事態の見直し後における競争性等の状況

(ア) 見直し後における応札者数又は応募者数、落札率等

上記のとおり、20年報告に掲記した個別の事態については、その多くがより競争性の高い契約方式に移行しているが、前記の(5)で記述したように、見直し後の契約において、実質的に競争性が確保されていることなどが重要である。

上記アの個別の事態のうち、20年度末までに契約方式の見直しにより競争契約に移行したものは528件、企画随契に移行したものは41件、計569件（見直し後の件数はそれぞれ513件、52件、計565件（不落・不調随契を除く。））となってい

る。そこで、このうち落札率が算定できる競争契約513件、企画随契48件計561件について、前記の(5)イ(ア)における点検対象随意契約の分析と同様に、応札者数又は応募者数、平均落札率、移行後の契約相手方と従前の契約相手方との異同の状況をみると、図表52のとおりとなっている。

図表52 個別の事態の競争契約又は企画随契への移行後における平均落札率等の状況

競争契約への移行後における平均落札率等の状況 (単位：件、%、ポイント)

区分	競争契約移行前の状況	競争契約移行後の状況						(開差)	
		全体(A)	1者応札(B)	複数応札(C)	1者応札(B)のうち		(B) - (C)	(D) - (E)	
					契約相手方が従前と同じもの(D)	契約相手方が従前と異なるもの(E)			
件数	528	513	214 (41.7)	299 (58.2)	194 [90.6]	20 [9.3]	(16.5)	(81.3)	
平均落札率	92.8	83.6	92.2	77.9	92.6	88.0	(14.3)	(4.6)	

企画随契への移行後における平均落札率等の状況(参考) (単位：件、%、ポイント)

区分	企画随契移行前の状況	企画随契移行後の状況						(開差)	
		全体(A)	1者応募(B)	複数応募(C)	1者応募(B)のうち		(B) - (C)	(D) - (E)	
					契約相手方が従前と同じもの(D)	契約相手方が従前と異なるもの(E)			
件数	41	48	25 (52.0)	23 (47.9)	24 [96.0]	1 [4.0]	(4.1)	(92.0)	
平均落札率	88.6	93.5	97.0	89.7	96.9	99.9	(7.3)	(3.0)	

上記のうち、競争契約に移行した513件の応札者数については、1者応札が41.7%の214件あり、点検対象随意契約の場合の56.2%より14.5ポイント低くなっている。また、平均落札率は、複数応札が77.9%であるのに対して、1者応札は92.2%と14.3ポイント高くなっていて、点検対象随意契約の場合の平均落札率の差8.9ポイントより開差が大きくなっている。

また、契約相手方の異同の状況をみると、1者応札となっている契約の90.6%の194件が従前の随意契約と同一の契約相手方となっていて、その平均落札率は92.6%と、契約相手方が異なる場合の88.0%に比べて4.6ポイント高くなっている。

このように、個別の事態のうち、契約方式の見直しにより競争契約に移行したものについても、1者応札となっているものについては、契約相手方の固定化の割合が高くなっていて、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にあ

る。

(イ) 見直し後における入札等参加要件の設定

上記(ア)のとおり、個別の事態のうち、契約方式の見直しにより競争契約に移行したものについても1者応札が4割強を占めている。一方、前記の2(4)で記述したとおり、一般競争入札の実施に当たっては、競争参加者の拡大を図るために、入札参加要件の設定は、契約の確実な履行のために必要最小限なものに限ることが重要である。

そこで、個別の事態のうち、契約方式の見直しにより20年度末までに競争契約若しくは企画随契に移行し又は公募を実施した契約552件（不落・不調随契を除く。）について、入札参加要件、企画競争参加要件、公募参加要件として、参加者に求めていた契約実績又は業務実績等に係る要件（以下「契約実績等の要件」という。）の設定状況をみると、図表53のとおり、全体の約4割に当たる224件が、契約実績等の要件を設定している。そして、契約実績等の要件を設定している場合においては、1者応札又は1者応募の割合が56.6%あり、契約実績等の要件を設定していない場合の34.4%に対して、22.2ポイント高くなっている。

図表53 契約実績等の要件の設定と応札者数又は応募者数の状況

(単位：件、%)

区分	計 (A)	契約実績等の要件を設定している (B)			契約実績等の要件を設定していない (E)		
		1者応札 (応募) (C) (割合(B)/(A))	複数応札 (応募) (D) (割合(D)/(B))	複数応札 (応募) (G) (割合(G)/(E))	1者応札 (応募) (F) (割合(F)/(E))	1者応札 (応募) (C) (割合(C)/(B))	複数応札 (応募) (D) (割合(D)/(B))
件数	552	224	127	97	328	113	215
割合	(100)	(40.5)	(56.6)	(43.3)	(59.4)	(34.4)	(65.5)

(ウ) 競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態

個別の事態のうち、19年度又は20年度において競争契約又は企画随契に移行した契約582件について、その契約手続等の実施状況を検査した。

検査したところ、競争性等の確保に関して検討の必要があったと認められる事態が18件あった。これを別表5の書式により態様別に示すと、図表54のとおりである。

図表54 個別の事態に係る競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態の態様別分類

(単位：件)

態様別区分		一般競争契約の入札に係る手続に関するもの	企画競争に係る手続に関するもの	公募に係る手続に関するもの	計
ア	公告等の期間の設定に関して検討すべきであったもの	4	-	-	4
	(ア) 公告等の期間が実質的には短縮されているもの				/
	(イ) 見積期間の確保が十分でないもの				
イ	入札等参加要件の設定に関して検討すべきであったもの	5	-	-	5
	(ア) 競争参加資格等級を限定して指定しているもの				/
	(イ) 事業者が保有する資格を限定して指定しているもの				
	(ウ) 義務実績の要件について地域や施設を限定しているもの				
ウ	入札等説明書の作成に関して検討すべきであったもの	7	1	-	8
	(ア) 契約の条件や仕様書の内容が制限的となっているもの				/
	(イ) 仕様書等の記載内容が明確でないもの		22		
エ	企画書等の審査について	-	1	-	1
	(ア) 企画書等の審査方法に関して検討すべきであったもの				/
	(イ) 企画書等の審査体制に関して検討すべきであったもの				
オ	その他	-	-	-	-
	公募の公示等に関して検討すべきであったもの				/
	計	16	2	-	18

4 公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

上記の3で記述した随意契約の実施状況等に係る検査結果のうち、公益法人等を契約相手方とする随意契約について、その実施状況、随意契約とした適用理由及び契約の見直し状況に係る部分を抜き出して示すほか、公益法人等による再委託の状況について検査した結果を示すと次のとおりである。

(1) 公益法人等を契約相手方とする契約の実施状況とその変化

ア 公益法人等を契約相手方とする契約の競争性の状況とその変化

20年度（12月まで）の対象契約のうち公益法人等を契約相手方とする契約の契約方式は、図表55のとおり、随意契約の割合が件数で79.7%（うち関係法人85.0%）、支払金額で90.3%（同89.3%）となっている。これを前年度同期と比較すると、件数割合で11.0ポイント（同4.4ポイント）、支払金額割合で2.4ポイント（同2.8ポイント）低下している。その結果、公益法人等を契約相手方とする競争契約の件数割合は、前年度同期の9.2%から20.2%に高まっている。

また、企画・公募を経ない随契の割合は、件数で44.0%（うち関係法人44.9%）、支払金額で49.4%（同47.5%）となっていて、前年度同期と比較すると、件数割合で28.8ポイント（同30.5ポイント）、支払金額割合で33.3ポイント（同37.9ポイント）低下しており、この割合は、関係法人に係る支払金額割合を除き、契約全体でみた割合（件数で36.2%、支払金額で48.0%）よりも高くなっている。

図表55 公益法人等を契約相手方とする契約の契約方式の状況（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））

件数

上段：件数（単位：件）

下段：割合（単位：%、ポイント）

区分	競争契約 (A)			随意契約 (C)			左のうち企画・公募を経ない随契 (E)			計		
	平成19年度(12月まで)(B)	開差 (A)-(B)		19年度(12月まで)(D)	開差 (C)-(D)		19年度(12月まで)(F)	開差 (E)-(F)		19年度(12月まで)(H)	計 (G)-(H)	
契約全体	29,790 (42.7)	10,499 [17.2]	39,863 (57.2)	56,072 (74.4)	16,209 [17.2]	25,266 (36.2)	48,845 (64.8)	23,579 [28.6]	69,653 (100)	75,363 (100)	5,710	
公益法人等が契約相手方	730 (20.2)	329 [11.0]	2,876 (79.7)	3,937 (90.7)	1,061 [11.0]	1,589 (44.0)	3,161 (72.8)	1,572 [28.8]	3,606 (100)	4,338 (100)	732	
うち関係法人	221 (14.9)	24 [4.4]	1,254 (85.0)	1,665 (89.4)	411 [4.4]	663 (44.9)	1,404 (75.4)	741 [30.5]	1,475 (100)	1,862 (100)	387	

支払金額

上段：支払金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%、ポイント）

区分	競争契約 (A)	平成19年度 (12月まで) (B)	開差 (A)-(B)	随意契約 (C)	19年度 (12月まで) (D)	開差 (C)-(D)	左のうち企画・公募を 経ない随契約 (E)	19年度 (12月まで) (F)	開差 (E)-(F)	計 (G)	19年度 (12月まで) (H)	計 (G)-(H)
契約全体	262,262 (32.0)	207,369 (24.8)	54,892 [7.2]	556,561 (67.9)	626,950 (75.1)	70,389 [7.2]	393,349 (48.0)	538,948 (64.5)	145,598 [16.5]	818,823 (100)	834,320 (100)	15,496
公益法人等が 契約相手方	10,476 (9.6)	9,117 (7.2)	1,359 [2.4]	97,751 (90.3)	116,692 (92.7)	18,940 [2.4]	53,514 (49.4)	104,134 (82.7)	50,620 [33.3]	108,228 (100)	125,809 (100)	17,580
うち 関係法人	9,387 (10.6)	8,201 (7.8)	1,185 [2.8]	79,052 (89.3)	96,171 (92.1)	17,119 [2.8]	42,063 (47.5)	89,215 (85.4)	47,152 [37.9]	88,439 (100)	104,373 (100)	15,933

次に、競争契約における応札者数の状況についてみると、図表56のとおり、公益法人等が契約相手方となっている場合の1者応札の件数割合は、前年度同期と比較すると0.1ポイント（うち関係法人2.8ポイント）低下しているものの、69.4%（同72.8%）と著しく高くなっていて、競争契約全体の1者応札の件数割合（42.4%）より27.0ポイント（同30.4ポイント）高くなっている。

図表56 公益法人等を契約相手方とする競争契約の応札者数の状況（平成20年度（12月まで））

件数

（単位：件、%、ポイント）

区分	1者応札 (A)	平成19年度 (12月まで) (B)	開差 (A)-(B)	2者応札	3者応札	4者応札	5者以上 応札	19年度(12 月まで)	計	19年度(12 月まで)
公益法人等が 契約相手方 (a)	件数 507 (割合) (69.4)	279 (69.5)	228 (0.1)	115 (15.7)	58 (7.9)	20 (2.7)	30 (4.1)	19 (4.7)	730 (100)	401 (100)
うち 関係法人 (b)	件数 161 (割合) (72.8)	149 (75.6)	12 (2.8)	33 (14.9)	18 (8.1)	4 (1.8)	5 (2.2)	6 (3.0)	221 (100)	197 (100)
契約全体 (c)	件数 12,650 (割合) (42.4)	6,812 (35.3)	5,838 (7.1)	5,044 (16.9)	2,980 (10.0)	1,960 (6.5)	7,156 (24.0)	5,624 (29.1)	29,790 (100)	19,291 (100)
(割合の開差)	(a)-(c) (27.0)	(34.2)	(7.2)	(1.2)	(2.1)	(3.8)	(19.9)	(24.4)		
	(b)-(c) (30.4)	(40.3)	(9.9)	(2.0)	(1.9)	(4.7)	(21.8)	(26.1)		

支払金額

（単位：百万円、%、ポイント）

区分	1者応札 (A)	平成19年度 (12月まで) (B)	開差 (A)-(B)	2者応札	3者応札	4者応札	5者以上 応札	19年度(12 月まで)	計	19年度(12 月まで)
公益法人等が 契約相手方 (a)	支払金額 8,671 (割合) (82.7)	8,640 (94.7)	31 (12.0)	1,410 (13.4)	214 (2.0)	107 (1.0)	72 (0.6)	115 (1.2)	10,476 (100)	9,117 (100)
うち 関係法人 (b)	支払金額 8,032 (割合) (85.5)	7,974 (97.2)	58 (11.7)	1,152 (12.2)	166 (1.7)	18 (0.1)	18 (0.1)	69 (0.8)	9,387 (100)	8,201 (100)
契約全体 (c)	支払金額 91,064 (割合) (34.7)	57,997 (27.9)	33,067 (6.8)	34,998 (13.3)	29,100 (11.0)	29,170 (11.1)	77,927 (29.7)	82,520 (39.7)	262,262 (100)	207,369 (100)
(割合の開差)	(a)-(c) (48.0)	(66.8)	(18.8)	(0.1)	(9.0)	(10.1)	(29.1)	(38.5)		
	(b)-(c) (50.8)	(69.3)	(18.5)	(1.1)	(9.3)	(11.0)	(29.6)	(38.9)		

また、企画随契における応募者数についてみると、図表57のとおり、公益法人等が契約相手方となっている場合の1者応募の件数割合は、前年度同期と比較すると1.2ポイント（うち関係法人4.7ポイント）低下しているものの、55.7%（同60.8%）と高くなっていて、企画随契全体の1者応募の件数割合（28.2%）より27.5ポイント（同32.6ポイント）高くなっている。

図表57 公益法人等を契約相手方とする企画随契の応募者数の状況（平成20年度（12月まで））

（単位：件、%、ポイント）

区分		1者応募 (A)	平成19年 度(12月 まで)(B)	開差 (A) - (B)	2者応募	3者応募	4者応募	5者以上 応募	19年度(12 月まで)	計	19年度(12 月まで)
公益法人等が 契約相手方 (a)	件数	543	325	218	120	92	42	177	115	974	571
	(割合)	(55.7)	(56.9)	(1.2)	(12.3)	(9.4)	(4.3)	(18.1)	(20.1)	(100)	(100)
うち 関係法人 (b)	件数	317	122	195	58	57	31	58	19	521	186
	(割合)	(60.8)	(65.5)	(4.7)	(11.1)	(10.9)	(5.9)	(11.1)	(10.2)	(100)	(100)
契約全体 (c)	件数	2,790	2,080	710	1,379	1,012	489	4,222	1,680	9,892	5,371
	(割合)	(28.2)	(38.7)	(10.5)	(13.9)	(10.2)	(4.9)	(42.6)	(31.2)	(100)	(100)
(割合の開差)	(a)-(c)	(27.5)	(18.2)	(9.3)	(1.6)	(0.8)	(0.6)	(24.5)	(11.1)		
	(b)-(c)	(32.6)	(26.8)	(5.8)	(2.8)	(0.7)	(1.0)	(31.5)	(21.0)		

（注） 応募者数が不明の企画随契を除いている。 についても同じ。

支払金額（単位：百万円、%、ポイント）

区分		1者応募 (A)	平成19年 度(12月 まで)(B)	開差 (A) - (B)	2者応募	3者応募	4者応募	5者以上 応募	19年度(12 月まで)	計	19年度(12 月まで)
公益法人等が 契約相手方 (a)	支払金額	26,210	8,390	17,820	6,187	224	90	4,411	1,484	37,124	10,683
	(割合)	(70.6)	(78.5)	(7.9)	(16.6)	(0.6)	(0.2)	(11.8)	(13.8)	(100)	(100)
うち 関係法人 (b)	支払金額	22,075	5,656	16,419	5,784	108	79	3,403	183	31,451	6,226
	(割合)	(70.1)	(90.8)	(20.7)	(18.3)	(0.3)	(0.2)	(10.8)	(2.9)	(100)	(100)
契約全体 (c)	支払金額	63,727	29,158	34,569	13,996	5,068	3,058	37,817	18,235	123,668	60,930
	(割合)	(51.5)	(47.8)	(3.7)	(11.3)	(4.0)	(2.4)	(30.5)	(29.9)	(100)	(100)
(割合の開差)	(a)-(c)	(19.1)	(30.7)	(11.6)	(5.3)	(3.4)	(2.2)	(18.7)	(16.1)		
	(b)-(c)	(18.6)	(43.0)	(24.4)	(7.0)	(3.7)	(2.2)	(19.7)	(27.0)		

このように、契約の相手方が公益法人等である場合の競争性の状況については、各法人による随意契約見直し計画に基づく契約方式の見直しにより、前年度同期と比較して、競争契約の割合は上昇し、企画・公募を経ない随契の割合は低下している。その一方で、公益法人等を契約相手方とする競争契約や企画随契において、1者応募又は1者応募の割合は依然として契約全体と比較して高いままとなっており、実質的に競争性を確保しにくい状況となっている。

イ 公益法人等を契約相手方とする随意契約の実施状況と其の変化

対象契約のうち公益法人等を契約相手方とする随意契約の件数と支払金額は、図表58のとおり、19年度は4,554件、2026億円、20年度（12月まで）は2,876件、977億円となっており、20年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、件数では26.9%減少しており、支払金額では16.2%減少している。

この内訳をみると、企画・公募を経ない随契は、19年度は3,629件、1700億円、20年度（12月まで）は1,589件、535億円となっており、また、企画随契等は、19年度は877件、316億円、20年度（12月まで）は1,234件、438億円となっている。

20年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、企画・公募を経ない随契は、件数で49.7%、支払金額で48.6%と大幅に減少している。一方、企画随契等は、件数で67.8%、支払金額で253.0%と大幅に増加している。

図表58 随意契約の実施状況（平成19年度（12月まで）、19年度、20年度（12月まで））
上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）
下段：割合（単位：%、ポイント）

年度等	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	うち企画随契等 (B)	うち企画・公募を経ない随契 (C)	随意契約全体 (D)	うち企画随契等 (E)	うち企画・公募を経ない随契 (F)
		(割合(B)/(A))	(割合(C)/(A))		(割合(E)/(D))	(割合(F)/(D))
平成19年度	4,554	877	3,629	202,692	31,672	170,053
		(19.2)	(79.6)		(15.6)	(83.8)
20年度 (12月まで) (a)	2,876	1,234	1,589	97,751	43,830	53,514
		(42.9)	(55.2)		(44.8)	(54.7)
19年度 (12月まで) (b)	3,937	735	3,161	116,692	12,415	104,134
		(18.6)	(80.2)		(10.6)	(89.2)
増減値 (a)-(b)	1,061	499	1,572	18,940	31,415	50,620
		(24.3)	(25.0)		(34.2)	(34.5)
増減率 ((a)/(b)-1)	(26.9)	(67.8)	(49.7)	(16.2)	(253.0)	(48.6)

(ア) 契約種類別の状況と其の変化

対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約について、公益法人等を契約相手方とする契約の占める割合をみると、図表59のとおり、件数で7.2%、支払金額で17.5%となっており、前年度同期と比較すると、件数割合は0.2ポイント上昇しているが、支払金額割合は1.1ポイント低下している。

これを契約種類別にみると、「役務」が件数、支払金額共に最も多く、件数で89.1%、支払金額で96.2%を占めていて、公益法人等を契約相手方とする随意契

約の大宗を占めている。そして、これを契約相手方が関係法人であるものに限ってみると、「役務」が件数で94.7%、支払金額で98.6%となっている。

図表59 契約種類別にみた公益法人等を契約相手方とする随意契約の実施状況とその変化
(平成20年度(12月まで))

件数 (単位：件、%、ポイント)

契約種類	随意契約全体		公益法人等が契約相手方		公益法人等の割合			(B)のうち関係法人が契約相手方		関係法人の割合		
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(B)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	(B)/(A)(C)	(19年度(12月まで))(D)	(開差)(C)-(D)	(E)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	(E)/(A)(F)	(19年度(12月まで))(G)	(開差)(F)-(G)
工事等	917	(42.5)	91	(44.5)	9.9	(10.2)	(0.3)	35	(56.7)	3.8	(5.0)	(1.2)
用地取得・補償	2,567	(69.4)	13	(160.0)	0.5	(0.3)	(0.2)	1	()	0.0	(-)	(0.0)
物品等の購入	2,080	(67.0)	99	(24.4)	4.7	(2.0)	(2.7)	9	(57.1)	0.4	(0.3)	(0.1)
物品等の製造	862	(22.0)	15	(66.6)	1.7	(0.8)	(0.9)	13	(333.3)	1.5	(0.2)	(1.3)
物品等の賃借	3,165	(19.9)	93	(19.1)	2.9	(2.9)	(0.0)	8	(57.8)	0.2	(0.4)	(0.2)
役務 (a)	30,272	(27.2)	2,565	(26.9)	8.4	(8.4)	(0.0)	1,188	(22.9)	3.9	(3.7)	(0.2)
(a)/(b)	75.9	/	89.1	/	/	/	/	94.7	/	/	/	/
計(b)	39,863	(28.9)	2,876	(26.9)	7.2	(7.0)	(0.2)	1,254	(24.6)	3.1	(2.9)	(0.2)

(注) については件数がないため、増減率は算出してない。

支払金額 (単位：百万円、%、ポイント)

契約種類	随意契約全体		公益法人等が契約相手方		公益法人等の割合			(B)のうち関係法人が契約相手方		関係法人の割合		
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)	(B)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	(B)/(A)(C)	(19年度(12月まで))(D)	(開差)(C)-(D)	(E)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	(E)/(A)(F)	(19年度(12月まで))(G)	(開差)(F)-(G)
工事等	36,827	(1.9)	1,504	(37.5)	4.0	(6.6)	(2.6)	924	(50.6)	2.5	(5.1)	(2.6)
用地取得・補償	50,786	(67.9)	316	(47.8)	0.6	(0.7)	(0.1)	0	()	0.0	(-)	(0.0)
物品等の購入	39,477	(35.5)	1,057	(17.3)	2.6	(2.0)	(0.6)	37	(65.2)	0.0	(0.1)	(0.1)
物品等の製造	17,918	(10.3)	32	(63.4)	0.1	(0.5)	(0.4)	28	(64.9)	0.1	(0.5)	(0.4)
物品等の賃借	37,012	(17.9)	718	(20.8)	1.9	(2.0)	(0.1)	45	(79.0)	0.1	(0.4)	(0.3)
役務 (a)	374,538	(14.4)	94,121	(15.8)	25.1	(25.5)	(0.4)	78,015	(16.9)	20.8	(21.4)	(0.6)
(a)/(b)	67.2	/	96.2	/	/	/	/	98.6	/	/	/	/
計(b)	556,561	(11.2)	97,751	(16.2)	17.5	(18.6)	(1.1)	79,052	(17.8)	14.2	(15.3)	(1.1)

(注) については支払金額がないため、増減率は算出してない。

(1) 法人別の状況

対象契約のうち公益法人等を契約相手方とする20年度(12月まで)の随意契約を法人別にみると、別表10のとおり、件数が最も多いのは、都市再生機構の937件(うち企画・公募を経ない随契547件)であり、次いで国際協力機構の607件(同363件)となっている。また、支払金額が最も多いのは都市再生機構の311億円(同286億円)であり、次いで雇用・能力開発機構の158億円(同1億円)となっている。

(2) 公益法人等を契約相手方とする随意契約において随意契約とした適用理由の状況と
その変化

対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約について、随意契約とした適用理由の状況は、前記の3(4)で記述したとおりであるが、そのうち公益法人等を契約相手方とするものについてみると、図表60のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしているものが最も多く、件数、支払金額共に約8割を占めており、随意契約全体でみた場合に比べて、件数割合で3.3ポイント、支払金額割合で4.7ポイント高くなっている。これを前年度同期と比較すると、件数割合では18.2ポイント、支払金額割合では5.2ポイント上昇している。

図表60 随意契約とした適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として
いるものの割合とその変化（平成20年度（12月まで））

件数 (単位：件数、%、ポイント)

	随意契約全体		(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(B)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	割合(B)/(A)(C)	19年度(12月まで)(D)	(開差)(C)-(D)
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)					
公益法人等 (a)	2,876	(26.9)	2,379	(6.3)	82.7	64.5	(18.2)
うち関係法人 (b)	1,254	(24.6)	978	(3.8)	77.9	56.5	(21.4)
(参考) 随意契約全体 (c)	39,863	(28.9)	31,662	(1.8)	79.4	57.5	(21.9)
(a) - (c)					(3.3)		(3.7)
(開差) (b) - (c)					(1.5)		(0.5)

支払金額 (単位：百万円、%、ポイント)

	随意契約全体		(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(B)	(19年度(12月まで)に対する増減率)	割合(B)/(A)(C)	19年度(12月まで)(D)	(開差)(C)-(D)
	(A)	(平成19年度(12月まで)に対する増減率)					
公益法人等 (a)	97,751	(16.2)	82,403	(10.6)	84.2	79.0	(5.2)
うち関係法人 (b)	79,052	(17.8)	65,614	(11.2)	83.0	76.8	(6.2)
(参考) 随意契約全体 (c)	556,561	(11.2)	442,499	(7.4)	79.5	76.2	(3.3)
(a) - (c)					(4.7)		(1.9)
(開差) (b) - (c)					(3.5)		(2.9)

(3) 随意契約見直し計画に基づいて適正化を進めることとされている公益法人等を契約相手方とする契約の見直し状況

ア 公益法人等を契約相手方とする点検対象随意契約の見直し状況

随意契約見直し計画策定後の20年1月から12月までの間に締結された契約のうち、点検対象随意契約と対応することが把握できたとして、前記の3(5)アにおいて言及した18,318件のうち、公益法人等を契約相手方とする1,569件について、各法人が講じた見直し措置の状況を、同計画において実施するとした契約方式別にみると、図表61のとおりである。

これによると、上記の1,569件について随意契約見直し計画でより競争性の高い契約方式に移行するとしたものは、「4」から「6」までの区分の計1,199件であり、このうち621件（51.7%）については、同計画で実施するとした契約方式又は当該契約方式より競争性の高い契約方式に移行している。そして、区分「6」の「より競争性の高い契約方式（競争入札）へ移行するとしている」ものでは、419件のうち231件（55.1%）は競争契約に移行しているものの、引き続き随意契約としているものも188件（うち企画・公募を経ない随契99件）見受けられる。また、区分「1」の「随意契約によらざるを得ない（企画競争又は公募を実施するとしているものを除く。）」ものでは、295件のうち286件（96.9%）が引き続き企画・公募を経ない随契としている一方で、より競争性の高い契約方式に移行しているものも9件（3.0%）ある。

図表61 点検対象随意契約の見直し状況（平成20年12月末現在）（公益法人等分）

（単位：件、％）

点検対象随意契約と対応する契約(A)	随意契約見直し計画において実施する契約方式	件数(B) [下段： (B)/(A)]	見直しを経た後、締結した契約方式								より競争性の高い契約方式へ移行したものの（塗りつぶした区分の計）(L) (下段： (L)/(B))	
			競争契約計(C) (下段： (C)/(B))	一般競争契約(D) (下段： (D)/(B))	一般総合(E) (下段： (E)/(B))	指名競争契約(F) (下段： (F)/(B))	指名総合(G) (下段： (G)/(B))	随意契約計(H) (下段： (H)/(B))	企画随契約(I) (下段： (I)/(B))	公募を経た随意契約(J) (下段： (J)/(B))		企画・公募を経ない随契約(K) (下段： (K)/(B))
1,569	1：随意契約によらざるを得ない（企画競争又は公募を実施するとしているものを除く。）としている	295 [18.8]	7 (2.3)	7 (2.3)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	288 (97.6)	0 (-)	2 (0.6)	286 (96.9)	9 (3.0)
	2：引き続き公募を実施するとしている	18 [1.1]	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	18 (100)	0 (-)	4 (22.2)	(注) 14 (77.7)	0 (-)
	3：引き続き企画競争を実施するとしている	26 [1.6]	2 (7.6)	2 (7.6)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	24 (92.3)	24 (92.3)	0 (-)	0 (-)	2 (7.6)
	4：より競争性の高い契約方式（公募の実施）に移行するとしている	511 [32.5]	49 (9.5)	22 (4.3)	26 (5.0)	1 (0.1)	0 (-)	462 (90.4)	38 (7.4)	160 (31.3)	264 (51.6)	247 (48.3)
	5：より競争性の高い契約方式（企画競争）に移行するとしている	269 [17.1]	15 (5.5)	13 (4.8)	2 (0.7)	0 (-)	0 (-)	254 (94.4)	128 (47.5)	0 (-)	126 (46.8)	143 (53.1)
	6：より競争性の高い契約方式（競争入札）に移行するとしている	419 [26.7]	231 (55.1)	208 (49.6)	20 (4.7)	3 (0.7)	0 (-)	188 (44.8)	80 (19.0)	9 (2.1)	99 (23.6)	231 (55.1)
	その他（契約方式を検討中などとしているもの）	31 [1.9]	4 (12.9)	3 (9.6)	1 (3.2)	0 (-)	0 (-)	27 (87.0)	0 (-)	0 (-)	27 (87.0)	4 (12.9)
	計	1,569 [100]	308 (19.6)	255 (16.2)	49 (3.1)	4 (0.2)	0 (-)	1,261 (80.3)	270 (17.2)	175 (11.1)	816 (52.0)	636 (40.5)
	4、5、6の計	1,199 [76.4]	295 (24.6)	243 (20.2)	48 (4.0)	4 (0.3)	0 (-)	904 (75.3)	246 (20.5)	169 (14.0)	489 (40.7)	621 (51.7)
	1、2、3及びその他の計	370 [23.5]	13 (3.5)	12 (3.2)	1 (0.2)	0 (-)	0 (-)	357 (96.4)	24 (6.4)	6 (1.6)	327 (88.3)	15 (4.0)

(注) これらの中には、公募を実施して随意契約を締結した際に、当該契約相手方と引き続き一定期間、随意契約を行うこととしているものが含まれている。

イ 公益法人等を契約相手方とする点検対象随意契約の見直し後における競争性等の状況

(ア) 見直し後における応札者数又は応募者数、落札率等

前記1,569件の中で、随意契約見直し計画でより競争性の高い契約方式に移行するもののうち、同計画で実施するものとした契約方式又は当該契約方式より競争性の高い契約方式に移行したものが621件、同計画ではより競争性の高い契約方式に移行するとしなかったものうち、実際にはより競争性の高い契約方式に移行したものが15件、計636件（40.5％）ある。

そこで、契約方式の見直しにより競争契約等に移行した契約について、見直し後の契約における競争性等の状況を検証するため、前記の3(5)イ(ア)と同様に、上記の636件から公募を経た随意契約162件を除く474件のうち落札率が算定できる469件について、応札者数又は応募者数、平均落札率、移行後の契約相手方と従前の随意契約の契約相手方との異同の状況をみると、図表62のとおりとなっている。

図表62 より競争性の高い契約方式に移行している契約における移行後の競争性等の状況（公益法人等分）

競争契約に移行したもの（単位：件、%、ポイント）

区分	競争契約に移行後の状況								(開差) (B) - (C)	(開差) (D) - (F)
	全体 (A)	1者応札 (B) ((B)/(A))	複数応札 (C) ((C)/(A))	1者応札(B)のうち		複数応札(C)のうち				
				契約相手方が 同じもの (D)[(D)/(B)]	契約相手方が 異なるもの (E)[(E)/(B)]	契約相手方が 同じもの (F)[(F)/(C)]	契約相手方が 異なるもの (G)[(G)/(C)]			
件数(a)	302	234 (77.4)	68 (22.5)	220 [94.0]	14 [5.9]	50 [73.5]	18 [26.4]	(54.9)	(20.5)	
平均落札率	91.9	94.1	84.5	94.1	92.7	85.3	82.3	(9.6)	(8.8)	
<参考>競争契約全体 (平成20年度(12月まで)) における件数(b)	730	507 (69.4)	223 (30.5)							
(開差) (a)-(b)		(8.0)	(8.0)							

企画随契に移行したもの（単位：件、%、ポイント）

区分	企画随契に移行後の状況								(開差) (B) - (C)	(開差) (D) - (F)
	全体 (A)	1者応募 (B) ((B)/(A))	複数応募 (C) ((C)/(A))	1者応募(B)のうち		複数応募(C)のうち				
				契約相手方が 同じもの (D)[(D)/(B)]	契約相手方が 異なるもの (E)[(E)/(B)]	契約相手方が 同じもの (F)[(F)/(C)]	契約相手方が 異なるもの (G)[(G)/(C)]			
件数(a)	167	135 (80.8)	32 (19.1)	129 [95.5]	6 [4.4]	24 [75.0]	8 [25.0]	(61.7)	(20.5)	
平均落札率	96.1	96.4	95.1	96.5	93.7	97.8	86.9	(1.3)	(1.3)	
<参考>企画随契全体 (平成20年度(12月まで)) における件数(b)	974	543 (55.7)	431 (44.2)							
(開差) (a)-(b)		(25.1)	(25.1)							

(注) 落札率が算出できる契約を抽出しているため、図表61とは件数が一致しない。

これによると、競争契約に移行した302件の応札者数については、1者応札が77.4%の234件あり、20年度(12月まで)の公益法人等を契約相手方とする競争契約に占める1者応札の割合69.4%と比較すると、8.0ポイント高くなっている。また、平均落札率は、複数応札が84.5%であるのに対して、1者応札は94.1%と9.6ポイント高くなっている。

さらに、契約相手方の異同の状況をみると、1者応札となっている契約の94.0%の220件が、従前の随意契約と同一の契約相手方となっている。これに対して複数応札の場合には従前の随意契約と同一の契約相手方となっているのは73.5%の50件で、1者応札の場合に比べて20.5ポイント低くなっている。このように、競争契

約に移行したもののうち1者応札となっているものについては、契約相手方の固定化の割合が高くなっていて、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にある。なお、契約相手方が従前の随意契約と同一の契約相手方であっても、複数応札の場合は、平均落札率が85.3%となっていて、1者応札の場合の94.1%と比べて8.8ポイント低くなっている。

また、企画随契に移行した167件の応募者数については、1者応募の割合が80.8%の135件あり、競争契約に移行した場合と比べると高くなっており、20年度（12月まで）の企画随契に占める1者応募の割合55.7%と比較すると、25.1ポイント高くなっている。また、平均落札率は、1者応募の方が複数応募より1.3ポイント高くなっているが、前記の3(5)イ(ア)で記述したのと同様に、大きな開差はみられない。また、契約相手方の異同の状況を見ると、契約相手方が同一であるものの割合が1者応募では95.5%、複数応募では75.0%となっている。

(1) 競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態

前記の3(5)イ(1)に記述した競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態81件のうち、公益法人等を契約相手方とするものは19件あった。これを別表5の書式により態様別に示すと図表63のとおりである。

図表63 点検対象随意契約に係る競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態の態様別分類（公益法人等分）

（単位：件）

態様別区分		一般競争契約の入札に係る手続に関するもの	企画競争に係る手続に関するもの	公募に係る手続に関するもの	計
ア 公告等の期間の設定に関して検討すべきであったもの	件数	2	1	-	3
(ア) 公告等の期間が実質的には短縮されているもの	事例番号				/
(イ) 見積期間の確保が十分でないもの	事例番号				
イ 入札等参加要件の設定に関して検討すべきであったもの	件数	2	-	-	2
(ア) 競争参加資格等級を限定して指定しているもの	事例番号				/
(イ) 事業者が保有する資格を限定して指定しているもの	事例番号				
(ウ) 業務実績の要件について地域や施設を限定しているもの	事例番号				
ウ 入札等説明書の作成に関して検討すべきであったもの	件数	6	1	-	7
(ア) 契約の条件や仕様書の内容が制限的となっているもの	事例番号				/
(イ) 仕様書等の記載内容が明確でないもの	事例番号		22		
エ 企画書等の審査について	件数	-	2	1	3
(ア) 企画書等の評価方法に関して検討すべきであったもの	事例番号		23	28	/
(イ) 企画書等の審査体制に関して検討すべきであったもの	事例番号				
オ その他	件数	-	-	4	4
公募の公示等に関して検討すべきであったもの	事例番号				/
計	件数	10	4	5	19

(4) 20年報告に掲記した公益法人等を契約相手方とする個別の事態の見直し状況等

ア 個別の事態の見直し状況

20年報告に掲記した個別の事態955件のうち、公益法人等を契約相手方とする190件について、20年度末現在で当局が講じた見直し状況を3(6)アにおいて記述した区分により示すと、図表64のとおりである（法人別内訳は別表11（199ページ）参照）。

個別の事態190件の見直し状況（見直し後の件数は211件）をみると、「措置済み」が54件ある一方、「措置未済」も19件残っている。

図表64 個別の事態に係る見直し状況（公益法人等分）（平成20年度末現在）
（単位：件）

区分	個別の事態	見直し状況（平成20年度末現在）						当該年度 限りなど	計
		措置済み			措置未済		21年度予 定なし		
		競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施	21年度に措置 予定	うち21年 7月1日現 在で措置 済み			
件数	190	41	9	4	3	2	16	117	190
		54			19				

上記について、引き続き随意契約を行っているものの事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[業務に支障が生じるおそれがあるとして引き続き随意契約を行っているもの]

30 都市再生機構東日本支社は、平成18、19両年度に、権利調整、計画策定、設計、工事監督、募集販売・宅地管理等の業務の一部であって、本来、同機構自らが行うべき企画、判断等の事務を含む業務を代行又は補完して行う業務及びこれに付随する業務について、当該業務に係る豊富なノウハウ及び業務実績を有し、当該業務を包括的に受託できる体制を有していることなどを理由に、特定の関係法人と随意契約（契約金額：18年度908,124千円、19年度1,457,106千円）を行っていた。これについて、同支社は、20年7月以降、一部の業務は自ら実施することとするとともに、業務ごと、地区ごとに分割するなどして、原則として競争契約等に移行することとした。

しかし、上記業務のうち、権利調整に係る業務等については、直ちに競争契約等に移行して契約相手方が従来の契約相手方以外の者となった場合に、地権者と

の対応において信頼関係が損なわれ、業務に支障が生じるおそれがあるなどとして、引き続き随意契約を行っている。

なお、同支社は、当該業務について、移行のための準備期間を経て、原則として、企画競争を実施することとしているが、現時点では、移行が完了する時期は未定となっている。

また、前記の3(6)アで記述したように、「措置未済」としたものの中には、20年報告では競争契約等へ移行したことから「措置済み」としたものについて、21年次の会計検査院の検査により、その後、再び随意契約を行っていることが判明したため、「措置未済」としたものも1件含まれており、これを示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[いったんは競争契約に移行したものの、再び随意契約を行っているもの]

31 理化学研究所は、平成18年度に、前年度に発注した消防用設備等の保守点検、整備に係る業務について、火災予防の公共性の増進に資する者であることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額9,673千円）を行っていた。これについて、同研究所は、19年度に一般競争契約に移行することとして、入札を行ったところ、3者の応札があり、このうち最低の価格で応札した業者と契約（契約金額5,040千円）を行った。

しかし、同研究所は、20年度に、本業務を熟知し必要な技術者の派遣等に迅速かつ効率的に対応し得ることなどを理由に、再び、19年度に契約した業者と随意契約（契約金額5,127千円）を行っているが、当該業務は、年2回の法定点検等であり、19年度の業務内容と特段の変更はないのであるから、競争入札を行うべきであると認められる。

イ 個別の事態の見直し後における競争性等の状況

(ア) 見直し後における応札者数又は応募者数、落札率等

上記アの個別の事態のうち、20年度末までに競争契約又は企画随契に移行したものが50件（見直し後の件数はそれぞれ50件及び20件、計70件（不落・不調随契

を除く。)) があるが、このうち落札率が算定できるものは68件となっている。分析対象となる契約が少数にとどまっていることから、参考として、応札者数又は応募者数、平均落札率、移行後の契約相手方と従前の契約相手方との異同の状況を示すと、図表65のとおりとなっている。

図表65 個別の事態の競争契約又は企画随契への移行後における平均落札率等の状況（公益法人等分）（参考）

競争契約への移行後における平均落札率等の状況（単位：件、%、ポイント）

区分	競争契約移行前の状況	競争契約移行後の状況						
		全体(A)	1者応札(B)	複数応札(C)	1者応札(B)のうち		(開差)	
					契約相手方が従前と同じもの(D)	契約相手方が従前と異なるもの(E)	(B) - (C)	(D) - (E)
件数	41	50	16	34	15	1		
			(B) / (A)	(C) / (A)	[(D) / (B)]	[(E) / (B)]	(36.0)	(87.5)
平均落札率	97.0	79.5	80.5	79.0	82.6	49.7	(1.5)	(32.9)

企画随契への移行後における平均落札率等の状況（単位：件、%、ポイント）

区分	企画随契移行前の状況	企画随契移行後の状況						
		全体(A)	1者応募(B)	複数応募(C)	1者応募(B)のうち		(開差)	
					契約相手方が従前と同じもの(D)	契約相手方が従前と異なるもの(E)	(B) - (C)	(D) - (E)
件数	9	18	11	7	11	-		
			(B) / (A)	(C) / (A)	[(D) / (B)]	[(E) / (B)]	(22.2)	(100)
平均落札率	97.0	91.7	94.3	87.6	94.3	-	(6.7)	(94.3)

(1) 競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態

前記の3(6)イ(ウ)に記述した競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態18件のうち、公益法人等を契約相手方とするものは2件あった。これを態様別にみると、入札説明書等の作成に関して検討すべきであったものが1件、企画競争説明書等の作成に関して検討すべきであったものが1件となっている。

(5) 契約相手方とした公益法人等による再委託の状況

契約相手方に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託（下請を含む。以下同じ。）することを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意図に沿わない結果となったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保ができなくなったりするおそれがある。このため、一般的には、再委託は発注者の承認を必要とすることとされており、一括再委託は禁止されている。

そこで、対象契約のうち、契約相手方が公益法人等で予定価格が300万円を超える随意契約（以下「再委託調査対象契約」という。）について、再委託の状況をみると、次のとおりとなっている。

ア 再委託調査対象契約の状況

20年度（12月まで）の再委託調査対象契約の件数は、図表66のとおり、2,266件となっていて、前年度同期と比較して592件（20.7%）減少している。これは前記の（1）イのとおり、公益法人等を契約相手方とする随意契約の件数が前年度同期と比較して26.9%減少していることが影響していると考えられる。

図表66 再委託調査対象契約の状況

（単位：件、%、ポイント）

年度	随意契約		割合(B)/(A)
	(A)	うち再委託調査対象契約(B)	
平成19年度	4,554	3,279	72.0
20年度（12月まで）(a)	2,876	2,266	78.7
19年度（12月まで）(b)	3,937	2,858	72.5
増減値(a)-(b)	1,061	592	
増減率((a)/(b)-1)	(26.9)	(20.7)	

イ 再委託に関する契約条項の状況

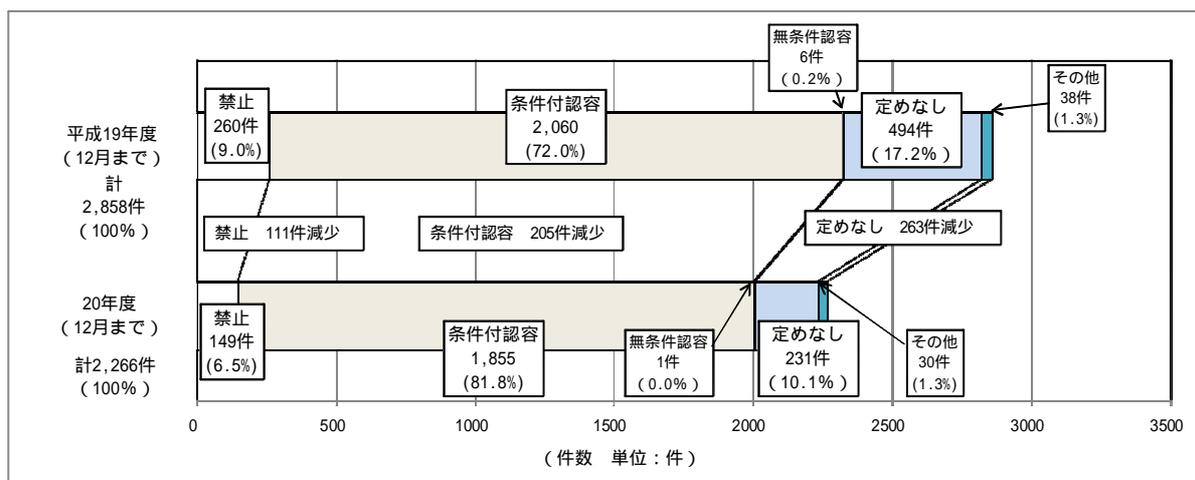
20年度（12月まで）の再委託調査対象契約2,266件について、契約書、仕様書等の条項（以下「契約条項」という。）における再委託の規定状況をみると、図表67のとおりである。

これによると、一定の条件を付して再委託を認めている「条件付認容」が1,855件（81.8%）、「禁止」が149件（6.5%）となっている。

一方、「定めなし」としているものは231件（10.1%）あり、前年度同期と比較し

て減少しているものの、なお多数ある。これらの中には、土地建物等に係る賃借等の契約相手方以外に履行が困難であると考えられるものもあるが、再委託が行われる可能性があるものも相当数ある。これらについては、契約履行上の責任の所在や適正な履行の確保の点で問題があることから、当該契約の内容に応じて、再委託を禁止したり、再委託に当たっては発注者の承認を要することとしたりするなどの契約条項を設けることが必要である。

図表67 契約条項の状況とその変化（平成19年度（12月まで）、20年度（12月まで））



ウ 再委託の実施状況

再委託調査対象契約のうち、独立行政法人の支払と再委託に係る公益法人等の支払が共に完了している19年度分の契約について再委託の実施状況をみると、図表68のとおり、再委託が行われている契約（元契約）は、件数で510件（再委託調査対象契約に占める割合15.5%）、支払金額で991億円（同45.8%）となっており、このうち関係法人を契約相手方とするものは、件数で406件（同25.8%）、支払金額で939億円（同54.2%）となっている。しかし、発注者である独立行政法人が再委託の有無を把握していないものも、件数は81件（同2.4%）、支払金額で160億円（同7.4%）見受けられる。

図表68 再委託の実施状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

区分 契約相手方		再委託が 行われている		再委託は 行われていない		再委託の有無を 把握していない		計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
平成19 年度	公益法人等	510 (15.5)	99,151 (45.8)	2,688 (81.9)	101,040 (46.7)	81 (2.4)	16,098 (7.4)	3,279 (100)	216,289 (100)
	うち 関係法人	406 (25.8)	93,955 (54.2)	1,136 (72.4)	67,058 (38.7)	27 (1.7)	12,236 (7.0)	1,569 (100)	173,249 (100)
(参考) 18年度	公益法人等	583 (13.9)	88,340 (42.6)	3,493 (83.8)	110,560 (53.4)	89 (2.1)	8,112 (3.9)	4,165 (100)	207,013 (100)
	うち 関係法人	479 (21.7)	83,337 (50.5)	1,644 (74.6)	73,812 (44.7)	79 (3.5)	7,707 (4.6)	2,202 (100)	164,857 (100)

なお、再委託の実施状況についての会計検査院の検査に際して、契約相手方である公益法人等に再委託の実施の有無を確認したところ、日本原子力研究開発機構において、業務の全部又は大部分を第三者に再委託する場合には発注者である同機構の承認が必要であるのに、契約相手方である公益法人等が同機構の承認を得ないまま再委託している事態が16件見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[発注者の承認を得ないまま再委託が行われているもの]

32 日本原子力研究開発機構は、平成19年度に、イントラネットの運用管理等の情報化推進に関する業務について、当該システムの構築、改良及び運用・保守作業を実施し、システムの細部にわたり熟知、精通していることなどを理由に、特定の関係法人と随意契約（契約金額8,946千円）を行っていた。そして、本契約の契約書においては、同機構の承認を得た場合を除き、業務の全部又は大部分を第三者に再委託することを禁止していた。

しかし、同機構が、21年3月に、上記業務の実施状況を確認したところ、同法人は、同機構の承認を得ないまま、その大部分を民間業者に再委託（再委託率93.0%）して実施していた。

なお、同機構は、上記の事態を受けて、再委託の状況についての把握方法を見直すこととし、21年3月に、再委託の状況に係る届出の様式を定めるなどの措置を講じている。

次に、19年度の元契約のうち再委託支払金額が判明している400件について、再委託率（元契約に係る独立行政法人の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。以下同じ。）の状況をみると、図表69のとおり、再委託率が50%以上となっている契約の割合は件数で44.5%、支払金額で45.4%となっており、このうち再委託率が90%以上となっているものは件数で6.5%、支払金額で1.4%となっている。

これを20年報告における18年度の元契約のうち再委託支払金額が判明している517件に係る再委託率の状況と比較すると、全体的な傾向については18年度と大きな変化は見られない。したがって、上記のように再委託率が高率となっている契約については、再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意して、競争契約への移行も念頭に置きつつ、契約方式が適切なものとなっているか十分な検討を行う必要があると認められる。

図表69 再委託率の状況とその変化（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

再委託率	区分	件数	平成18年度 に対する増 減率	件数割合	18年度	支払金額	18年度に 対する増 減率	支払金額 割合	18年度
	90%以上	26	13.0	6.5	4.4	1,124	26.0	1.4	1.7
	80%以上90%未満	34	26.0	8.5	8.8	538	42.7	0.6	1.0
	70%以上80%未満	57	30.4	14.2	15.8	30,315	9.6	38.9	38.6
	60%以上70%未満	31	31.1	7.7	8.7	979	58.6	1.2	2.7
	50%以上60%未満	30	28.5	7.5	8.1	2,427	292.6	3.1	0.7
	50%以上	178	25.2	44.5	46.0	35,384	9.2	45.4	44.8
	40%以上50%未満	47	18.9	11.7	11.2	1,041	68.7	1.3	3.8
	30%以上40%未満	48	37.1	12.0	6.7	3,887	203.3	4.9	1.4
	20%以上30%未満	31	34.0	7.7	9.0	6,723	193.0	8.6	2.6
	10%以上20%未満	38	40.6	9.5	12.3	5,509	72.1	7.0	22.7
	10%未満	58	22.6	14.5	14.5	25,227	19.1	32.4	24.3
	50%未満	222	20.4	55.5	53.9	42,388	11.4	54.5	55.1
	合計	400	22.6	100	100	77,773	10.4	100	100

5 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

前項3及び4のとおり、各独立行政法人が随意契約の見直しを進めている中で、競争性、透明性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が多数見受けられるなど、独立行政法人における契約の適正化は、運用面においてまだ十分であるとはいえない。

一方、各法人の随意契約見直し計画に基づく契約方式の見直しにより、競争契約の件数が増加しており、これに伴い入札手続や仕様書の整備等に係る契約事務も増加している。

そこで、上記のような状況を踏まえて、20年報告に掲記した各法人の契約事務の体制に係る取組、契約の適正化に向けた審査体制及び契約に係る情報の公表状況について、その後の変化の状況を把握するとともに、整理合理化計画において、入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において厳正にチェックするとされていることを踏まえて、これらの監査の実施状況についても調査した。

(1) 契約事務の体制に係る取組

独立行政法人における契約は、おおむね、各部門からの調達要求に基づき、契約担当部門が取りまとめ、各法人の会計規程等の定めるところにより法人の長又は契約を行うこととして指定された役職員（以下、両者を「契約担当役等」という。）が契約を締結することとされている。各独立行政法人における契約事務の体制について、契約締結事務に携わる法人本部の契約担当役等の実員規模でみると、21年4月1日現在では、最小で1人、最大で36人となっており、20年報告と比べて大きな変化はみられない。

このような状況の下、各法人は、随意契約見直し計画の着実な実施に向けて、契約事務を効率的に処理するなどのため、20年報告でも記述した次のような取組を引き続き行っている。

複数年契約の活用又は一括発注の推進等による契約事務の合理化

契約権限の委譲、契約部門の再編若しくは一元化、契約事務マニュアルの作成又は職員の研修等による事務処理体制の整備

仕様書や公告に係る様式の統一、入札執行日若しくは公告日の集約化又は電子入札の実施若しくは電子データでの資料配布等の契約事務の電子化等による事務処理の効率化・省力化

なお、上記に関連して、21年4月1日現在で電子入札システムを導入している法人の状況を調査したところ、図表70のとおり、6法人となっており、20年4月1日現在の5法

人から1法人増加している。そして、この中では、20年5月に導入した宇宙航空研究開発機構の利用実績が678件と最も多くなっている。

図表70 電子入札システムを導入している法人

(平成21年4月1日現在)

法人名	導入年月	導入した契約手続	利用実績	
			平成19年度	20年度
情報処理推進機構	平成16年1月	競争入札	52件	38件
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	17年 1月	競争入札	430件	415件
		随意契約等	98件	76件
国立高等専門学校機構	18年10月	競争入札	220件	304件
		随意契約	11件	15件
都市再生機構	20年 1月	競争入札	2件	21件
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	20年 4月	競争入札	-	7件
宇宙航空研究開発機構	20年 5月	競争入札	-	678件

(注) 導入の状況は、支出原因契約に係るものに限る。

(2) 契約の適正化に向けた審査、監視体制の状況

随意契約等の契約の適正化を図るためには、契約締結の事前及び事後のチェックを徹底するなど、審査、監視体制の充実強化を図ることが必要である。そこで、随意契約とした理由の妥当性に関する各独立行政法人の事前の審査体制と内部監査の状況について20年報告に引き続き検査することとし、併せて、監事及び会計監査人による契約の適正化に関する監査の実施状況を調査した。

ア 随意契約とした理由の妥当性の審査体制の状況

随意契約とした理由の妥当性に関する事前の審査体制については、21年4月1日現在で、100法人すべてにおいて、契約担当部門が通常の契約締結の決裁の過程で審査を行っているとしている。また、これに加えて、図表71のとおり、54法人においては会計規程等に基づき設置された審査委員会等（政府調達に関する協定に該当する契約のみを審査するための委員会は除く。）が、27法人においては監査担当部門等が、28法人においては契約審査担当役等その他の組織が、それぞれ審査を行っているとしており、83法人が契約担当部門の審査に加えて審査委員会等の他の部門等による事前の審査を実施しているとしている。さらに、このうち24法人では、上記のうち二つ以上の部門等で審査を行っているとしている。これらについて、20年4月1日現在の状況と比較すると、「 のいずれかで審査を実施しているとする法

人」の割合が14.0ポイント、「 のうち いずれか二つ以上で審査を実施しているとする法人」の割合が7.0ポイント上昇している（法人別内訳は別表12（200、201ページ）参照）。

図表71 契約担当部門と共に随意契約の妥当性に関する事前審査を行っている組織の状況

事 項	平成20年4月1日現在	21年4月1日現在
対象法人	100法人 (100%)	100法人 (100%)
審査委員会等が審査を実施しているとする法人	48法人	54法人
監査担当部門等が審査を実施しているとする法人	22法人	27法人
その他の組織が審査を実施しているとする法人	17法人	28法人
のいずれかで審査を実施しているとする法人	69法人 (69.0%)	83法人 (83.0%)
のうち のいずれか二つ以上で審査を実施しているとする法人	17法人 (17.0%)	24法人 (24.0%)

注(1) 金額基準により審査を省略する場合があるものを含む。

注(2) の監査担当部門等には監事を含む。

イ 内部監査における随意契約の妥当性の検証の状況

独立行政法人の中には、組織として監査部門を設けて内部監査を実施している法人がある。そして、内部監査の結果は、一部の関係者だけの知見にとどめず、他部門等における執務の参考とさせて適切な契約事務の執行に資することが重要であり、そのためには、組織として監査結果をデータベース化するなどして情報の蓄積及び共有化を図ることが有効であると考えられる。

20年度の内部監査において、随意契約の妥当性の検証に係る項目を監査項目として設定しているとする法人は、図表72のとおり、100法人中69法人となっている。また、内部監査の結果をデータベース化しているとする法人は50法人、このうち全役員が閲覧可能としている法人は34法人であり、20年4月1日現在と比較して、その割合は上昇しているものの、依然として少数にとどまっている（法人別内訳は別表12（202、203ページ）参照）。

図表72 内部監査における随意契約の妥当性の検証の状況（平成19年度、20年度）

事 項	平成19年度	20年度
対象法人	100法人 (100%)	100法人 (100%)
随意契約の妥当性の検証に係る項目を監査項目として設定しているとする法人	53法人 (53.0%)	69法人 (69.0%)
内部監査の結果をデータベース化しているとする法人	32法人 (32.0%)	50法人 (50.0%)
うち全役職員が閲覧可能としている法人	17法人 (17.0%)	34法人 (34.0%)

ウ 監事及び会計監査人による入札及び契約の適正な実施に関する監査の実施状況

前記のとおり、整理合理化計画では、独立行政法人の随意契約の見直しに関する措置として、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において厳正にチェックするとしている。また、総務省においては、19年11月に、各独立行政法人の主務府省に対して、所管する独立行政法人の監事及び会計監査人に対し、入札及び契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨を要請するよう、事務連絡を発している。

一方、各独立行政法人における両監査の実施状況をみると、21年4月1日現在で、監事監査は、100法人すべてにおいて、監査に関する規程等を整備して実施されている。また、会計監査人監査は、独立行政法人通則法に基づき、資本の額その他の経営の規模が一定の基準に達しないため監査が義務づけられていない25法人を除く75法人において実施されている。なお、監査が義務づけられていない25法人のうち、任意で会計監査人の監査を実施しているなどとする法人が11法人ある。

上記を踏まえて、20年度における監事監査の実施状況をみると、図表73のとおり、入札及び契約の適正な実施状況に関する監査は、99法人が実施しているとしており、このうち、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査項目として設定しているとする法人は92法人となっている。また、監査において契約に関する指摘事項があるとする法人は32法人となっている（法人別内訳は別表12（202、203ページ）参照）。

図表73 入札及び契約の適正な実施に関する監事監査の実施状況（平成20年度）

	事 項	平成20年度
監 事 監 査	入札及び契約の適正な実施状況について監査を実施しているとする法人	99法人
	随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査項目として設定しているとする法人	92法人
	監査において契約に関する指摘事項があるとする法人	32法人

20年度における会計監査人監査の実施状況をみると、独立行政法人通則法に基づき会計監査人監査が実施されている75法人のうち57法人は、入札及び契約の適正な実施や法人運営における資金の不経済な使用について、直接、会計監査人がチェックや判断をすることは、財務諸表監査の性格から範囲を超えるものであることを会計監査人から確認しているなどの理由から、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況に関する監査は実施されていないなどとしている。また、18法人は、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査計画書の監査項目として設定しているなどとしているが、その内容をみると、独立行政法人に適用される監査基準に基づき内部統制が適切に整備されているかを検証するとしていたり、財務諸表監査の範囲内で監査の実施過程において非効率的な取引等の発見に努めるとしていたりなどしている（法人別内訳は別表12（202、203ページ）参照）。

なお、日本公認会計士協会は、20年2月に、前記の入札及び契約の適正な実施に関する会計監査人監査による厳正なチェックに関連して、「入札・契約のそもそもの適切性や法人運営における資金の無駄使いについて、直接的に会計監査人がチェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」などとする見解を公表している。

(3) 契約に係る情報の公表状況

独立行政法人が締結する契約に係る情報（以下「契約情報」という。）の事後の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）、「政府調達に関する協定」等に基づいて、各法人が公表項目、公表方法等を内部規程に定めるなどして公表するとともに、「公共調達の適正化について」において国が公表することを定められている契約情報についても、国に準じて公表することが要請されている。

上記の根拠法令等ごとに、契約情報の公表項目を整理すると、図表74のとおりである。

図表74 契約情報の公表項目（契約締結後の公表）の状況（平成21年4月1日現在）

根拠法令等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	政府調達に関する協定	公共調達の適正化について
公表対象の契約	公共工事	特定調達契約注(2)	すべての契約(少額随契を除く。)
公表時期	遅滞なく	落札者等決定日の翌日から起算して72日以内	契約締結後72日以内
公表方法	公衆の見やすい場所に掲示、公衆の閲覧に供する方法又はインターネット	官報により公示	ホームページにおいて公表
公表項目			
物品役務等の名称及び数量			
公共工事の名称、場所、概要及び種別			
契約担当役等の氏名並びにその所属する部門の名称及び所在地			
入札参加者の名称			
入札金額			
入札参加資格			
落札決定日			
落札者			
落札金額			
低入札価格調査制度を適用した場合の経緯			
総合評価方式により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由			
契約を締結した日			
契約の相手方の名称及び住所			
契約の相手方を決定した手続			
契約金額			
工期（着手・完成）			
入札公告日又は公示日			
随意契約の理由			
一般競争入札・指名競争入札別（総合評価方式の実施）			
予定価格 注(3)			
落札率			
当該独立行政法人の主務府省と同一の所管に属する公益法人が随意契約の相手方である場合、当該法人の役員のうち所管府省退職者の再就職者の数			

注(1) 「 」は、根拠法令等において、公表すべきとされている項目である。

注(2) 「政府調達に関する協定」に基づく国、独立行政法人等の機関による調達のうち、現金及び有価証券を除く物品等又は特定のサービスに係る役務を調達するための契約で予定価格が一定金額以上のものをいう。

注(3) 契約締結後に、事後の契約において予定価格を類推されるおそれがないと認められる場合等に公表することとされている。

そして、各法人における契約情報の公表状況（21年4月1日現在）をみると、20年報告における調査結果と同様で、ほとんどの法人においては、おおむね適切に公表され

ている（法人別内訳は別表12（204、205ページ）参照）。

しかし、会計規程等に定められた公表期限までに契約情報が公表されていなかったり、会計規程等に公表期限の定めがないことから、国の基準に準じた公表期限により運用することとしていたものの、この期限までに契約情報が公表されていなかったりなどしているものがあった。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

< 事例 >

[公表期限までに契約情報が公表されていないもの]

- 33 国立健康・栄養研究所は、国立健康・栄養研究所契約事務取扱要領において、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（4月に締結した契約については93日以内）に契約情報をホームページで公表することとしている。

しかし、平成21年1月26日現在における契約情報の公表状況を調査したところ、同日現在で既に公表期限が到来している20年4月から10月までに締結した契約13件（競争契約6件、随意契約7件）のすべてについて、契約情報が公表されていなかった。

なお、同研究所は、会計検査院の検査を踏まえて、21年1月27日に、これらの契約情報をホームページで公表した。

- 34 年金・健康保険福祉施設整理機構は、年金・健康保険福祉施設整理機構会計規程実施細則において、契約情報をホームページで公表することとしているが、その公表期限についての定めはなく、国の基準に準じて、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（4月に締結した契約については93日以内）に公表することとしている。

しかし、平成20年11月18日現在における契約情報の公表状況を調査したところ、同日現在で既に公表期限が到来している20年4月から8月までに締結した契約36件（競争契約21件、随意契約15件）のすべてについて、契約情報が公表されていなかった。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、20年12月10日に、これらの契約情報をホームページで公表した。

6 主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

(1) 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

随意契約のうち19年度及び20年度（12月まで）において、各独立行政法人が、公益法人等と締結している契約の件数、金額等は、前記の4(1)に記述したとおり（別表10（195～198ページ）参照）であるが、これらの契約の相手方となっている公益法人等（以下「随契先公益法人等」という。）は、別表13のとおり、1,157法人となっており、20年報告に比べて144法人減少している。これを独立行政法人別にみると、随契先公益法人等の数が多い上位3法人は、国際協力機構、雇用・能力開発機構、科学技術振興機構であり、これらの法人に係る随契先公益法人等は延べ395法人で全体の25.0%（随契先公益法人等の重複を含めた延べ1,574法人に対する比率）を占めている。

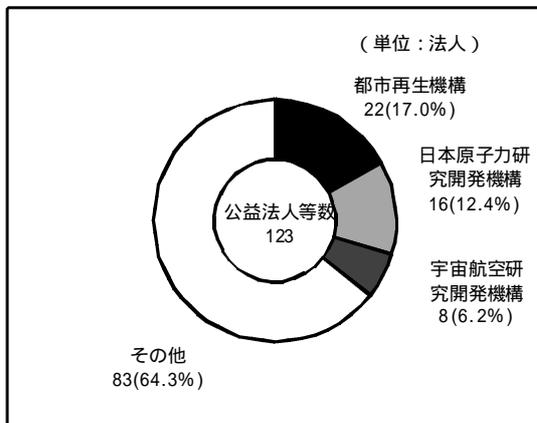
これらの随契先公益法人等について、20年4月1日現在（1,157法人）及び21年4月1日（注11）現在（1,152法人）における発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況をみると、図表75及び別表13のとおりとなっている。また、随契先公益法人等への再就職者数の多い上位10位までの法人の状況を示すと、図表76のとおりである。

（注11） 発注元独立行政法人退職者の再就職者 随意契約を発注した独立行政法人に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該独立行政法人を退職して、随契先公益法人等（次項の(3)においては、随契先民間企業等、次項の(4)においては、随契先公益法人等からの再委託先）に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

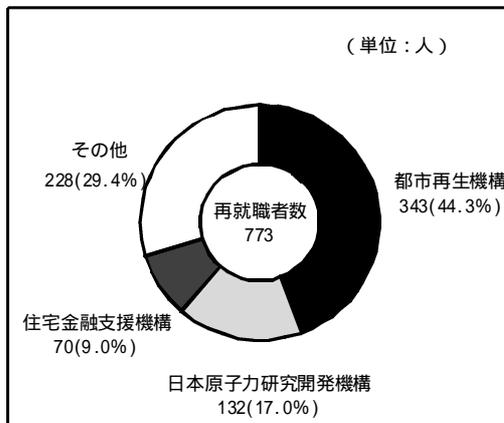
発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人数は、20年4月1日現在で123法人（随契先公益法人等の10.6%）、21年4月1日現在で122法人（同10.5%）となっていて、20年報告の129法人（同9.9%）に比べて減少している。そして、上記の法人における発注元独立行政法人退職者の再就職者数は、20年4月1日現在で773人（うち国家公務員出身者は113人）、1法人当たり平均6.2人、21年4月1日現在で644人（同113人）、1法人当たり平均5.2人となっていて、20年報告の827人（同114人）、1法人当たり平均6.4人から減少している。これを発注元独立行政法人別にみると、当該独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等数が多いのは、都市再生機構、日本原子力研究開発機構等であり、再就職者数が多いのは、都市再生機構、日本原子力研究開発機構、住宅金融支援機構等となっている。

図表75 発注元独立行政法人別にみた当該独立行政法人退職者の在籍公益法人等数及び再就職者数（平成20年4月1日及び21年4月1日現在）

（平成20年4月1日現在）
公益法人等数

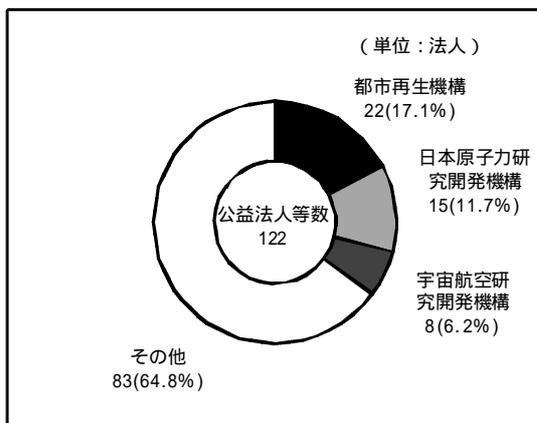


再就職者数

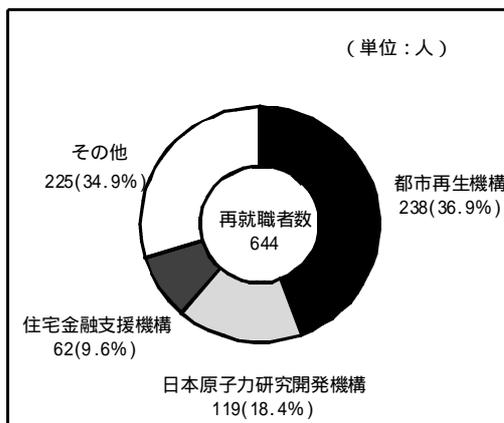


（注）公益法人等数の占める割合は、重複（6法人）を含む延べ129法人に対する比率である。

（平成21年4月1日現在）
公益法人等数



再就職者数



（注）公益法人等数の占める割合は、重複（6法人）を含む延べ128法人に対する比率である。

図表76 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況（平成20年4月1日及び21年4月1日現在）

（平成20年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

発注元独立行政法人名	区分	随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (A)	随契先公益法人等数 (B)	(B)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		1法人当たりの平均再就職者数 (A)/(C)	(A)のうち国家公務員出身者	(C)の随契先公益法人等への随契支払額	
				「有」 (C) ((C)/(B))	「無」			平成19年度	20年度(12月まで)
都市再生機構		343	82	22 (26.8%)	60	15.5	11	67,444	30,078
日本原子力研究開発機構		132	49	16 (32.6%)	33	8.2	7	1,613	836
住宅金融支援機構		70	16	5 (31.2%)	11	14.0	2	9,815	7,679
水資源機構		32	27	4 (14.8%)	23	8.0	3	1,117	-
雇用・能力開発機構		27	96	4 (4.1%)	92	6.7	1	29,602	15,555
宇宙航空研究開発機構		22	39	8 (20.5%)	31	2.7	5	6,111	1,075
森林総合研究所		22	29	5 (17.2%)	24	4.4	22	190	50
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		13	27	6 (22.2%)	21	2.1	6	2,243	579
中小企業基盤整備機構		12	78	4 (5.1%)	74	3.0	1	1,246	241
国際協力機構		9	204	6 (2.9%)	198	1.5	-	8,921	6,932
科学技術振興機構		9	95	5 (5.2%)	90	1.8	5	488	2,315

（平成21年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

発注元独立行政法人名	区分	随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (A)	随契先公益法人等数 (B)	(B)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		1法人当たりの平均再就職者数 (A)/(C)	(A)のうち国家公務員出身者	(C)の随契先公益法人等への随契支払額	
				「有」 (C) ((C)/(B))	「無」			平成19年度	20年度(12月まで)
都市再生機構		238	82	22 (26.8%)	60	10.8	9	67,444	30,078
日本原子力研究開発機構		119	49	15 (30.6%)	34	7.9	8	1,530	836
住宅金融支援機構		62	16	5 (31.2%)	11	12.4	1	9,815	7,679
水資源機構		29	27	4 (14.8%)	23	7.2	2	1,117	-
森林総合研究所		24	29	5 (17.2%)	24	4.8	24	190	50
宇宙航空研究開発機構		22	39	8 (20.5%)	31	2.7	5	6,111	1,075
雇用・能力開発機構		20	96	3 (3.1%)	93	6.6	1	29,586	15,555
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		16	27	7 (25.9%)	20	2.2	5	9,113	3,783
国際協力機構		11	204	6 (2.9%)	198	1.8	-	8,921	6,932
海洋研究開発機構		9	14	2 (14.2%)	12	4.5	3	484	229
中小企業基盤整備機構		9	78	4 (5.1%)	74	2.2	1	1,246	241

(注) 「(C)の随契先公益法人等への随契支払額」は、再就職者が在籍している随契先公益法人等への随意契約に係る発注元独立行政法人からの支払金額である。

21年4月1日現在で発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人数及び再就職者数について、発注元独立行政法人別に20年報告の19年4月1日現在の状況と比較すると、図表77及び別表13のとおりである。すなわち、21年4月1日現在において、法人数は7法人、再就職者数は183人減少しており、減少数が多いのは、法人数では、建築研究所（5法人）、日本貿易振興機構及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構（それぞれ3法人）、再就職者数では、都市再生機構（146人）、労働者健康福祉機構（39人）となっている。一方、増加数が多いのは、法人数では放射線医学総合研究所及び住宅金融支援機構（それぞれ3法人）、再就職者数では住宅金融支援機構（43人）となっている。

図表77 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数の比較

（単位：法人、人）

平成21年4月1日現在		20年報告(19年4月1日現在)		増 減 数	
随契先公益法人等のうち、発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍法人数 (A)	(A)における発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (B)	随契先公益法人等のうち、発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍法人数 (C)	(C)における発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (D)	(A)-(C)	(B)-(D)
[128]		[133]		[5]	
122	644	129	827	7	183

(注) []書きの数値は、重複を含めた延べ数である。

また、21年4月1日現在の前記の再就職者の在籍状況について、資本関係、取引関係等を通じて独立行政法人と一定の結び付きを有する関係法人とそれ以外の公益法人とに区分してみると、図表78のとおり、関係法人には156法人中65法人（41.6%）で472人（うち国家公務員出身者は37人）の再就職者（1法人平均7.2人）が在籍している。これに対して、関係法人以外の公益法人には1,413法人中63法人（4.4%）で172人（同76人）の再就職者（1法人平均2.7人）が在籍している。これを20年報告の19年4月1日現在の状況と比較すると、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している関係法人数は2法人増加しているものの、再就職者数は162人減少している。

なお、各独立行政法人の随契先公益法人等のうち、19年度の随意契約に係る支払金額の合計額が多い10法人について、法人ごとの当該独立行政法人退職者の再就職者数を別表26に示している。

図表78 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の関係法人、関係法人以外の公益法人の内訳（平成21年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

公益法人等	随契先公益法人等数 (A)	(A)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍法人数 (B) (B)/(A)	(B)における発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (C)	1法人当たりの平均再就職者数 (C)/(B)	(C)のうち国家公務員出身者	(B)の随契先公益法人等への随契支払額	
						平成19年度	20年度(12月まで)
関係法人(a)	156	65 (41.6%)	472	7.2	37	145,690	71,230
関連公益法人等	124	44	223	5.0	32	88,755	47,755
特定関連会社	17	14	214	15.2	5	55,876	22,630
関連会社	15	7	35	5.0	0	1,058	843
関係法人以外の公益法人	1,413	63 (4.4%)	172	2.7	76	2,835	1,501
計	[1,569] 1,152	[128] 122	644	5.2	113	148,525	72,731
<参考>19年4月1日現在の内訳						18年度	19年度(12月まで)
関係法人(b)	184	63	634	10.0	51	134,597	79,049
(a)-(b)	28	2	162	2.8	14	11,093	7,819
関係法人以外の公益法人	1,686	70	193	2.7	63	5,042	1,960

注(1) 「随契先公益法人等数」及び「(A)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍法人数」の合計は、重複を除く実数であり、[]書きは延べ数である。

注(2) 「(B)の随契先公益法人等への随契支払額」は、再就職者が在籍している随契先公益法人等への随意契約に係る発注元独立行政法人からの支払金額である。

次に、21年4月1日現在における発注元独立行政法人退職者の再就職者数を従業員と役員に区分すると、図表79及び別表14のとおり、従業員は全体で398人（うち常勤数350人）となっており、20年報告の19年4月1日現在の状況と比較すると全体で157人（同131人）減少している。また、役員は全体で246人（同172人）となっており、全体で26人（同25人）減少している。

図表79 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数の内訳（平成21年4月1日現在）

（単位：法人、人）

区分	発注元独立行政法人数	発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等数 (A)	随契先公益法人等における発注元独立行政法人退職者の再就職者数						1法人当たりの平均再就職者数			(B)のうち国家公務員出身者	
			計		従業員数		役員数		(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)	常勤数	
			(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数					
平成21年4月1日現在の内訳(a)	40	[128] 122	644	522	398	350	246	172	5.2	3.2	2.0	113	67
<参考>19年4月1日現在の内訳(b)	41	[133] 129	827	678	555	481	272	197	6.4	4.3	2.1	114	71
(a)-(b)	1	7	183	156	157	131	26	25	1.2	1.1	0.1	1	4

(注) 「発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等数」は、重複を除く実数であり、[]書きは延べ数である。図表80及び図表81においても同じ。

また、発注元独立行政法人退職者の再就職者数を規模別にみると、図表80及び別表15のとおり、再就職者が1人しかいない法人が48法人（構成比37.5%）ある一方、10人以上いる法人が20法人（同15.6%）ある。この構成比は19年4月1日現在と比較して、それぞれ3.8ポイント、3.9ポイント低下している。

図表80 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数の規模別法人数（平成21年4月1日現在）

（単位：法人、%、ポイント）

区分	発注元独立行政法人数	発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等数	再就職者数の規模別法人数									
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
平成21年4月1日現在の内訳(a)	40	[128] 122	48	22	11	9	5	8	1	3	1	20
			(37.5)	(17.1)	(8.5)	(7.0)	(3.9)	(6.2)	(0.7)	(2.3)	(0.7)	(15.6)
<参考>19年4月1日現在の内訳(b)	41	[133] 129	55	20	15	4	3	4	5	-	1	26
			(41.3)	(15.0)	(11.2)	(3.0)	(2.2)	(3.0)	(3.7)	-	(0.7)	(19.5)
(a)-(b)	1	7	7	2	4	5	2	4	4	3	0	6
			(3.8)	(2.1)	(2.7)	(4.0)	(1.7)	(3.2)	(3.0)	(2.3)	(0.0)	(3.9)

(注) 「再就職者数の規模別法人数」は、重複を含んだ数であり、()書きは、重複を含めた延べ128法人（参考欄は延べ133法人）に対する構成比である。

さらに、発注元独立行政法人退職者の再就職者が従業員又は役員として在籍している122法人について、従業員数に占める発注元独立行政法人退職者の再就職者数の比

率、 役員数に占める発注元独立行政法人退職者の再就職者数の比率を示すと、図表81及び別表16のとおり、従業員については、再就職者の占める比率が10%未満となっている随契先公益法人等が59法人と最も多く、全体の46.0%を占めている。一方、3独立行政法人（日本芸術文化振興会、海洋研究開発機構及び日本原子力研究開発機構）においては、再就職者の占める比率が50%以上となっている随契先公益法人等があり、その数は全体の2.3%に当たる3法人となっている。この50%以上の法人の割合は、20年報告の19年4月1日現在の1.5%（2法人）と比較すると、上昇している。

また、役員については、再就職者の占める比率が10%未満となっている随契先公益法人等が44法人と最も多く、全体の34.3%を占めている。一方、3独立行政法人（日本原子力研究開発機構、都市再生機構及び住宅金融支援機構）においては、再就職者の占める比率が50%以上となっている随契先公益法人等があり、その数は全体の7.8%に当たる10法人となっている。この50%以上の法人の割合は、20年報告の19年4月1日現在の9.7%（13法人）と比較すると、低下している。

図表81 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数の比率（平成21年4月1日現在）

（単位：法人、％）

区分	発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等数 (A)	従業員・役員の別	発注元独立行政法人退職者の占める比率別随契先公益法人等数 (A)に対する割合										
			該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
平成21年4月1日現在の内訳	[128] 122	従業員	49 (38.2)	59 (46.0)	10 (7.8)	4 (3.1)	1 (0.7)	2 (1.5)	2 (1.5)	-	-	-	1 (0.7)
		役員	27 (21.0)	44 (34.3)	24 (18.7)	9 (7.0)	9 (7.0)	5 (3.9)	4 (3.1)	4 (3.1)	1 (0.7)	-	1 (0.7)
		50%以上計		3 (2.3)									
<参考> 19年4月1日現在の内訳	[133] 129	従業員	51 (38.3)	56 (42.1)	16 (12.0)	6 (4.5)	1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	-	-	-	1 (0.7)
		役員	31 (23.3)	49 (36.8)	16 (12.0)	10 (7.5)	10 (7.5)	4 (3.0)	4 (3.0)	3 (2.2)	2 (1.5)	2 (1.5)	2 (1.5)
		50%以上計		2 (1.5)									
		50%以上計		13 (9.7)									

(注) 「発注元独立行政法人退職者の占める比率別随契先公益法人等数」は、重複を含んだ数であり、()書きは、重複を含めた延べ128法人（参考欄は延べ133法人）に対する割合である。

(2) 随契先公益法人等への再就職者と当該公益法人等との随意契約等の状況

随契先公益法人等（延べ1,574法人）について、20年4月1日又は21年4月1日現在で発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍しているもの（延べ129法人、128法人）と在籍していないもの（延べ1,445法人、1,441法人）とに区分して、それぞれ当該独立行政法人との随意契約の状況についてみると、次のとおりである。

すなわち、19年度における随契先公益法人等1法人当たりの随意契約の件数及び支払金額は、図表82のとおり、20年4月1日現在で再就職者が在籍している随契先公益法人等が件数で16.0件、支払金額で1,152百万円となっているのに対して、再就職者が在籍していない随契先公益法人等ではそれぞれ1.9件、46百万円となっていて、再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で約8倍、支払金額で約25倍と多くなっている。同様に、20年度（12月まで）における随契先公益法人等1法人当たりの随意契約の件数及び支払金額は、21年4月1日現在で再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で約7倍、支払金額で約28倍と多くなっている。そして、19年度における随契先公益法人等1法人当たりの随意契約の件数及び支払金額は、20年報告の19年4月1日現在における18年度の状況と比較すると、再就職者が在籍している随契先公益法人等においては件数で5.9件減少し、支払金額で35百万円増加している。

図表82 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人等との随意契約の状況

（単位：法人、件、百万円）

区分	随意契約が締結された年度	法人数 (A)	件数		支払金額		
			随意契約 (B)	1法人当たり 随意契約件数 (B)/(A)	随意契約 (C)	1法人当たり 随意契約支 払金額 (C)/(A)	
再就職者在籍有り	平成19年度(a)	123	1,980	16.0	141,804	1,152	
	20年度(12月まで)	92	1,243	13.5	72,731	790	
	計	129	3,223	24.9	214,536	1,663	
再就職者在籍無し	19年度	1,276	2,511	1.9	58,764	46	
	20年度(12月まで)	868	1,622	1.8	24,924	28	
	計	1,446	4,133	2.8	83,688	57	
<参考> 19年4月 1日現在	再就職者 在籍有り	18年度(b)	125	2,746	21.9	139,639	1,117
		(a)-(b)	2	766	5.9	2,165	35
	再就職者 在籍無し	18年度	1,475	3,112	2.1	69,694	47

(注) 「法人数」の「計」は、平成19年度又は20年度（12月まで）において、随意契約の相手方となっている公益法人等の数であり、19年度と20年度（12月まで）の法人数の単純合計とは一致しない。図表83も同様。

また、19年度の随意契約のうち企画・公募を経ない随契の占める割合は、図表83のとおり、20年4月1日現在で再就職者が在籍している随契先公益法人等では、件数で82.2%、支払金額で89.8%となっているのに対して、再就職者が在籍していない随契先公

益法人等ではそれぞれ77.9%、72.2%となっていて、再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で4.3ポイント、支払金額で17.6ポイント高くなっている。一方、20年度（12月まで）の随意契約のうち企画・公募を経ない随契の占める割合は、21年4月1日現在で再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で8.4ポイント、支払金額で17.0ポイント低くなっている。そして、企画・公募を経ない随契の割合を20年報告の19年4月1日現在における18年度の状況と比較すると、件数、支払金額共に、再就職者が在籍している随契先公益法人等においては低下している。

図表83 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人等との随意契約に占める企画・公募を経ない随契の状況

（単位：法人、件、百万円、ポイント）

区分	随意契約が締結された年度	法人数	件数			支払金額			平均落札率		
			随意契約 (A)	企画・公募を経ない随契 (B)	企画・公募を経ない随契の割合 (B)/(A)	随意契約 (C)	企画・公募を経ない随契 (D)	企画・公募を経ない随契の割合 (D)/(C)	随意契約	企画随契	
再就職者在籍有り	平成19年度 (a)	123	1,980	1,629	82.2%	141,804	127,345	89.8%	97.3%	96.5%	
	20年度 (12月まで) (b)	92	1,243	627	50.4%	72,731	36,692	50.4%	96.5%	96.6%	
	計	129	3,223	2,256	69.9%	214,536	164,038	76.4%	96.9%	96.5%	
再就職者在籍無し	19年度 (c)	1,276	2,511	1,957	77.9%	58,764	42,442	72.2%	96.9%	94.8%	
	20年度 (12月まで) (d)	868	1,622	955	58.8%	24,924	16,801	67.4%	97.2%	97.3%	
	計	1,446	4,133	2,912	70.4%	83,688	59,243	70.7%	97.1%	96.4%	
(a)-(c)		1,153	531	328	4.3	83,040	84,903	17.6	0.4	1.7	
(b)-(d)		776	379	328	8.4	47,807	19,891	17.0	0.7	0.7	
<参考> 19年4月 1日現在	再就職者在籍有り	18年度 (e)	125	2,746	2,568	93.5%	139,639	133,609	95.6%	97.0%	95.8%
	再就職者在籍無し	(a)-(e)	2	766	939	11.3	2,165	6,264	5.8	0.3	0.7
		18年度	1,475	3,112	2,639	84.8%	69,694	46,567	66.8%	97.2%	95.1%

さらに、整理合理化計画では、各独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札によることとされており、19年12月に策定された随意契約見直し計画が20年1月以降実施されることになることを踏まえて、20年度（12月まで）における随契先公益法人等との契約で、企画随契での1者応募となっているものや競争契約での1者応札となっているものの状況についてみると、図表84のとおりである。

図表84 再就職者の有無別にみた随契先公益法人等との企画随契又は競争契約における1者
 応札（応募）の状況（平成20年度（12月まで））
 （単位：法人、件、百万円、ポイント）

企画随契、 競争契約の 別	区分	法人数	件数 (A)	うち1者 応札 (応募) (B)	1者応札 (応募) の割合 (B)/(A)	支払金額 (C)	うち1者 応札 (応募) (D)	1者応札 (応募) の割合 (D)/(C)
企画随契	再就職者在籍 有り(a)	47	532	323	60.7%	30,996	21,591	69.6%
	再就職者在籍 無し(b)	243	439	217	49.4%	6,062	4,581	75.5%
	(a)-(b)	196	93	106	11.3	24,934	17,010	5.9
競争契約	再就職者在籍 有り(c)	52	238	183	76.8%	9,238	7,885	85.3%
	再就職者在籍 無し(d)	142	276	198	71.7%	698	382	54.7%
	(c)-(d)	90	38	15	5.1	8,540	7,503	30.6

これによると、20年度（12月まで）の企画随契のうち1者応募の割合については、21年4月1日現在で再就職者が在籍している随契先公益法人等は、件数で60.7%、支払金額で69.6%となっているのに対して、再就職者が在籍していない随契先公益法人等ではそれぞれ49.4%、75.5%となっていて、再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で11.3ポイント高くなっているが、支払金額では5.9ポイント低くなっている。また、随契先公益法人等について、発注元独立行政法人との競争契約との状況についてみると、20年度（12月まで）の競争契約のうち1者応札の割合については、21年4月1日現在で再就職者が在籍している随契先公益法人等は、件数で76.8%、支払金額で85.3%となっているのに対して、再就職者が在籍していない随契先公益法人等ではそれぞれ71.7%、54.7%となっていて、再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で5.1ポイント、支払金額で30.6ポイント高くなっている。

次に、発注元独立行政法人退職者の再就職者が多数在籍している随契先公益法人等の状況をみると、別表17のとおり、20年4月1日現在で再就職者が10人以上在籍している随契先公益法人等は23法人あり、再就職者数は計511人となっている。そして、これらの法人について発注元独立行政法人との随契契約の状況をみると、20年度（年間分）で件数は計1,038件、支払金額は計649億円となっている。なお、これらの23法人における再就職者に係る20年度の人件費（役員報酬、給与、退職給与、法定福利費等の額）は45億円となっている。そして20年報告の19年4月1日現在の状況と比較すると、

再就職者が10人以上在籍している随契先公益法人等は3法人、再就職者数は77人それぞれ減少している。

また、上記のうち、発注元独立行政法人退職者の再就職者の人数が多い上位10随契先公益法人等の状況を示すと図表85のとおりである。

図表85 発注元独立行政法人退職者の再就職者の人数の多い上位10随契先公益法人等の状況（平成20年度）

（単位：人、件、百万円）

随契先公益法人等名	発注元独立行政法人名	左の独立行政法人退職者の再就職者数	発注元独立行政法人と左の随契先公益法人等との随意契約の件数・支払金額		左の再就職者に係る随契先公益法人等での人件費	<参考> 随契先公益法人等における利益剰余金（内部留保額）
			件数	支払金額		
財団法人住宅管理協会	都市再生機構	68	287	20,767	754	(1,460)
株式会社URリンケージ		68	289	15,665	689	3,712
株式会社URサポート		34	108	3,891	383	2,535
日本総合住生活株式会社		32	88	8,081	362	20,962
株式会社新都市ライフ		29	11	171	299	12,817
財団法人放射線利用振興協会	日本原子力研究開発機構	25	28	481	170	(289)
株式会社住宅債権管理回収機構	住宅金融支援機構	24	2	4,771	219	1,207
株式会社URコムシステム	都市再生機構	20	63	4,245	234	2,156
株式会社関西都市居住サービス		19	3	10	206	2,029
財団法人核物質管理センター	日本原子力研究開発機構	19	1	5	178	(45)

（注）「内部留保額」の計数は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づいて会計検査院が試算したものである。

(3) 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

随契先公益法人等以外の主な随意契約先（以下「主な随契先民間企業等」という。）として、独立行政法人ごとに、19年度における随意契約に係る支払金額又は契約金額の合計額が多い法人（合計額が1000万円以下の法人等を除く。）のうち上位30法人に該当する計1,219法人について、20年4月1日及び21年4月1日現在における発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況をみると、別表18のとおりとなっている。

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍しているのは、20年4月1日現在で86法人（調査対象法人の7.0%）、21年4月1日現在で92法人（同7.5%）であり、在籍無しはそれぞれ1,146法人、1,143法人、発注元独立行政法人より調査困難等の回答があったものはそれぞれ22法人、21法人となっている。そして、再就職者が在籍している法

人における発注元独立行政法人退職者の再就職者数は20年4月1日現在で349人（うち役員は95人）、21年4月1日現在で353人（同92人）であり、このうち国家公務員出身者はそれぞれ49人、62人となっている。また、1法人当たりの再就職者数はそれぞれ平均4.0人、3.8人となっており、随契先公益法人等への再就職者数の平均（20年4月1日現在で6.2人、21年4月1日現在で5.2人）をいずれも下回っている。そして、21年4月1日現在でみると、20年報告の19年4月1日現在の状況と比べて、再就職者が在籍している法人数の増減はないものの、再就職者数は42人減少している。

なお、各独立行政法人における主な随契先民間企業等のうち、19年度における随意契約に係る支払金額の合計額の多い10法人について、法人ごとの当該独立行政法人退職者の再就職者数を別表27に示している。

なお、21年4月1日現在で主な随契先民間企業等への再就職者数の多い上位10法人の状況を示すと図表86のとおりである。

図表86 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況（平成21年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

区分 発注元独立行政法人名	主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (A)		調査した主な随契先民間企業等の数 (B)	(B)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍の確認できた法人数		1法人当たりの平均再就職者数 (A)/(C)	(A)のうち国家公務員出身者	(C)の主な随契先民間企業等への随契支払額	
	うち役員数			「有」(C) (C)/(B)	「無」			平成19年度	20年度(12月まで)
日本原子力研究開発機構	99	41	34	15 (44.1%)	19	6.6	-	21,121	9,978
水資源機構	56	16	32	10 (31.2%)	22	5.6	4	2,756	22
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	55	4	32	7 (21.8%)	22	7.8	1	7,571	10,205
宇宙航空研究開発機構	47	12	34	14 (41.1%)	17	3.3	6	48,525	10,108
国立印刷局	20	1	35	7 (20.0%)	28	2.8	20	1,165	160
科学技術振興機構	14	7	31	3 (9.6%)	28	4.6	-	2,218	-
国立環境研究所	10	-	30	3 (10.0%)	27	3.3	9	168	73
理化学研究所	8	5	39	1 (2.5%)	38	8.0	4	809	246
海洋研究開発機構	8	2	31	3 (9.6%)	28	2.6	-	16,719	30
都市再生機構	7	-	32	5 (15.6%)	27	1.4	-	7,271	1,179

(注) 「(C)の主な随契先民間企業等への随契支払額」は、再就職者が在籍している主な随契先民間企業等への随意契約に係る発注元独立行政法人からの支払金額である。

(4) 随契先公益法人等の再委託先への発注元独立行政法人及び当該公益法人等それぞれの退職者の再就職者数

随契先公益法人等を相手方とする随意契約で予定価格が300万円を超えるもののうち、19年度又は20年度（12月まで）のいずれかの年度の再委託支払金額が年間合計1000万円を超えている再委託先の数及びこれに対応する再委託元の随契先公益法人等の数をみると、図表87及び別表19のとおり、537法人、42法人となっていて、20年報告の781法人、53法人と比べるといずれも減少している。また、発注元独立行政法人別にみると、雇用・能力開発機構及び宇宙航空研究開発機構の随契先公益法人等からの再委託先だけで78.8%（再委託先の重複を含めた延べ数による比率）を占めている。

図表87 随契先公益法人等からの再委託の状況
（単位：法人、百万円）

発注元独立行政法人数	再委託元の随契先公益法人等数	再委託元の随契先公益法人等への随契支払額		再委託先の数
		平成19年度	20年度（12月まで）	
	[43]			[540]
19	42	119,583	53,720	537
<参考> 20年報告				
		18年度	19年度（12月まで）	[787]
21	53	117,597	68,660	781

注(1) 「再委託元の随契先公益法人等数」は、重複を除く実数であり、[]書きは重複分を含む延べ数である。

注(2) 「再委託元の随契先公益法人等への随契支払額」は、発注元独立行政法人からの、再委託元である随契先公益法人等への随意契約に係る支払金額であり、再委託支払額の財源となる。

注(3) 「再委託先の数」は、再委託先の重複を除く実数であり、[]書きは重複分を含む延べ数である。

ア 再委託先への発注元独立行政法人退職者の再就職者数

上記の再委託先537法人について、調査の協力を得て提出された調査票等から把握できた範囲で21年4月1日現在における発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況をみると、別表20のとおり、再就職者の在籍無しとしているのは514法人、在籍有りとしているのは14法人、当該独立行政法人より調査困難等との回答があったものは9法人である。在籍有りとしている14法人における発注元独立行政法人退職者の再就職者数は55人となっており、1法人当たりの再就職者数は平均3.9人となっている。そして、20年報告の19年4月1日現在と比べて、在籍有りとしている再委託先は4法人増加しているものの、再就職者数は46人、1法人当たりの再就職者数は6.2人減少し

ている。

次に、21年4月1日現在におけるこれら発注元独立行政法人退職者の再就職者を従業員と役員に区分すると、別表21のとおり、従業員は全体で35人（うち常勤数32人）、役員は全体で20人（同15人）となっている。そして、20年報告の19年4月1日現在と比べて、1法人当たりの再就職者数は、従業員で5.3人、役員で0.9人減少している。

また、発注元独立行政法人退職者の再就職者が従業員又は役員で在籍有りとの回答があった再委託先14法人について、調査票等で把握できた範囲で、従業員数に占める発注元独立行政法人退職者の再就職者数の比率、役員数に占める発注元独立行政法人退職者の再就職者数の比率を示すと、別表22のとおりである。

これによると、従業員については、再就職者の占める比率が10%未満となっている再委託先が9法人と最も多く、全体の64.2%を占めている。その一方で、役員については、50%以上を占める再委託先は2法人（14.2%）となっている。

イ 再委託先への随契先公益法人等退職者の再就職者数

前記の再委託先537法人について、調査の協力を得て提出された調査票等から把握（注12）できた範囲で21年4月1日現在における随契先公益法人等退職者の再就職者の状況をみると、別表23のとおり、再就職者の在籍無しとしているのは530法人、在籍有りとしているのは6法人である。在籍有りとしている6法人における随契先公益法人等退職者の再就職者数は24人となっており、1法人当たりの再就職者数は平均4.0人となっている。そして、20年報告の19年4月1日現在の状況と比べて在籍有りとしている再委託先は2法人、再就職者数は20人、1法人当たりの再就職者数は3.0人増加している。

（注12） 随契先公益法人等退職者の再就職者 随契先公益法人等に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該公益法人等を退職して、再委託先に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

次に、これら随契先公益法人等退職者の再就職者を従業員と役員に区分すると、別表24のとおり、従業員は全体で3人（うち常勤数2人）、役員は全体で21人（同17人）となっており、20年報告の19年4月1日現在と比べて、1法人当たりの平均再就職者数は、従業員は同様となっている。一方、役員は3.0人増加している。

また、随契先公益法人等退職者の再就職者が在籍有りとの回答があった再委託先

6法人について、調査票等で把握できた範囲で、従業員数に占める随契先公益法人等退職者の再就職者数の比率、役員数に占める随契先公益法人等退職者の再就職者数の比率を示すと、別表25のとおり、再就職者の占める比率は、従業員の場合は高いものでも10%未満となっている。その一方で、役員については、50%以上を占める再委託先は2法人（33.3%）となっている。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

独立行政法人の入札、契約の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

(1) 独立行政法人の契約制度について

21年4月1日現在の独立行政法人の契約制度の状況について、20年報告（20年4月1日現在）からの改善状況等をみると、次のとおりである。

ア 一般競争契約における公告の方法を明確に会計規程等で定めていない法人や、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人については、規定の整備、見直しが行われていて、これらすべての法人で改善されている。また、指名競争契約限度額については、引き続き国の金額基準を上回っている法人が1法人ある（18～21ページ参照）。

イ 随意契約の基準については、随意契約によることができる範囲が明確かつ具体的でない包括的随契条項又は契約相手方が公益法人の場合は随意契約ができるとする公益法人随契条項を引き続き設定している法人がそれぞれ7法人、2法人ある（21～23ページ参照）。

ウ 企画競争又は公募を導入している法人は、それぞれ3法人、15法人増加して、95法人、85法人となっている。また、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人は、それぞれ33法人、35法人増加して、70法人、61法人となっている（24～29ページ参照）。

エ 契約の発注に際して、予定価格を作成しなければならない旨を明確に会計規程等で定めていなかった法人については、規定の整備が行われていて、すべての法人で改善されている。また、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、引き続き国の場合において省略できるとされている金額基準より高額な金額基準を設定している法人が1法人ある。さらに、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している法人が18法人ある（29～31ページ参照）。

(2) 入札及び契約全般の状況について

ア 20年度（12月まで）の対象契約について契約方式の状況を見ると、随意契約の割合

は件数で57.2%（うち企画・公募を経ない随契36.2%）、支払金額で67.9%（同48.0%）となっていて、前年度同期と比較して、件数割合で17.2ポイント（同28.6ポイント）、支払金額割合で7.2ポイント（同16.5ポイント）低下しているものの、件数割合、支払金額割合共に競争契約を依然上回っている。また、平均落札率も、競争契約の89.3%に対して随意契約が97.5%と8.2ポイント高くなっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている（37～39、51～53ページ参照）。

一方、競争契約の割合（件数42.7%、支払金額32.0%）は、前年度同期と比較して上昇しているものの、応札者数の状況を見ると、1者応札の割合（件数42.4%、支払金額34.7%）は、前年度同期と比較して、件数割合で7.1ポイント、支払金額割合で6.8ポイント上昇している。そして、1者応札の場合の平均落札率（95.7%）は、複数応札の場合の平均落札率（84.0%）よりも11.7ポイント上回っているなど、落札率からみた場合、競争契約であっても1者応札については、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている（37～39、47～50、53～56ページ参照）。

イ 19年度及び20年度に締結された一般競争契約の一部を抽出して、入札に係る手続の実施状況について検査したところ、公告の周知期間や見積期間の確保が十分でなかったり、入札参加要件が制限的なものとなっていたり、仕様書等の内容が明確になっていなかったりなどして、競争性、公正性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた（57～68ページ参照）。

(3) 随意契約の実施状況について

ア 対象契約のうち20年度（12月まで）の随意契約について、予定価格の作成を省略しているものの割合は29.2%となっており、前年度同期と比較して26.5ポイント低下している。しかし、このうち各法人の会計規程等では予定価格の作成を省略できることとされていないのに、これを省略しているものが3,917件見受けられた（72～74ページ参照）。

イ 対象契約のうち20年度（12月まで）の企画随契の件数と支払金額は、前年度同期と比較して件数で77.3%、支払金額で92.2%増加している。そして、企画競争への応募者数の状況を見ると、1者応募の件数割合（28.2%）は、前年度同期と比較して10.5ポイント低下しているものの、依然として高い割合となっていて、企画競争において複数の事業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている（74～76ページ参照）。

また、19年度及び20年度に締結された企画随契の一部を抽出して、企画競争に係る手続の実施状況について検査したところ、企画競争参加要件を必要以上に限定していたり、審査に当たっての評価方法が具体的でなかったり、審査を行っている外部有識者に契約の利害関係者が含まれていたりなどとしていて、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた（77～81ページ参照）。

ウ 対象契約のうち20年度（12月まで）の公募を経た随意契約の件数と支払金額は、前年度同期と比較して、件数で362.3%、支払金額で76.7%と大幅に増加している。（82、83ページ参照）。

また、19年度及び20年度に公募を実施して締結された契約の一部を抽出して、公募に係る手続の実施状況について検査したところ、公募において契約予定相手方名を表示しているなど、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた（83～86ページ参照）。

エ 20年1月から12月までの間において締結された契約のうち、点検対象随意契約と対応することが把握できた18,318件について、各法人が講じた見直し措置の状況をみると、8,279件（45.1%）がより競争性の高い契約方式に移行している。このうち、競争契約に移行したものについてみると、1者応札の割合は56.2%となっており、1者応札の場合の平均落札率（95.5%）は複数応札の場合と比べて8.9ポイント高くなっている。また、1者応札となっている契約の82.7%は、従前の随意契約と同一の契約相手方となっており、契約相手方の固定化の割合が高くなっていて、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にある（90～93ページ参照）。

オ 20年報告に掲記した個別の事態955件について、20年度末現在における見直し状況をみると、移行手続に相当の期間を必要とすることなどを理由に「措置未済」となっているものがあるが、これらの中には、20年報告では競争契約等へ移行したことから「措置済み」としたものについて、その後、再び随意契約を行っていることが判明したため、「措置未済」としたものも含まれている（95、96ページ参照）。

(4) 公益法人等を契約相手方とする随意契約について

ア 20年度（12月まで）の対象契約のうち公益法人等を契約相手方とする契約の契約方式をみると、随意契約の割合は件数で79.7%（うち企画・公募を経ない随契44.0%）、支払金額で90.3%（同49.4%）となっていて、前年度同期と比較して、件数

割合で11.0ポイント（同28.8ポイント）、支払金額割合で2.4ポイント（同33.3ポイント）低下している。しかし、随意契約の割合は、依然として、契約全体でみた場合（件数57.2%、支払金額67.9%）よりも高い。また、競争契約における1者応札の件数割合は69.4%に上っており、契約全体でみた場合（42.4%）より大幅に高く、企画随契における1者応募の件数割合も55.7%と契約全体でみた場合（28.2%）より大幅に高くなっている。

このように、公益法人等を契約相手方とする契約については、競争契約や企画随契等の割合が上昇しているものの、1者応札又は1者応募の割合は、契約全体の割合より高くなっていて、実質的に競争性を確保しにくい状況となっている（100～103ページ参照）。

イ 公益法人等を契約相手方とする随意契約における再委託の状況について、20年度（12月まで）でみると、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものがなお10.1%ある。また、再委託が行われている契約の再委託率をみると、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で44.5%、支払金額で45.4%を占めており、再委託率が90%以上となっているものも、それぞれ6.5%、1.4%ある（114～117ページ参照）。

(5) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

内部監査の実施状況については、20年度の内部監査で、随意契約の妥当性の検証に係る項目を監査項目として設定している法人は20年報告から16法人増加して69法人となっている（120、121ページ参照）。

また、監事監査については、99法人が、20年度の監事監査で入札及び契約の適正な実施に関する監査を実施しているとしているが、このうち、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査項目として設定しているとする法人は、92法人となっている（121、122ページ参照）。

さらに、契約情報の公表については、20年報告と同様で、ほとんどの法人においては、おおむね適切に公表されている（122～124ページ参照）。

(6) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者は、21年4月1日現在で、随契先公益法人等のうち122法人に644人、主な随契先民間企業等のうち92法人に353人がそれぞれ在籍しており、20年報告の19年4月1日現在の状況と比較して随契先公益法人等では7法人、183

人減少し、主な随契先民間企業等では法人数の増減はないものの、再就職者数は42人減少している。そして、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している公益法人等は、在籍していない公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多い(125～136ページ参照)。

2 所見

独立行政法人の運営には、運営費交付金をはじめとする多額の財政支出が充てられているが、現下の財政事情が極めて厳しい状況にあることにかんがみると、各独立行政法人は、業務運営の徹底した効率化等を図ることが必要になっている。

このような中で、各独立行政法人は、整理合理化計画や随意契約見直し計画等に基づき、国の取組に準じて、随意契約の見直しを含む契約の適正化に取り組んでいる。

そして、随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況を検証したところ、より競争性の高い契約方式に移行したものが相当数あるものの、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にあたり、競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられたりしていた。

したがって、各独立行政法人においては、随意契約見直し計画に基づき適正化を進めることとされている契約の見直しについて、競争性等の確保に十分留意しつつ着実に実施するとともに、入札及び契約の公正性、競争性及び透明性の更なる向上を図るため、次の点に留意することが必要である。

(1) 独立行政法人の契約制度について

ア 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、業務運営上真にやむを得ないと認められるものに限ることとし、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。

イ 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等のように、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、積極的に活用を図るとともに、実施に当たっては、適正な執行を確保するため、要領、マニュアル等の整備を行う。

(2) 入札及び契約全般における競争性の確保について

ア 引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定める

などして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、業務の内容を具体的に仕様として明示することが困難な場合に限って企画随契への移行を検討することとし、競争契約が可能なものを企画随契としないよう留意する。さらに、従来、特殊な技術、設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたものについても、ほかに履行可能な者がいないかを確認するため、適切に公募を実施する。

イ 一般競争入札の実施に当たっては、公告は、事業者等に等しく周知できるような方法により十分な周知期間及び見積期間を確保して行うこと、入札参加要件は、参加者の範囲が過度に制限されることのないよう、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限のものに限定して明確に設定すること、入札説明書等は、特定の事業者等に有利とならないように中立的な内容とするとともに、受注の可否の判断や入札金額の見積りに必要な情報について具体的かつ明確に示すことなどにより、より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないようにして、実質的な競争性の確保に努める。

ウ 企画競争の実施に当たっては、募集の方法、企画競争参加要件の設定、企画競争説明書等の作成等について、上記イの一般競争入札の場合と同様に適切に行って、実質的な競争性の確保に努める。また、企画競争の審査に当たっては、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うとともに、評価項目の設定に当たっては、審査に不公平が生じたり、特定の事業者等に著しく有利となったりしないように、適切に設定すること、評価に当たっては、提案内容が適切に評価に反映されるように具体的かつ客観的な判定基準を設定すること、審査の際には、調達要求部門だけでなく契約担当部門も関与させたり、当該契約の利害関係者を排除したりすることなどにより、入札に係る手続と同様に、契約相手方選定の際の公正性及び透明性の確保を図る。

また、公募の実施に当たっては、参加者の募集方法、公募参加要件の設定、公募説明書等の作成等について、上記と同様に適切に行うとともに、事業者の参入意欲を阻害しないように、公募の公示や公募説明書等において、契約の確実な履行が困難となるような場合を除いて、契約予定相手方名の表示は行わないこととするなどして、手続の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

エ 随意契約において予定価格の作成を省略するのは、業務運営上真にやむを得ない

事由に該当するものに限ることとし、その場合には、会計規程等においてこれに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めて、これに従って適切に運用する。

(3) 公益法人等を契約相手方とする随意契約について

ア やむを得ず公益法人等を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を、公募等により更に厳格に行うとともに、企画・公募を経ない随契から競争契約や企画随契等に移行する場合には、前記の(2)イ及びウと同様、実質的な競争性の確保等に努める。

イ 再委託については、契約の内容に応じて、再委託の禁止又は発注者の承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとともに、特に、再委託率が高率となるものについては、再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意する。また、契約相手方からの再委託の届出等が確実になされるように事務手続の徹底を図るとともに、適時適切に、再委託の状況を確認するように努める。

(4) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、内部監査、監事監査等における契約の適正化に向けた審査、監視体制の一層の充実に努める。また、契約の透明性の向上を図るため、契約情報を引き続き適切に公表するとともに、公表方法の一層の充実に努める。

(5) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について十分に説明責任を果たせるようにする。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、独立行政法人制度について原点に立ち返って見直すことが求められていることを踏まえて、20年報告の検査の結果に対する所見において業務及び財務について記述した事項も含め、今後とも、各独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。